



## 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和3年10月1日（金）

### 記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和3年8月分≫（10月1日発表）
- ② 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
- ③ 障害のある方を対象とする「ふれあい合同面接会」を開催します！
- ④ 宮崎県最低賃金の改正について
- ⑤ 令和3年度全国労働衛生週間（第72回）の実施について
- ⑥ メンタルヘルス対策自主点検の結果について
- ⑦ 林業労働災害防止強調運動の実施について
- ⑧ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所主要行事予定（令和3年10月）
- ⑨ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第55号）

### 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 飯村

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表  
令和3年10月1日解禁

【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
部長 小川 和人  
職業安定課長 早瀬 幸則  
地方労働市場情報官 中山 智子  
(代表電話)0985(38)8823

## 一般職業紹介状況(令和3年8月分)

令和3年8月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.37倍と前月と同率。

有効求人倍率は、74ヶ月連続で1倍台を維持。

正社員有効求人倍率(原数値)は、1.00倍と前年同月より0.15ポイント上昇。

雇用失業情勢は、求人が緩やかに持ち直すなか就職環境に明るさがみられるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。

- ・令和3年8月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同率で1.37倍となった。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.2%減、前年同月比(原数値)で1.5%減(2ヶ月連続減少)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.4%減、前年同月比(原数値)で16.5%増(8ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)9.4%増、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)18.4%増となった。

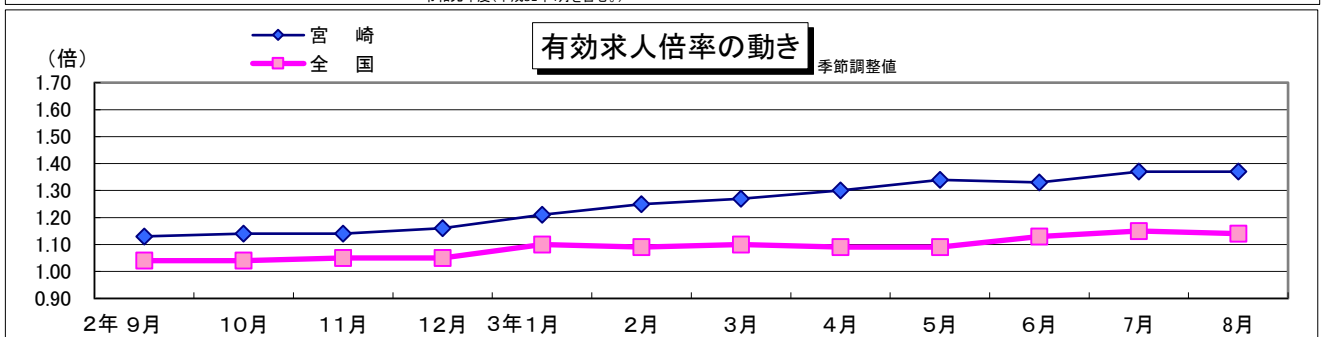
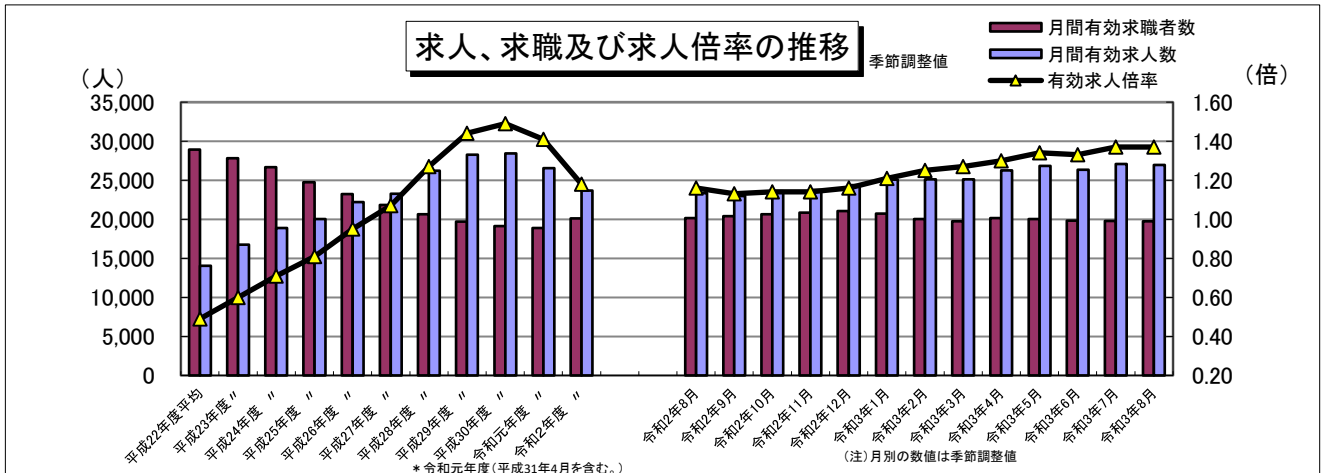
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.2%減少し、有効求人数(同)は前月比0.4%減少したことから、前月と同じ1.37倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で9.4%(370人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比1.5%(307人)減少し2ヶ月連続で減少となっている。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が22.4%(174人)増、離職者が5.6%(93人)増、無業者が20.8%(26人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は23.1%(95人)減となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で18.4%(1,467人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で16.5%(3,679人)の増加で8ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中14産業で増加となった。内訳としては、サービス業(他に分類されないもの)が576人(41.3%)増、製造業で363人(55.4%)増等となる一方、公務、その他で53人(57.0%)減、学術研究、専門・技術サービス業で51人(21.6%)減等(18産業中4産業で減少)となったことから、全体で1,467人(18.4%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
宮崎	1.13	1.14	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	1.34	1.33	1.37	1.37
全国	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,558人で0.8%(38人)増加となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求職数	4,134	4,292	4,384	4,243	4,330	4,263	4,247	4,514	4,282	4,335	4,520	4,558
前月比	-4.2%	3.8%	2.1%	-3.2%	2.1%	-1.5%	-0.4%	6.3%	-5.1%	1.2%	4.3%	0.8%

### 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、10,026人で2.7%(260人)増加となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求人	8,318	8,701	8,892	9,189	9,253	8,856	8,874	9,276	9,517	9,396	9,766	10,026
前月比	-5.1%	4.6%	2.2%	3.3%	0.7%	-4.3%	0.2%	4.5%	2.6%	-1.3%	3.9%	2.7%

### 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が13件(0.3%)増の4,034件となり、就職件数は78件(5.3%)増の1,557件となった。就職率(対新規求職者)は、1.4ポイント下回って36.3%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和元年				令和2年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	2,020	2,020	1,738	1,505	1,447	1,671	2,339	1,811	1,568	1,837	1,644	1,479
対前年同月比	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	1,677	1,808	1,470	1,382	1,372	1,712	2,349	2,054	1,723	1,889	1,663	1,557
対前年同月比	-17.0%	-10.5%	-15.4%	-8.2%	-5.2%	2.5%	0.4%	13.4%	9.9%	2.8%	1.2%	5.3%

就職率	令和元年				令和2年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	44.9%	44.2%	46.9%	46.3%	29.0%	37.5%	47.8%	29.1%	35.7%	40.5%	38.9%	37.7%
対前年同月比	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	41.0%	42.3%	41.0%	45.1%	29.8%	39.0%	47.2%	32.9%	39.8%	43.3%	39.4%	36.3%

### 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.00倍となり、前年同月で0.15ポイント上昇。  
(正社員有効求人数 12,297人 常用フルタイム有効求職者数12,280人)

次回公表予定日 令和3年10月29日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和3年8月	令和3年7月	対前月 増減率(差) (%)	令和2年8月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	19,970	19,905	—	20,277	▲1.5
季節調整値	* 19,743	* 19,773	▲0.2	20,168	—
2 新規求職申込件数(件)	4,291	4,223	—	3,921	9.4
3 月間有効求人数(人)	26,038	25,554	—	22,359	16.5
季節調整値	* 26,952	* 27,067	▲0.4	23,331	—
4 新規求人数(人)	9,419	9,285	—	7,952	18.4
5 紹介件数(件)	4,034	3,888	\	4,021	0.3
6 就職件数(件)	1,557	1,663		1,479	5.3
7 就職率(6/2)(%)	36.3	39.4		37.7	▲1.4
8 充足数(件)	1,508	1,636		1,424	5.9
9 充足率(8/4)(%)	16.0	17.6		17.9	▲1.9

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年8月	令和3年7月	前月差 (ポイント)	令和2年8月
宮崎県	1.37	1.37	0.00	1.16
全国	1.14	1.15	▲0.01	1.05

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	3,579	4,141	4,034	4,566	4,635	4,596	4,458	4,098	3,935	3,922	3,670	3,726
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054							

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和3年8月	令和3年7月	令和2年8月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.23	1.25	1.07	0.16
延岡	1.25	1.14	1.04	0.21
日向	1.25	1.22	0.98	0.27
都城	1.65	1.64	1.45	0.20
日南	0.98	0.94	0.72	0.26
高鍋	1.22	1.17	1.01	0.21
小林	1.52	1.49	1.28	0.24
県計	1.30	1.28	1.10	0.20

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年8月	令和3年7月	前月差 (ポイント)	令和2年8月
福岡	1.07	1.08	▲0.01	1.03
佐賀	1.25	1.26	▲0.01	1.05
長崎	1.06	1.07	▲0.01	0.92
熊本	1.34	1.35	▲0.01	1.12
大分	1.18	1.20	▲0.02	1.08
宮崎	1.37	1.37	0.00	1.16
鹿児島	1.30	1.32	▲0.02	1.10
沖縄	0.72	0.76	▲0.04	0.68

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和3年8月	令和3年7月	令和2年8月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	7,659	7,749	7,650	0.1
2 新規求職申込件数(件)	1,433	1,472	1,354	5.8
3 月間有効求人数(人)	8,702	8,782	7,374	18.0
4 新規求人数(人)	3,051	3,342	2,655	14.9
5 紹介件数(件)	1,343	1,288	1,303	3.1
6 就職件数(件)	539	656	534	0.9
7 充足数(件)	513	649	511	0.4
8 充足率(%)	16.8%	19.4%	19.2%	▲2.4

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和3年8月	399	642	603	601	458	149	2,852
	令和2年8月	331	609	529	545	394	151	2,559
	前年比	20.5%	5.4%	14.0%	10.3%	16.2%	▲1.3%	11.4%
在職者	令和3年8月	117	239	220	213	135	26	950
	令和2年8月	112	187	186	177	98	16	776
	前年比	4.5%	27.8%	18.3%	20.3%	37.8%	62.5%	22.4%
離職者	令和3年8月	236	371	365	365	302	112	1,751
	令和2年8月	186	394	319	350	284	125	1,658
	前年比	26.9%	▲5.8%	14.4%	4.3%	6.3%	▲10.4%	5.6%
事業主都合	令和3年8月	13	41	70	92	67	33	316
	令和2年8月	23	68	82	113	85	40	411
	前年比	▲43.5%	▲39.7%	▲14.6%	▲18.6%	▲21.2%	▲17.5%	▲23.1%
自己都合	令和3年8月	222	322	288	259	200	66	1,357
	令和2年8月	160	324	232	226	178	66	1,186
	前年比	38.8%	▲0.6%	24.1%	14.6%	12.4%	0.0%	14.4%
無業者	令和3年8月	46	32	18	23	21	11	151
	令和2年8月	33	28	24	18	12	10	125
	前年比	39.4%	14.3%	▲25.0%	27.8%	75.0%	10.0%	20.8%

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和3年8月	令和3年7月	令和2年8月	前年同 月比(%)	前年 同月差
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業		302	230	281	7.5	21
C 鉱業、採石業、砂利採取業		26	9	14	85.7	12
D 建設業		811	784	768	5.6	43
E 製造業		1,018	960	655	55.4	363
食料品製造業		374	267	181	106.6	193
飲料・たばこ・飼料製造業		62	53	40	55.0	22
繊維工業		53	67	40	32.5	13
木材・木製品製造業		75	75	70	7.1	5
家具・装備品製造業		1	9	13	▲92.3	▲12
パルプ・紙・紙加工品製造業		9	3	10	▲10.0	▲1
印刷・同関連業		41	18	22	86.4	19
化学工業		8	66	9	▲11.1	▲1
石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	-	0
プラスチック製品製造業		55	51	14	292.9	41
ゴム製品製造業		15	16	6	150.0	9
窯業・土石製品製造業		26	15	23	13.0	3
鉄鋼業		0	0	0	-	0
非鉄金属製造業		2	0	0	-	2
金属製品製造業		29	40	36	▲19.4	▲7
はん用機械器具製造業		32	17	29	10.3	3
生産用機械器具製造業		18	26	23	▲21.7	▲5
業務用機械器具製造業		20	21	21	▲4.8	▲1
電子部品・デバイス・電子回路製造業		49	107	44	11.4	5
電気機械器具製造業		100	84	25	300.0	75
情報通信機械器具製造業		4	2	29	▲86.2	▲25
輸送用機械器具製造業		31	7	9	244.4	22
その他の製造業		14	16	11	27.3	3
F 電気・ガス・熱供給・水道業		8	2	6	33.3	2
G 情報通信業		288	186	231	24.7	57
H 運輸業、郵便業		309	481	351	▲12.0	▲42
I 卸売業、小売業		912	1,046	820	11.2	92
J 金融業、保険業		76	50	24	216.7	52
K 不動産業、物品賃貸業		107	113	80	33.8	27
L 学術研究、専門・技術サービス業		185	207	236	▲21.6	▲51
M 宿泊業、飲食サービス業		372	616	353	5.4	19
宿泊業		75	132	36	108.3	39
N 生活関連サービス業、娯楽業		190	188	163	16.6	27
O 教育、学習支援業		162	171	166	▲2.4	▲4
P 医療、福祉		2,583	2,716	2,275	13.5	308
Q 複合サービス事業		61	105	43	41.9	18
R サービス業(他に分類されないもの)		1,969	1,341	1,393	41.3	576
S.T 公務、その他		40	80	93	▲57.0	▲53
合 計		9,419	9,285	7,952	18.4	1,467
規 模 別	29人以下	5,724	6,010	5,019	14.0	705
	30～99人	2,239	2,089	1,935	15.7	304
	100～299人	942	892	797	18.2	145
	300～499人	270	115	81	233.3	189
	500～999人	223	138	95	134.7	128
	1,000人以上	21	41	25	▲16.0	▲4

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

# 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.00倍と前年同月比0.15ポイント上昇。

（倍）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	

（資料出所）宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

## 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和3年8月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.46倍で受理地別の有効求人倍率(1.37倍)より0.09ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率  ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率  ③／①	⑥差  ⑤－④
令和2年	8月	20,168	23,331	25,237	1.16	<b>1.25</b>	0.09
	9月	20,390	22,970	24,691	1.13	<b>1.21</b>	0.08
	10月	20,651	23,583	25,174	1.14	<b>1.22</b>	0.08
	11月	20,863	23,764	25,453	1.14	<b>1.22</b>	0.08
	12月	21,067	24,371	26,016	1.16	<b>1.23</b>	0.07
令和3年	1月	20,735	25,068	26,642	1.21	<b>1.28</b>	0.07
	2月	20,009	25,108	26,564	1.25	<b>1.33</b>	0.08
	3月	19,729	25,110	26,683	1.27	<b>1.35</b>	0.08
	4月	20,154	26,246	27,945	1.30	<b>1.39</b>	0.09
	5月	20,010	26,825	28,617	1.34	<b>1.43</b>	0.09
	6月	19,804	26,334	28,245	1.33	<b>1.43</b>	0.10
	7月	19,773	27,067	28,686	1.37	<b>1.45</b>	0.08
	8月	19,743	26,952	28,811	1.37	<b>1.46</b>	0.09

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人複数就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。





宮崎労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部  
(担当)  
部長 小川 和人  
職業対策課長 田之上 睦子  
(電話) 0985-38-8824

### 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について ～延べ約2万3千件の支給決定を行い、 雇用の維持を支援した労働者数が27万人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、このほど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況について、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

＜雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数（9月21日現在（速報値））＞

- ・支給申請件数（①）：23,759件
- ・支給決定件数（②）：23,232件
- ・支給決定率（②/①）：97.8%
- ・休業対象労働者数（延べ人数）：278,900人

＜2週間前申請（9月1日～9月7日分）の処理状況＞

- ・支給決定を行ったものの平均処理日数（土日含む）：7.3日（9月21日現在（速報値））

＜雇用調整助成金の申請状況と雇用保険被保険者数の分析＞

① 雇用調整助成金の申請状況について

雇用調整助成金の申請件数は、1月の県独自の緊急事態宣言の影響により3月に申請件数のピークを迎えたが、感染者数の減少もあり、4月以降は1,300件程度で推移。

しかしながら、5月の県独自の緊急事態宣言や、新型コロナ感染の再拡大の影響もあり、7月以降の申請件数は増加の兆しが見られ8月には1,400件を超えた状況。今後は、令和3年8月27日に発令された「まん延防止等重点措置」による影響も懸念される。

（参考）令和3年1月から令和3年8月までの申請件数の動き

R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
1,259	1,590	2,060	1,368	1,361	1,376	1,395	1,403
(15.1)	(26.3)	(29.6)	(▲33.6)	(▲0.5)	(1.1)	(1.4)	(0.6)

（※）括弧内は前月比増減率を示す。

② 雇用保険被保険者数（各月末）の推移（単位：人）

雇用保険被保険者数は、ほぼ一環して30万人前後で推移。

（参考）令和3年8月までの雇用保険被保険者数の動き

R2（月平均）	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
301,939	299,918	302,560	303,835	303,693	303,018
(0.1)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)

（※）括弧内は前年同月比増減率を示す。また雇用保険は31日以上雇用見込みがあり、週所定労働時間が20時間以上である場合に加入が必要

<雇用調整助成金とは>

- 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）を助成する制度。
  
- 令和2年4月から適用されている新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、5月以降、段階的に縮小を行うという方針のもと、「緊急事態宣言の実施区域」と「まん延防止等重点措置区域」以外の地域について、助成額と上限額がいずれも引き下げられており、現在の助成内容は11月末まで継続することとなっている。なお、12月以降の助成内容については、10月中に本省より示される予定。



宮崎労働局発表  
令和3年10月1日(金)

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部職業対策課  
課長 田之上 睦子  
課長補佐 伊集院 一也  
(代表電話) 0985(38)8824

### 障害のある方を対象とする「ふれあい合同面接会」を開催します！

宮崎労働局では宮崎県、都城市、小林市との共催により、障害のある方を対象に、事業所と求職者が一堂に会し個別に面談を行う「ふれあい合同面接会」を下記のとおり開催します。

当日は、入退場自由となっておりますので、仕事をお探しの障害のある方の積極的なご参加をお待ちしております。

なお、延岡地区については、オンラインでの開催となり事前予約が必要になります。

また、取材を希望される方は、事前に下記申込み先にお申し込みいただくこととし、当日の飛び入りでの御参加は御遠慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 日時・会場

##### ① 延岡地区

日時 令和3年10月4, 11, 18, 25日(いずれも月曜) 9時から17時まで

会場 ハローワーク延岡、ハローワーク日向

取材申込先 ハローワーク延岡 職業紹介部門 0982-32-5435

ハローワーク日向 職業紹介部門 0982-52-4131

##### ② 都城地区

日時 令和3年10月20日(水) 13時30分から15時30分まで

会場 ホテル中山荘

取材申込先 ハローワーク都城 職業紹介第二部門(障害者係)

0986-22-1745(部門コード:43#)

##### ③ 小林地区

日時 令和3年10月22日(金) 13時30分から16時まで

会場 小林中央公民館

取材申込先 ハローワーク小林 職業紹介部門 0984-23-2171

④ 宮崎地区

日 時 令和3年10月26日(火) 13時30分から16時まで

会 場 ニューウェルシティ宮崎

取材申込先 ハローワーク宮崎 専門援助部門

0985-23-2245 (部門コード:43#)

2 主 催 宮崎労働局・公共職業安定所

3 共 催 宮崎県・都城市・小林市



## 障がい者を対象とした



# ふれあいオンライン面談会のご案内



障がいをお持ちの方を対象に、ZOOMを使用して事業所と求職者が個別に面談を行う「ふれあいオンライン面談会」を下記のとおり開催いたします。  
ぜひ、このチャンスをお見逃しなく。



## 「県北地域障がい者ふれあいオンライン面談会」

日時 令和3年10月4、11、18、25日(月)

完全予約制 9:00~17:00  
1社あたり15分以内

場所 ハローワーク延岡  
ハローワーク日向

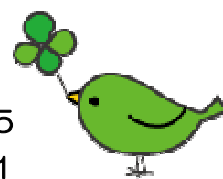


参加をご希望の方は、履歴書（写真不要）と障がい者手帳をお持ちの方は、手帳をお持ちになって会場へお越しください。



お問い合わせは障がい者担当窓口まで

延岡公共職業安定所 0982-32-5435  
日向公共職業安定所 0982-52-4131



## ふれあいオンライン面談会参加の流れ

## ふれあいオンライン面談会QRコード

①宮崎労働局ホームページに掲載されている参加企業の動画や紹介を見る。



(企業の準備が整い次第掲載予定)

②面談を受けたい企業をハローワーク延岡・ハローワーク日向に予約する。

③履歴書を準備する(写真不要)。

④当日オンラインで面談を受ける。

ふれあいオンライン面談会URL ↓

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/roudoukyoku/120352/antei/120649\\_00015.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/roudoukyoku/120352/antei/120649_00015.html)

※参加対象者はハローワークに求職登録がある方です。

※完全予約制のため、当日の参加申込はできません。

※予約については、9月27日から受け付けします。

※面談を希望する事業所にお名前、年齢、障がいの程度をお伝えします。

※面談希望事業所数に制限はありませんが、希望の日時に予約が取れない場合があります。

※日向・延岡管轄の求職者を対象に考えているため、管外・県外の方よりも優先的に予約を入れます。

※事前に宮崎労働局のホームページの企業情報を見ることができない方はハローワーク日向・ハローワーク延岡のZOOM端末で宮崎労働局ホームページを見てもらえるようにしますが、そのための閲覧予約を設けます。

※予めマイク付きヘッドホンを用意してありますが、気になる方は各自でマイク付きイヤホンか、マイク付きヘッドホンを用意してもらう方がコロナ対策になります。

※面談については求職者と事業所との1対1で行います。

※介助を必要とする方については一緒に面談を受けてもらっても構いません。

※原則ハローワークに来所して面談を受けてもらいますが、自宅等で参加したい方については、事前にハローワークと接続確認をさせていただきます。そこで接続ができない場合は来所での面談となります。

※面談終了後にアンケートを記入してもらいます。

※予約時に日程が決められない場合は、面談受付終了後、後日、面談日時を連絡します。

※もし、ふれあいオンライン面談会期間中に通信トラブルや体調不良等で面談ができなかった場合でも、ハローワーク常設のZOOM端末で面談は可能なので、その時は11月末までに個別に面談会を設定します。

※インターネット環境については、1時間接続した場合に約1GB使用するため、面談の約20分の接続時間だと、約256MBのデータを使用することになります。

※自宅等でのインターネットの閲覧等の通信料につきましては、各自で負担をお願いします。

# 都城 障害者ふれあい面接会

## 障害のある方の“働きたい”を応援します

障害をお持ちの求職者を対象に、事業所と求職者が一堂に会して個別に面接を行う「ふれあい面接会」を下記のとおり開催いたします。一会場にて多くの事業所と面接できる機会となりますので、ぜひご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となることもあります。  
※参加の際は、マスクの着用をお願いします。  
※当日、発熱・体調の悪い方の参加はご遠慮ください。

とき

令和3年

10月20日 [水] 13:30~15:30

※受付は13:00~

ところ

面接会場 **ホテル中山荘**

住所：都城市松元町3-20

電話：0986-23-3666

参加企業  
約20社

対象者

就職を希望している障害のある方

※直接会場にお越しください。

持ってくるもの

①障害を確認できるもの（障害者手帳など）

②写真を貼った履歴書（必要な数ほど）

※コピーでも対応可能



●問い合わせ/都城公共職業安定所 障害者担当窓口まで (☎0986-22-1745《43#》)

■共催/都城公共職業安定所、宮崎労働局、宮崎県、都城市

障がい等があって、お仕事探しをされている方へご案内です。

# 小林地区 障がい者 ふれあい就職説明会

障がい等があって就職を希望する方を対象に、企業と就職相談ができる「就職説明会」を開催します。

履歴書不要、普段着で参加可能です。もちろん費用は無料です。年に1度の機会に、是非ご参加ください。

## ●日時

令和3年10月22日（金）

13時30分～16時（受付：12時30分～）



履歴書不要！  
普段着OK！

## ●場所

小林中央公民館（小林市細野38-1）

## ●参加対象者

就職を希望する「障がい」、「難病」のある方  
（付き添いの方も一緒に参加可能です。）

## ●参加企業

約10社予定

（参加企業は確定後、ハローワークでご案内します。）

## ●持参するもの

特に必要ありません。

（障害者手帳等があれば、お持ちください。なくても参加可能です。）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、新しい生活様式に基づいた対策を講じたうえでの開催です。当日は、**必ずマスク着用**をお願いします。また、体調優れない方の参加は、お断りさせていただきます。

なお、感染拡大の状況によっては、やむを得ず中止する場合がありますので、予めご了承ください。

■主 催/小林公共職業安定所、宮崎労働局

■共 催/小林市

■連絡先/ハローワーク小林 障害者支援担当 TEL0984-23-2171



求職者の皆様へ

【宮崎地区】

参加無料

# ふれあい面接会のご案内

障害をお持ちの方を対象に、事業所と求職者が一堂に会し、個別に面談を行う『ふれあい面接会』を、下記のとおり開催いたします。

マスク着用のうえ、是非  
ご参加ください！

## 【宮崎地区】障害者ふれあい合同面接会

(日 時) 令和3年10月26日(火)

13:30~16:00 (受付 12:30~)

(場 所) ニューウェルシティ宮崎 2階

宮崎市宮崎駅東1丁目2-8

★新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止もあり得ることを予めご了承くださいようお願いいたします。

※会場北側の立体駐車場は有料になりますので、ご注意ください。右図のPが会場の駐車場となります。

※参加を希望される方は、次の①~③を持参いただくようお願いします。

- ① 履歴書 (コピーでも対応可能)
- ② 障害を確認できるもの (障害者手帳など)
- ③ 筆記用具・飲み物 (水分補給)・マスク

※体調不良の方(面接会当日体温37.5℃以上など)は参加をお断りしていますので、あらかじめご了承ください。

★お問い合わせは宮崎・高鍋公共職業安定所の障害者担当窓口まで★

☎でんわ番号 (宮崎) 0985-23-2245 (43#) (高鍋) 0983-23-0848

主 催 : 宮崎・高鍋公共職業安定所 宮崎労働局 宮崎県





宮崎労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 森 久美  
室長補佐 吉田 恭  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8836  
(17時15分以降) 0985(44)0641

宮崎県最低賃金の改正について

～ 10月6日から時間額821円に ～

宮崎県（地域別）最低賃金が、10月6日（水）から時間額「821円」（引上げ額28円）になります。

宮崎労働局では中小企業・小規模事業者への支援を行っています。

宮崎労働局（局長 田中大介）は、宮崎県最低賃金について、28円引上げて、時間額821円に改正することに決定し、9月6日付けで官報に掲載しましたが、30日が経過する今月10月6日付けで発効となります。

28円の引上げ（引上げ率3.53%）は過去最大の引上げ額です。

現在、特定（産業別）最低賃金の改正作業を進めておりますが、特定（産業別）最低賃金のうち「電気機械器具等製造業最低賃金（現在803円）」は、本年10月6日（水）から宮崎県最低賃金を下回るため、宮崎県最低賃金の時間額821円が適用されます。

最低賃金は、宮崎県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者に対し適用され、最低賃金を下回る賃金額は無効となり、最低賃金を下回る賃金を支払った事業主は刑罰の対象となります。

【最低賃金法（昭和34.4.15法律137号）】

第4条（抄） 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

みんなチエック！  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。



## 宮崎県 最低賃金

令和3年  
10月6日から  
[時間額]

# 821

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!  
最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは宮崎労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
宮崎労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合	① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

## 業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

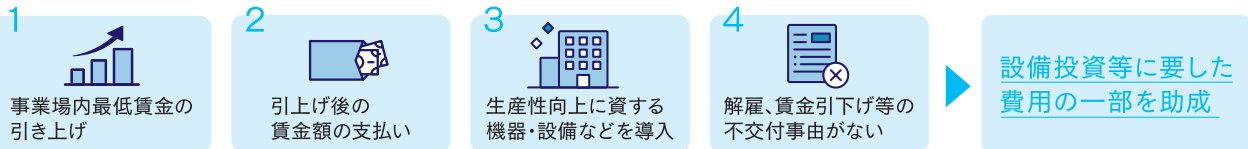
### 賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

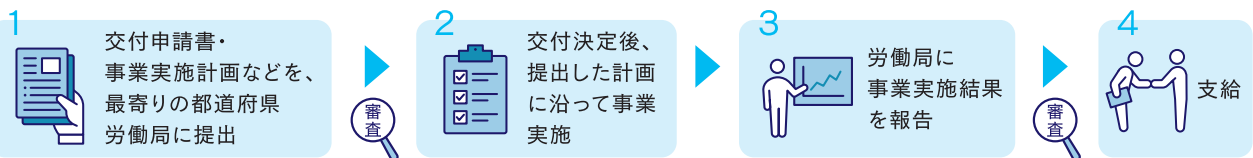
業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。



### 支給の要件



### 助成金 支給までの 流れ



専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



宮崎労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課  
課長 川原 正和  
労働衛生専門官 地福 竹志  
(代表電話) 0985(38)8825  
(直通電話) 0985(38)8835  
(時間外) 0985(44)0641

## 令和3年度全国労働衛生週間(第72回)の実施について

～今年のスローガンは「向き合おう！ ころとからだの健康管理」～  
(副スローガン 「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」)

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和3年10月1日から10月7日まで、全国労働衛生週間を展開します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第72回を迎えます。今年度は、「向き合おう！ ころとからだの健康管理」をスローガンとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンと定め、事業場における更なる感染防止の徹底を呼びかけます。

### 【宮崎県内における労働衛生の現状】

#### ①業務上疾病の発生状況

令和2年中に発生した休業4日以上業務上の疾病は、180件で前年の121件を大幅に上回りました。

疾病別では「腰痛」が最も多く54件で、全体の30%を占めています。

次いで「病原体による疾病」が50件で27.8%となっており、そのうち47件が職場での新型コロナ感染によるものです。

#### ②定期健康診断の実施状況

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診の有所見率は56.72%で、

前年比で0.76%高くなっています（全国平均の58.51%は僅かに下回りました）。

### ③衛生管理者及び産業医の選任状況

県内の労働者数50人以上の事業場（1,067事業場）における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は93.4%、産業医の選任率は94.3%となっており、いずれも全国平均を上回っています。

令和3年の新型コロナ感染による業務上疾病は、8月末現在で99件と昨年を大幅に上回っていることから、宮崎労働局（局長 田中大介）では、引き続き職場における感染防止対策の徹底を呼び掛けます。

#### 【添付資料】

- 資料1 宮崎県における労働衛生の現状について
- 資料2 リーフレット 令和3年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）
- 資料3 リーフレット 第72回全国労働衛生週間（本省版）
- 資料4 令和3年度全国労働衛生週間実施要項

## 宮崎県における労働衛生の現状について（令和 2 年）

宮崎労働局

## 1. 職業性疾病の発生状況

令和2年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は 180人で、前年同期比で 59人(48.8%)増加した。

疾病項目別では、負傷に起因する腰痛54人(30%)が最も多く、続いて病原体による疾病が50人(27.8%)、負傷に起因する疾病(腰痛以外)が33人(18.3%)、振動障害が19人(10.6%)、異常温度条件下における疾病(熱中症)が15人(8.3%)、じん肺症及びじん肺合併症が5人(2.8%)となっている。

負傷に起因する疾病(腰痛含む)は増加傾向にある(対前年29.9%増加)。

病原体による疾病のうち新型コロナウイルス感染症によるものは47件。

第1表 職業性疾病の発生状況(令和2年)

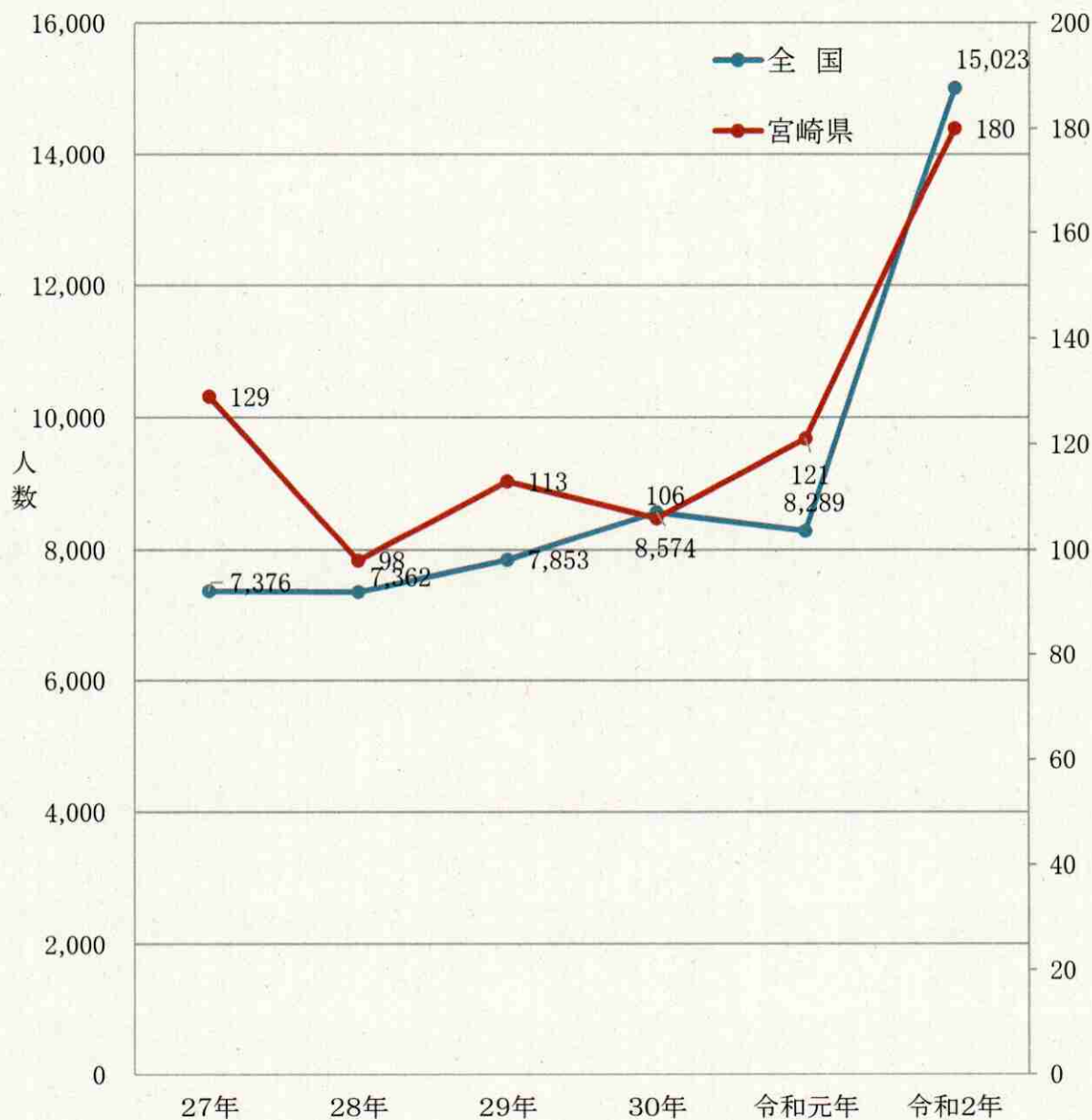
項目	業 種											全 産 業
	製 造 業	鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	農 林 水 産 業	商 業 ・ 金 融 ・ 広 告 業	保 健 衛 生 業	接 客 ・ 娯 楽 業	清 掃 ・ と 畜 業	左 記 以 外 の 事 業	
① 負傷に起因する疾病 (うち腰痛)	12 (3)		6 (3)	4 (3)		8 (3)	15 (11)	26 (21)	7 (4)	3 (3)	6 (3)	87 (54)
② 物理的因子による疾病	有害光線による疾病											0
	電離放射線による疾病											0
	異常気圧下における疾病											0
	異常温度条件による疾病	3		8			2	1			1	15
	騒音による耳の疾病											0
上記以外の原因による疾病												0
③ 作業態様による疾病	重激業務による疾病											0
	負傷によらない業務上の腰痛											0
	振動障害	2		13			4					19
	手指前腕障害顎肩腕症候群											0
	上記以外の原因による疾病	1										1
④ 化学物質による疾病	1											1
⑤ じん肺症及びじん肺合併症			6									6
⑥ 病原体による疾病			13			3	7	26	1			50
⑦ がん	電離放射線によるがん											0
	化学物質によるがん											0
	その他の原因によるがん											0
⑧ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等												0
⑨ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害												0
⑩ その他の業務による明かな疾病						1						1
合 計	19	0	46	4	0	18	23	52	8	3	7	180
(全 国)	1,853	35	884	1,251	187	194	1,923	6,985	576	450	685	15,023

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「①負傷に起因する疾病」欄内の( )は腰痛の内数です。

3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

### 職業性疾病の発生状況



	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
全国	7,376	7,362	7,853	8,574	8,289	15,023
宮崎県	129	98	113	106	121	180



## 2. 定期健康診断の実施状況

- ① 宮崎県内の事業場(原則労働者数50人以上)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は82.80%、全産業の有所見率は56.72%で、有所見率は前年比で0.76%高くなった。また、全国平均の58.51%を下回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業・建設業・運輸交通業・農林業・接客娯楽業では全国平均を下回っており、商業・保健衛生業では有所見率が全国平均より高くなっている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④血糖 ⑤心電図 の順で有所見率が高く(歯科健診は除く)になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患(脳・心臓疾患)の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和2年)(宮崎県内)

項目	業 種								全産業計		
	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	左記以外の事業			
健康診断実施事業場	239	30	76	9	122	215	36	195	922		
受診者数	29,583	2,985	5,157	614	8,314	22,500	1,637	17,853	88,643		
平均受診率(%)	88.10	95.1	90.5	96.7	79.0	79.3	57.6	80.18	82.80%		
特定業務従事労働者数	9,289	56	2,054	0	1,064	12,185	270	80	26,406		
所見のあった人数	14,889	1,721	3,538	415	5,807	12,183	837	10,890	50,280		
宮崎県の有所見率(%)	50.33%	57.65%	68.61%	67.59%	69.85%	54.15%	51.13%	60.99%	56.72%		
全国の有所見率(%)	57.36%	64.60%	66.69%	68.67%	59.87%	54.03%	58.18%	59.48%	58.51%		
医師の指示人数	8,515	993	2,038	245	3,263	6,013	476	6,132	27,675		
項目別有所見者数及び有所見率	聴力(1000HZ)	有所見者数	903	120	313	51	649	720	85	773	3,614
		有所見率(%)	3.13	4.07	6.16	8.31	9.05	3.53	5.27	4.52%	4.32%
	聴力(4000HZ)	有所見者数	1,691	328	800	126	772	934	116	1,556	6,323
		有所見率(%)	5.88	11.13	15.74	20.52	10.76	4.58	7.15	9.10%	7.56%
	聴力(その他)	有所見者数	8	0	1	0	1	9	0	2	21
		有所見率(%)	1.28	0.00	0.42	0.00	0.10	0.54	0.00	0.14%	0.41%
	胸部X線検査	有所見者数	521	72	259	63	437	692	45	650	2,739
		有所見率(%)	1.94	2.42	5.25	10.38	5.49	3.60	3.00	3.79%	3.37%
	喀痰検査	有所見者数	1	0	0	0	0	5	0	0	6
		有所見率(%)	0.51	0.00	0.00	0.00	0.00	12.50	0.00	0.00%	0.92%
	血圧	有所見者数	4,112	509	1,123	161	1,705	2,531	227	3,254	13,622
		有所見率(%)	13.90	17.05	21.78	26.22	20.51	11.25	13.87	18.23%	15.37%
	貧血検査	有所見者数	1,737	98	203	51	634	1,828	66	1,319	5,936
		有所見率(%)	6.54	3.68	4.17	10.56	8.28	8.69	4.43	7.97%	7.30%
	肝機能検査	有所見者数	4,414	610	1,134	152	1,535	3,098	241	3,316	14,500
		有所見率(%)	16.36	22.32	23.46	27.34	19.93	15.07	15.76	19.47%	17.70%
	血中脂質検査	有所見者数	7,220	855	1,879	239	2,867	5,961	406	5,562	24,989
		有所見率(%)	27.01	31.27	38.87	42.99	37.22	29.64	26.54	32.65%	30.76%
	血糖検査	有所見者数	2,693	340	670	94	1,491	1,951	156	2,313	9,708
		有所見率(%)	10.12	12.45	13.91	16.94	19.36	9.77	10.20	13.58%	11.99%
	尿検査(糖)	有所見者数	622	129	237	21	172	430	41	531	2,183
		有所見率(%)	2.11	4.36	4.60	3.42	2.08	1.95	2.52	3.00%	2.49%
	尿検査(蛋白)	有所見者数	976	216	281	35	344	1,109	80	766	3,807
		有所見率(%)	3.33	7.23	5.49	5.70	4.15	4.95	4.89	4.30%	4.32%
心電図検査	有所見者数	2,316	217	592	88	1,089	2,136	189	2,025	8,652	
	有所見率(%)	9.43	8.19	12.71	17.78	14.71	12.55	12.95	12.18%	11.56%	
歯科健診	有所見者数	64	9	0	0	0	40	0	0	113	
	有所見率(%)	27.83	15.00	0.00	0.00	0.00	48.78	0.00	0.00%	30.38%	

### 定期健康診断における有所見者の推移



項目	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
聴力(4000HZ)	8.49	8.44	8.45	8.45	7.49	7.68	7.56
血圧	13.24	13.35	13.50	14.23	13.92	14.44	15.37
肝機能検査	15.45	15.25	16.08	16.81	16.67	17.11	17.70
血中脂質検査	30.71	30.14	29.87	29.99	29.69	30.46	30.76
心電図検査	10.56	11.21	10.82	10.77	10.96	11.44	11.56
有所見率(宮崎県)	51.88	52.57	52.67	53.91	54.77	55.96	56.72
有所見率(全国)	53.20	53.59	53.76	54.08	55.51	56.64	58.51

### 3. 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、鉛の順に多く、電離放射線については、有所見率も全国平均を上回っている。

健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、高気圧、じん肺、有機溶剤の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

第3表 特殊健康診断実施状況(令和2年) (宮崎県内)

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 （ % ）	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 （ % ）	
							県内	全国平均
有機溶剤	355	285	80.3	4,525	4,197	159	3.79	5.18
鉛	21	18	85.7	206	175	2	1.14	1.59
電離放射線	131	121	92.4	2,264	2,142	292	13.63	9.03
特定化学物質等	249	216	86.7	5,317	5,210	59	1.13	1.90
高気圧	4	3	75.0	46	44	0	0.00	4.40
石綿	10	7	70.0	153	130	0	0.00	0.72
じん肺	347	275	79.3	3,553	1,563	0	0.00	0.02

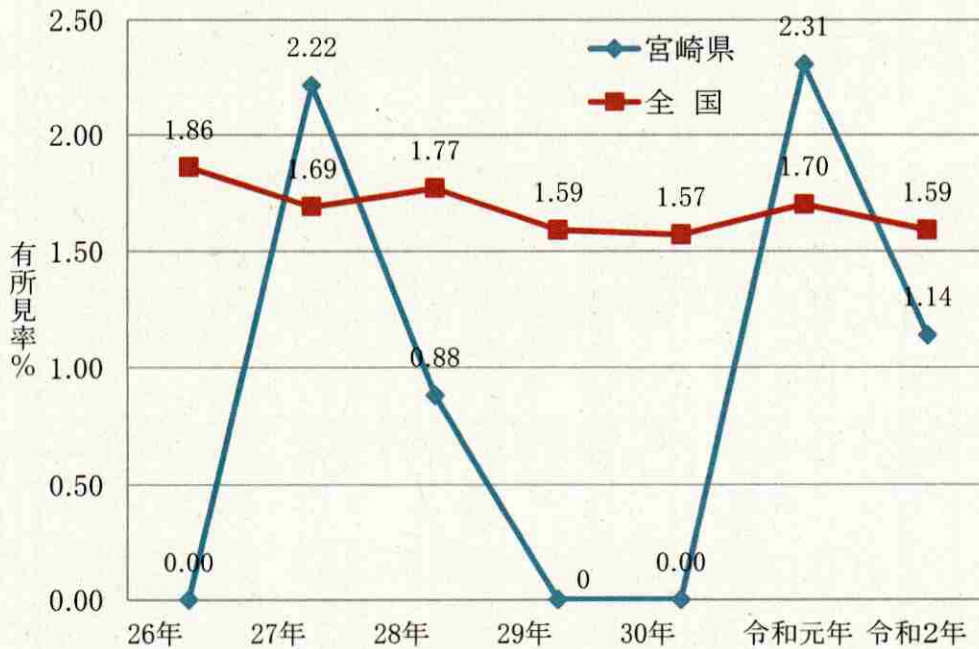
※じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



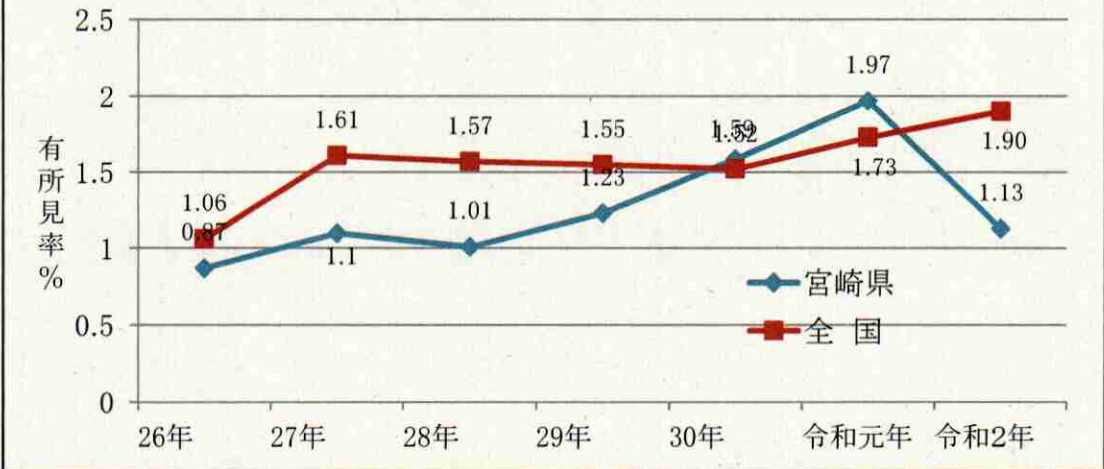
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	4.83	6.17	6.43	7.71	4.62	4.96	3.79
全国	5.8	5.67	5.94	6	5.81	6.21	5.18

鉛健康診断における有所見率の推移



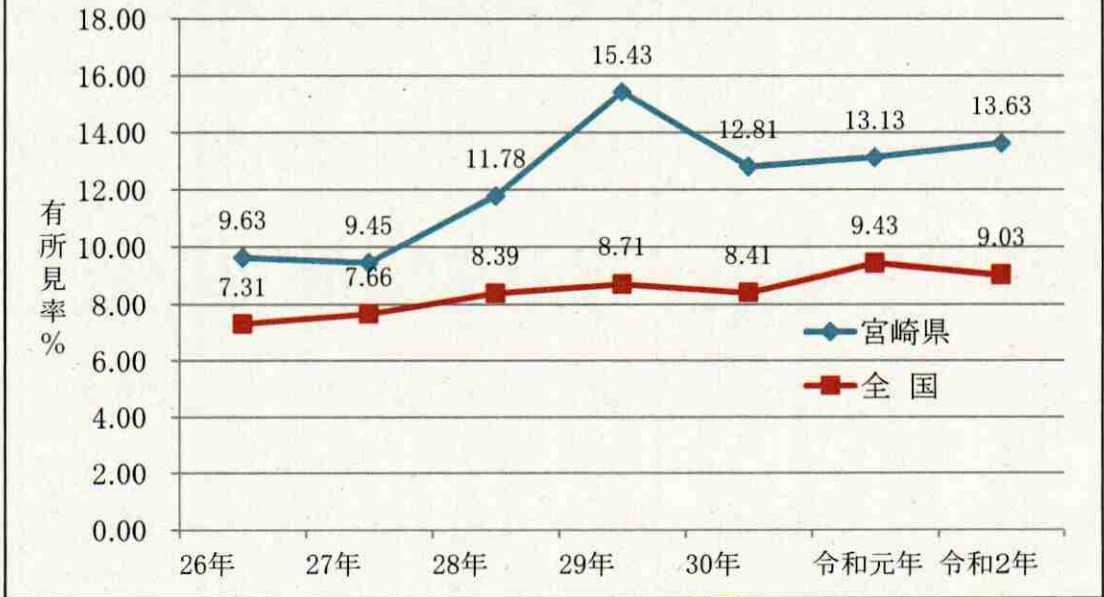
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	0.00	2.22	0.88	0	0.00	2.31	1.14
全国	1.86	1.69	1.77	1.59	1.57	1.70	1.59

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	0.87	1.1	1.01	1.23	1.59	1.97	1.13
全国	1.06	1.61	1.57	1.55	1.52	1.73	1.90

電離放射線健康診断における有所見率の推移



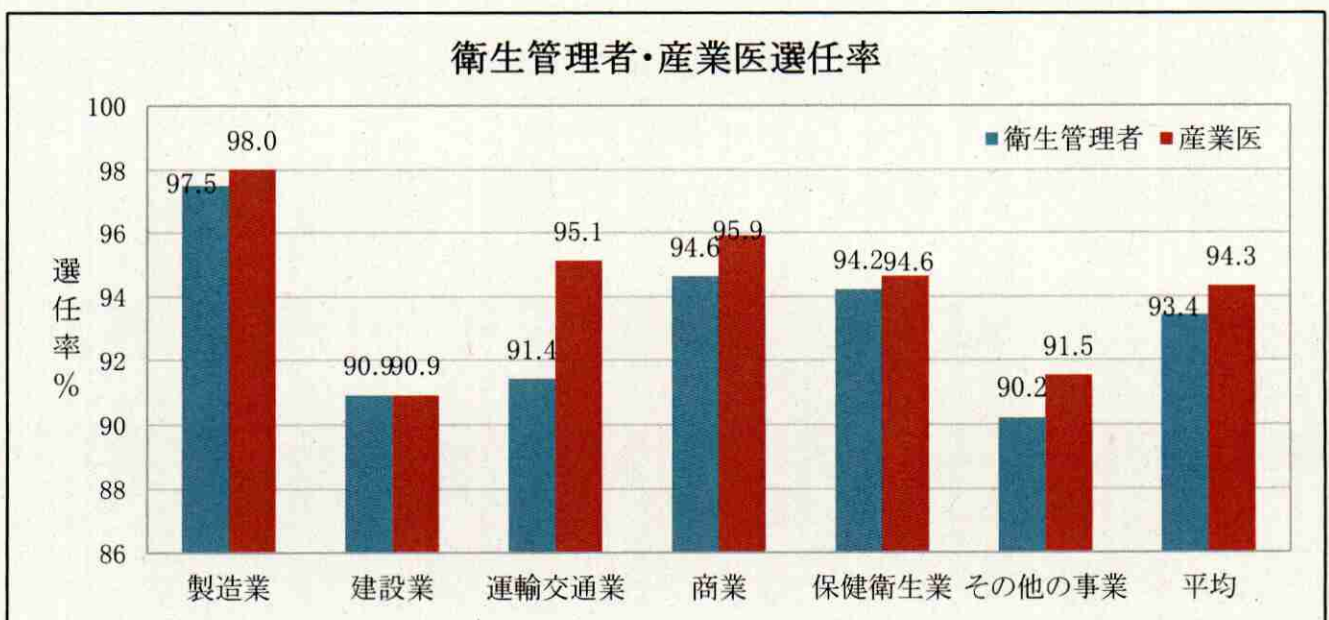
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	9.63	9.45	11.78	15.43	12.81	13.13	13.63
全国	7.31	7.66	8.39	8.71	8.41	9.43	9.03

#### 4. 産業医及び衛生管理者の選任状況

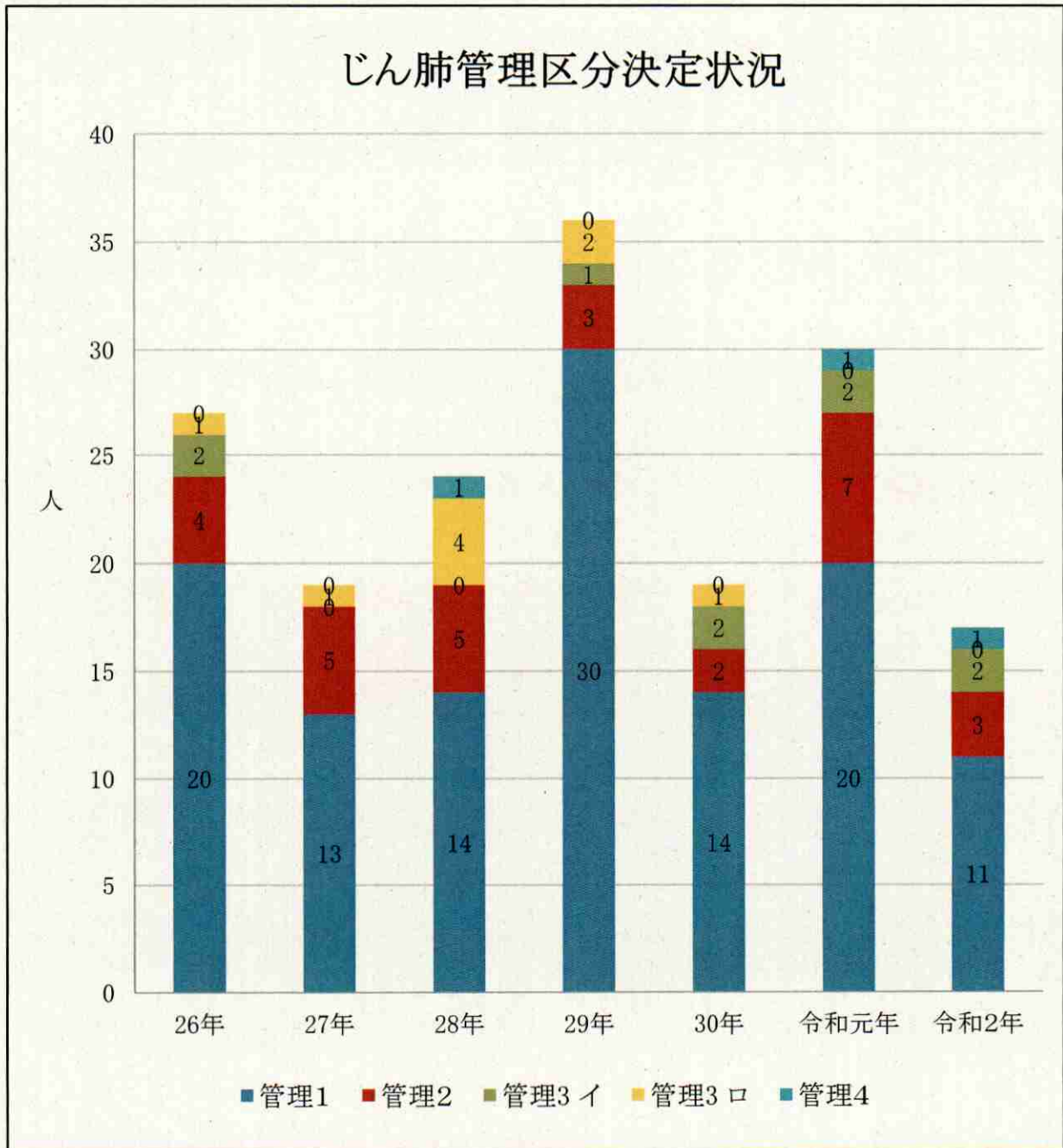
- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、製造業(97.5%)が最も高く、次いで、運輸交通業(94.6%)、保健衛生業(94.2%)、商業(92.1%)、建設業(90.9%)の順となっている。  
産業医については、製造業(98.0%)運輸交通業(95.9%)、保健衛生業(94.6%)、商業(93.6%)、建設業(90.9%)の順となっている。
- ③ 建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
- ④ 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和2年12月末日現在)

業種		製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	左記以外の事業	全産業計	全国計
		区分							
要選任事業場数 (規模50人以上)		244	33	74	140	259	317	1,067	152,376
衛生管理者	選任事業場数	238	30	70	129	244	286	997	137,269
	選任率(%)	97.5%	90.9%	94.6%	92.1%	94.2%	90.2%	93.4%	90.1%
産業医	選任事業場数	239	30	71	131	245	290	1006	139,503
	選任率(%)	98.0%	90.9%	95.9%	93.6%	94.6%	91.5%	94.3%	91.6%



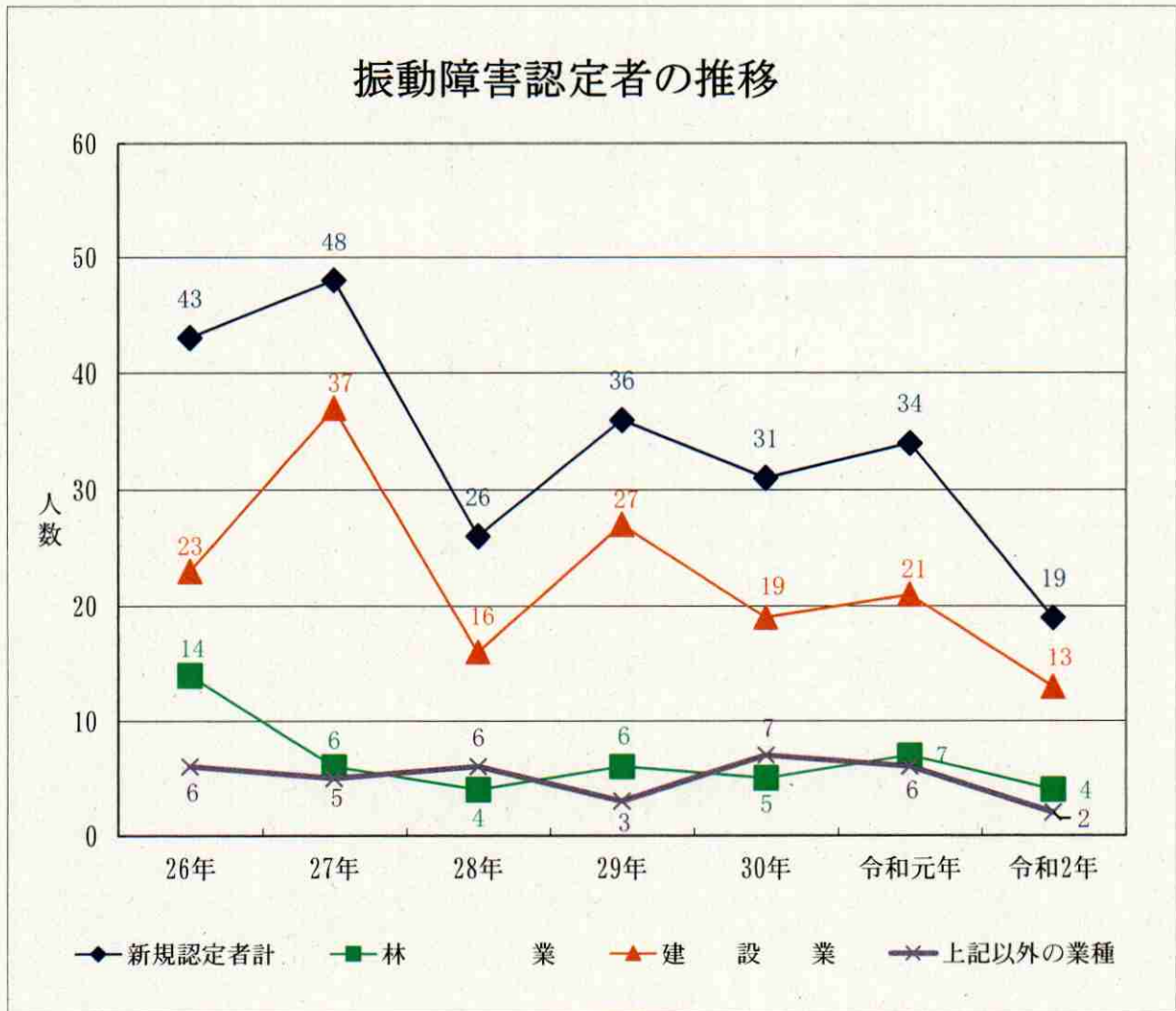
## 5. じん肺管理区分決定状況



	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
管理1	20	13	14	30	14	20	11
管理2	4	5	5	3	2	7	3
管理3イ	2	0	0	1	2	2	2
管理3口	1	1	4	2	1	0	0
管理4	0	0	1	0	0	1	1
計	27	19	24	36	19	30	17

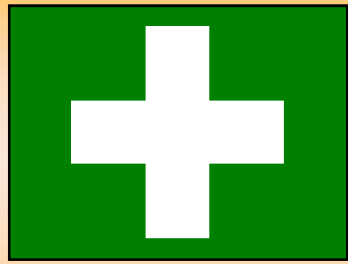
## 6. 振動障害認定者の発生状況

振動障害については、建設業、林業に多いが、令和2年は、対前年と比較して15人（44.1%）減少している。



年度	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
新規認定者計	43	48	26	36	31	34	19
林業	14	6	4	6	5	7	4
建設業	23	37	16	27	19	21	13
上記以外の業種	6	5	6	3	7	6	2





# 令和3年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日  
 ≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断  
実施強化月間です

- ・健康診断
  - ・健康診断後の事後措置
  - ・健康診断の記録、保管
  - ・保健指導
- などを実施し、健康管理を推進しましょう！



全体スローガン 「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」

副スローガン 「うつらめうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

## 宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 目標 (計画期間:平成30年～令和4年)

- 1 メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場(規模30～49人)の割合を **80%以上**
- 2 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 3 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場(規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第72回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

全国の労働者の健康をめぐる問題では、過労死等事案の労災認定件数が令和2年度で**802件**となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みまたはストレスを感じる労働者の割合は、依然として半数を超えている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症のうち、休業4日以上労働災害として令和2年に報告された事例は全国で**6,000件**を超えており、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められています。

このような背景を踏まえ、令和3年度の全国労働衛生週間は全体スローガンとして「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして「うつらめうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を掲げ、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意の上、自主的な労働衛生管理活動を一層促進しましょう。

## 準備期間中に実施する重点事項

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- 4 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿による健康障害防止対策
- 7 受動喫煙防止対策
- 8 治療と仕事の両立支援対策の推進
- 9 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
- 10 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- 11 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進



衛生週間  
要綱全文  
(厚労省 HP)

## 本週間中に実施する事項

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間 5月1日～9月30日
- ・準備期間:4月
- ・重点取組期間:7月

屋外で人と2m以上離れているときは熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

## まんがでわかる 化学物質取扱の安全衛生



## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認。未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう！

[5つのポイント・対策の実践例の詳細](#)

厚労省で教育に自由利用できるマンガを公開中！(18種×11～14言語)

[マンガの閲覧・ご利用](#)



安全教育用の動画&クイズ公開中！

労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください！

## 令和3年度 「見える」安全活動コンクール

令和3年8月2日から募集開始！優良事例は表彰予定 [コンクール詳細](#)



## エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

高齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和2年に県内530件で、全体の**34%**と割合を大きく占めています。補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高齢労働者のための職場環境改善を！ **令和3年10月末まで**

[補助金詳細](#)



主唱 宮崎労働局  
 宮崎労働基準監督署  
 延岡労働基準監督署  
 都城労働基準監督署  
 日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会  
 建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部  
 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
 宮崎産業保健総合支援センター

## 宮崎県産業安全衛生大会

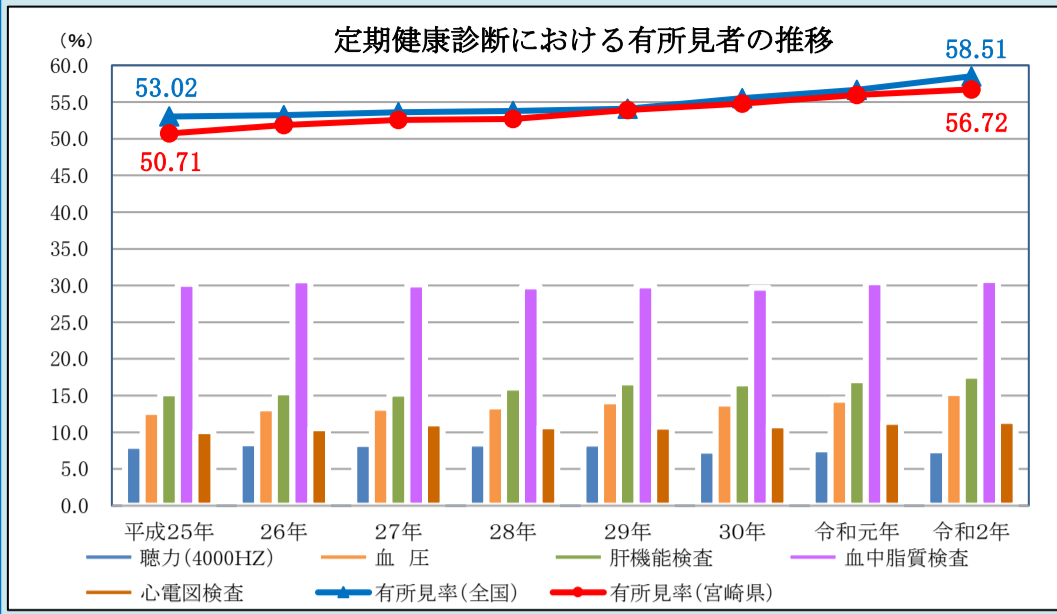
とき 令和3年11月11日(木)13時30分～  
 ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

## 全国産業安全衛生大会

とき 令和3年10月27日(水)～29日(金)  
 ところ 東京都千代田区(東京国際フォーラム)

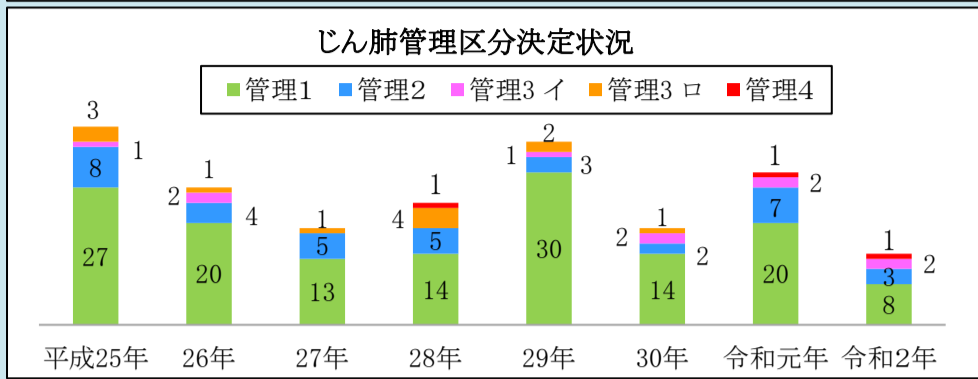
今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

# 宮崎県内における労働衛生の現状



### 特殊健康診断の有所見率(%) (令和2年)

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	3.79	5.18	高気圧障害	0.00	4.40
鉛	1.14	1.59	石綿	0.00	0.72
電離放射線	13.63	9.03	特定化学物質等	1.13	1.90



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率(何かしら所見のあった者の割合)は、全国平均より低いものの年々増加しております。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の電離放射線の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょ。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援事業

### 宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ☆ 測定機器の貸出



始まっています。  
「治療と仕事の両立支援」

**宮崎産業保健総合支援センター**  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-62-2511

### 地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



**宮崎県中部地域産業保健センター**  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-71-1069

**宮崎県北地域産業保健センター**  
延岡市出北6丁目1621 (延岡市医師会内)  
TEL 0982-26-6901

**宮崎県都城・西諸地域産業保健センター**  
都城市姫城町8-23 (都城市北諸県医師会内)  
TEL 0986-22-0754

**宮崎県南那珂地域産業保健センター**  
日南市上平野町1-1-17 (南那珂医師会内)  
TEL 0987-23-2951

## 「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加されました

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の関係法令が改正されました。本改正は令和2年4月22日に公布され、**令和3年4月1日**に施行されました。

本改正のうち、労働安全衛生施行令、特定化学物質障害予防規則の改正点の概要は下記のとおりです。

### 労働安全衛生施行令の改正点の概要

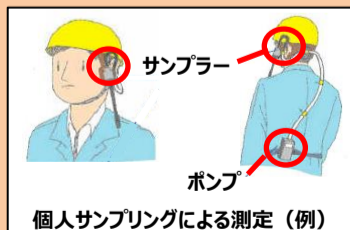
- ① 特定化学物質 **第2類物質**に「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ② 「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」については、令第21条の「作業環境測定を行うべき事業場」から除外。

### 特定化学物質障害予防規則の改正点の概要

- ① 金属のアーク溶接、溶断、ガウジング等の作業(以下、「**金属アーク溶接等作業**」)により、溶接ヒュームを発生する屋内作業場について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属アーク溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の**溶接ヒュームの濃度測定が必要**。

※**既存の金属アーク溶接等作業についても、令和4年3月31日までに濃度測定が必要**

測定には補助金を活用できます→



法改正の詳細(厚労省HP)

溶接ヒューム(塩基性酸化マンガンを含む)

金属アーク溶接等作業

サンプラー

ポンプ

- ③ 上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、**金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年経過するまで保存**。
- ④ 金属アーク溶接等作業(屋内、屋外とも)の従事者に**有効な呼吸用保護具の使用**が必要。なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要で、**1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認**して結果を3年間保存。
- ⑤ 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥ 金属アーク溶接等作業従事者に対し、就業時及び**6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施**が必要。
- ⑦ **特定化学物質作業主任者の選任**が必要。

## 石綿障害予防規則等の一部が改正されました

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と**段階的に施行**されます。

### 石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

改正前		改正後 ※赤字が改正内容	
<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材	計画届 ※ 十四日前	<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)
<b>レベル2</b> 石綿含有保温材	作業届 ※ 工事開始前	<b>レベル2</b> 石綿含有保温材	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示
<b>レベル3</b> スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材		<b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示
			湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育
			隔離 ※ 負圧は不要

- ※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
- ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)はレベル1・2ほどの飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL : 0985-38-8835

特設サイトでは改正の内容に関して各種情報発信中!

石綿対策は“みなさま”に関わる問題です

石綿総合情報ポータルサイト

## 石綿含有建材調査者講習 宮崎で開催予定

令和5年10月から**解体・改修工事で必須**となる事前調査の有資格者について、建災防 宮崎県支部では調査者となるための講習を予定しています。  
※新型コロナウイルス感染症の状況等により予定変更となる場合があります  
お問い合わせ先 建災防 宮崎県支部  
TEL : 0985-20-8610

12/22~23  
(一戸建て等コース)

R4 2/15~16  
(一般建築物コース)

# 第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)～7日(木) [準備期間:9月1日～30日]

(全国労働衛生週間スローガン)

## 向き合おう！ 心とからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、“うつらぬ うつさぬ ルールとともに みんなで守る 健康職場”を副スローガンとして決めました。

各職場においては下記のような取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

### 準備期間に実施する事項（重点事項）（要綱より抜粋）

過重労働による健康障害防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>② 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明</li> <li>③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底</li> <li>④ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底</li> <li>⑤ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用</li> </ol>
メンタルヘルス対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明</li> <li>② 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善</li> <li>③ 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供</li> <li>④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか</li> </ol>
職場における新型コロナウイルス対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底</li> <li>② 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施</li> </ol>
高齢労働者の健康づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施</li> <li>② 高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか</li> </ol>
化学物質による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進</li> <li>② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認</li> <li>③ SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進</li> <li>④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか</li> </ol>
石綿による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進</li> <li>② 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底</li> <li>③ 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止 ほか</li> </ol>
受動喫煙防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施</li> <li>② 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施</li> <li>③ 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用</li> </ol>
治療と仕事の両立支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者による基本方針などの表明と労働者への周知</li> <li>② 研修などによる両立支援に関する意識啓発</li> <li>③ 相談窓口などの明確化</li> <li>④ 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備</li> <li>⑤ 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進</li> <li>② 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底</li> <li>③ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進</li> </ol>

### 準備期間に実施する事項（その他）（要綱より抜粋）

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

## メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

## 職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

（職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)

厚労省 職場の感染対策

検索

## 働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

## 治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

## 受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html)

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業



職場 受動喫煙

検索

## 化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

## 溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対してばく露防止対策のための測定実施の支援をしています。

（有害物ばく露防止対策補助金申請↓）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>



有害物ばく露防止対策補助金

検索

## 高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html)



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化した

ところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2 スローガン

全体（主）スローガン：

- ・向き合おう！ ころとからだの 健康管理

副スローガン：

- ・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
  - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
  - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し



- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
    - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
    - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
  - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
  - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

#### イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
  - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (d) じん肺健康診断の着実な実施
    - (e) 離職後の健康管理の推進
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項



宮崎労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課  
課長 川原 正和  
地方労働衛生専門官 地福 竹志  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8835  
(時間外)0985(44)0641

## メンタルヘルス対策自主点検の結果について

### ～ 事業場規模10人以上30人未満の事業場 ～

宮崎労働局(局長 田中大介)は、県内の規模10人以上30人未満の事業場のメンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、対象となる5,000事業場のうち、無作為に抽出した500事業場に対して自主点検を送付し、回答があった240事業場の結果をとりまとめました。

自主点検の結果、昨年度1年間に「メンタルヘルス不調により1月以上休業した又は退職した労働者がいる」と回答した事業場の割合は6.3%で、同規模の全国平均の4.2%の約1.5倍となりました。

また、ストレスチェック(労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査)を実施している事業場の割合は27.5%で、全国平均の53.5%を大きく下回る結果となりました。

令和3年7月21日に厚生労働省が発表した「労働安全衛生調査(実態調査)」によると、仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレスを感じている労働者の割合は依然として5割を超えています。

また、精神障害による労災請求件数は全国的に年々増加傾向にあり、県内においても令和2年度の精神障害による労災請求は11件となっています(労災認定されたものは2件)。

宮崎労働局では、県内は、中小規模事業場の割合が高く、職場のメンタルヘルス対策が遅れていること、また、メンタルヘルス不調による休業者の割合も高いことから、引き続き、働きやすい職場環境の実現に向けて、メンタルヘルス対策助成金の活用等を含め、職場のメンタルヘルス対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

〔添付書類〕

- 資料1 メンタルヘルス自主点検結果
- 資料2 精神障害の労災認定件数の推移
- 資料3 令和2年「労働安全衛生調査（実態調査）の概要」
- 資料4 ストレスチェック制度導入マニュアル
- 資料5 メンタルヘルス対策助成金リーフレット

## メンタルヘルス自主点検結果

(事業場規模 10人以上30人未満)

### 1 自主点検の対象事業場について

宮崎県内の事業場規模10人以上30人未満の5,000事業場うちから無作為に抽出した500事業場に対して「メンタルヘルス対策自主点検票」を送付し、240事業場(48%)から回答があった。

### 2 回答状況について

#### (1) メンタル不調者の有無

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がいると回答した事業場は、15事業場(回答事業場の6.3%)となっており、同規模の全国平均4.2%(令和2年に厚生労働省が実施した「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果)の1.5倍という結果となった。

メンタル不調者の有・無	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他 の事業	全業種
有	1	0	1	0	5	2	6	15
無	27	30	14	49	43	11	51	225
合計	28	30	15	49	48	13	57	240
有の割合	3.6%	0%	6.7%	0%	10.4%	15.4%	10.5%	6.3%

#### (2) ストレスチェック(労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査)の実施状況

回答があった240事業場のうち27.5%にあたる66事業場がストレスチェックを実施しているが、同規模の全国平均の52.7%を大きく下回っている。

主要業種別では、その他の事業が47.4%で最も高く、次いで製造業が28.6%、運輸交通業26.7%、商業26.5%の順となっている。

最も実施率が低いのが保健衛生業で12.5%であった。



ストレスチェック実施状況	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生	接客娯楽	その他の事業	全業種
実施	8	5	4	13	6	3	27	66
未実施	20	25	11	36	42	10	30	174
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	28.6%	16.7%	26.7%	26.5%	12.5%	23.1%	47.4%	27.5%

「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックの実施及び労働基準監督署への報告が法令で義務付けられているが、50人未満の事業場については、当面努力義務となっている。

ストレスチェックを実施した66事業場のうち、面接指導を実施した事業場は54事業場で実施割合は81.8%であった。

面接指導	全業種
実施	54
未実施	11
実施予定	1
計	66
実施率	81.8%

ストレスチェック結果を集団ごと集計・分析している事業場は60事業場で実施割合は90.9%であった。

ストレスチェック結果の集計・分析	全業種
実施	60
未実施	3
実施予定	3
合計	66
実施率	90.9%

ストレスチェック結果を集団ごと集計・分析した結果を職場環境改善のために活用している事業場は59事業場で89.4%であった。

ストレスチェック分析結果の活用	全業種
活用	59
未活用 (未回答含む)	7
計	66
実施率	89.4%

「未活用」には、ストレスチェックを実施した事業場のうち、本欄に未回答の事業場を含む。

(主な活用内容)(複数回答)

ア 業務配分見直し	29
イ 人員体制組織見直し	27
ウ 管理監督者研修	21
エ 衛生委員会等で審議	23
オ その他	4

### (3) 事業場内のメンタルヘルス推進担当者の選任状況

選任しているのは、83事業場(回答事業場の34.6%)にとどまっている。主要業種別では、建設業の選任率が40.0%で最も高く、次いでその他の事業が38.6%となっている。

担当者の選任	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他 の事業	全業種
選任	9	12	4	16	16	4	22	83
未選任	19	18	11	33	32	9	35	157
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	32.1%	40.0%	26.7%	32.7%	33.3%	30.8%	38.6%	34.6%

(4) メンタルヘルス対策のための教育研修・情報提供(複数回答)

労働者に対して実施している 73事業場(30.4%)

管理監督者に対して実施している 54事業場(22.5%)

産業保健スタッフに対して実施している 6事業場(2.5%)

となっており、これらのいずれかを実施している事業場は、89事業場(37.1%)となっている。

教育研修・情報提供	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他 の事業	全業種
1) 労働者に実施	7	6	5	11	16	3	31	73
2) 管理監督者に実施	5	4	5	9	8	3	24	54
3) 産業保健スタッフに実施	0	0	0	0	2	0	4	6
1)~3)のいずれか実施	10	8	6	14	20	4	35	89
4) 未実施	18	22	9	35	28	9	52	151
実施率	35.7%	26.7%	40.0%	28.6%	41.7%	30.8%	47.7%	37.1%

(5) 心の健康づくり計画の策定状況

計画を策定している事業場は、46事業場(19.2%)にとどまっている。

主要業種別では、運輸交通業が33.3%と最も高い。

心の健康づくり計画の策定	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他の 事業	全業種
策定済	5	5	5	7	6	3	15	46
未策定	23	25	10	42	42	10	42	194
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	17.9%	17.0%	33.3%	14.3%	12.5%	23.1%	26.3%	19.2%

(6) その他のメンタルヘルス対策の取組状況(複数回答)

メンタルヘルスに関する安全衛生委員会等における調査審議、相談体制の整備、健診後の保健指導における対策の実施、医療機関、産業保健総合支援センター等事業場外資源の活用、労働者に対する情報提供のいずれかのメンタルヘルス対策の取組を行っている事業場は、150事業場(62.5%)となっている。

その他のメンタルヘルス対策の取組内容	事業場数
1) 安全衛生委員会等で調査審議	37
2) 相談体制の整備	88
3) 健診後の保健指導で対策の実施	68
4) 医療機関を活用	23
5) 産業保健総合支援センターを活用	19
6) 労働者に対する情報提供	90
1)～6)のいずれか実施	150
実施率	62.5%

(7) 何らかのメンタルヘルス対策の取組状況

ストレスチェックの実施、メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者等に対する教育研修・情報提供、心の健康づくり計画の策定、その他のメンタルヘルス対策のいずれか1つ以上を実施している事業場は、163事業場(67.9%)と全体の3分の2以上を占めている。

主要業種別では、運輸交通業が8割を超えている一方、接客娯楽業では5割を下回っている。

何らかのメンタルヘルス対策の取組	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽	その他の事業	全業種
取組んでいる	18	19	12	32	37	6	39	163
取組んでいない	10	11	3	17	11	7	18	77
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	64.3%	63.0%	80.0%	65.3%	77.1%	46.2%	68.4%	67.9%

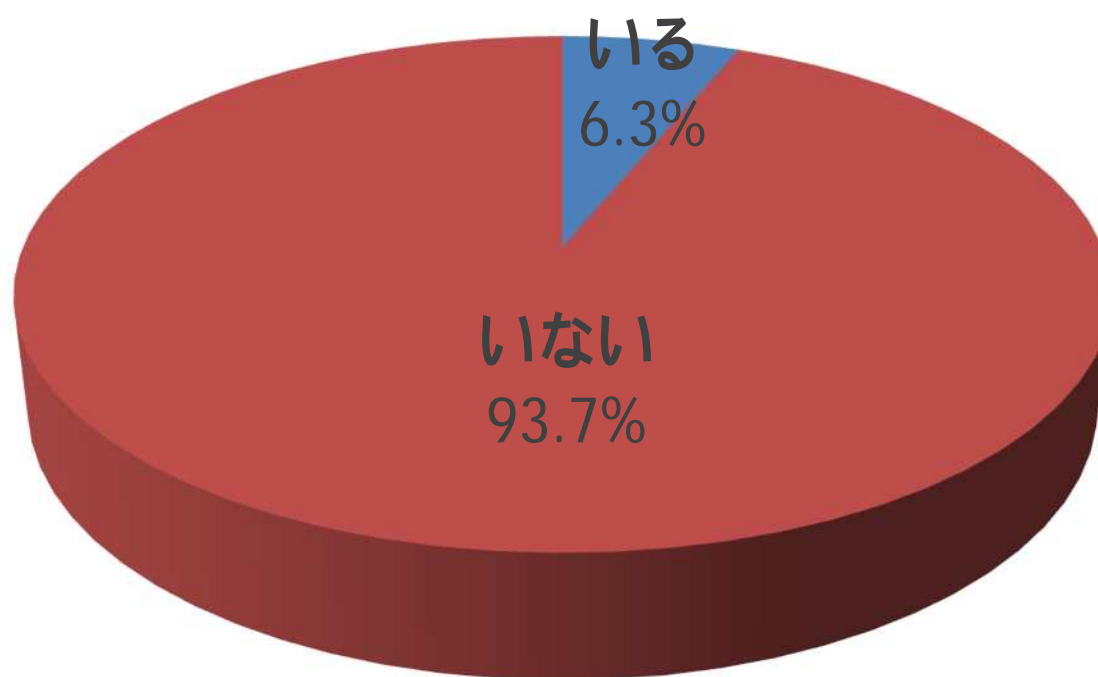
# メンタルヘルス自主点検結果

## (県内10人以上30人未満規模)

宮崎労働局では、県内の規模10人以上30人未満の事業場のメンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、対象となる5,000事業場のうち、無作為に抽出した500事業場に対して自主点検を送付し、回答があった240事業場の結果をとりまとめました。

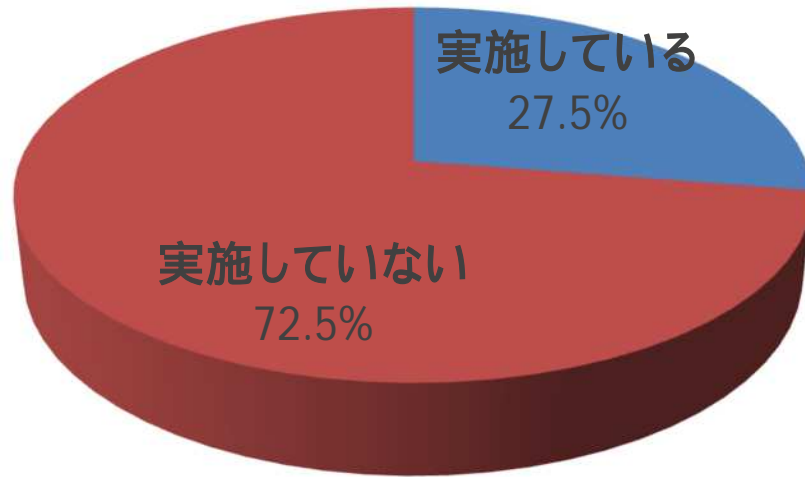
**【宮崎労働局労働基準部 健康安全課】**

## 昨年度1年間に「1月以上の休業又は退職者した者がいる」と回答した事業場の割合



回答のあった240事業場のうち、昨年度1年間に「メンタルヘルス不調により1月以上の休業又は退職した労働者がいる」と回答した事業場は15事業場（6.3%）で、同規模の全国平均4.2%の1.5倍となっている。

## ストレスチェックを実施している割合

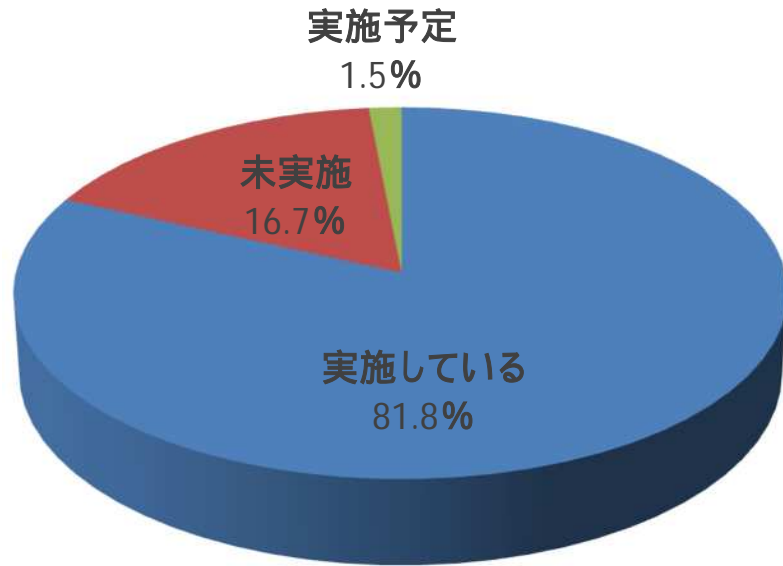


ストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査）の実施状況

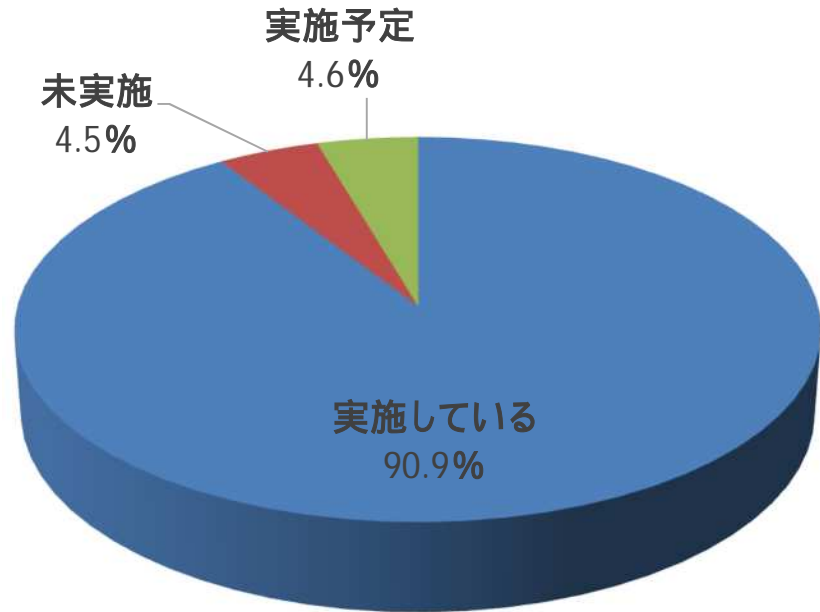
回答があった240事業場のうち27.5%にあたる66事業場がストレスチェックを実施しているが、同規模の全国平均の52.7%を大きく下回っている。

ストレスチェック 実施状況	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生	接客 娯楽	その他 の事業	全業種
実施	8	5	4	13	6	3	27	66
未実施	20	25	11	36	42	10	30	174
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	28.6%	16.7%	26.7%	26.5%	12.5%	23.1%	47.4%	27.5%

### ストレスチェック後の面接指導 の実施状況



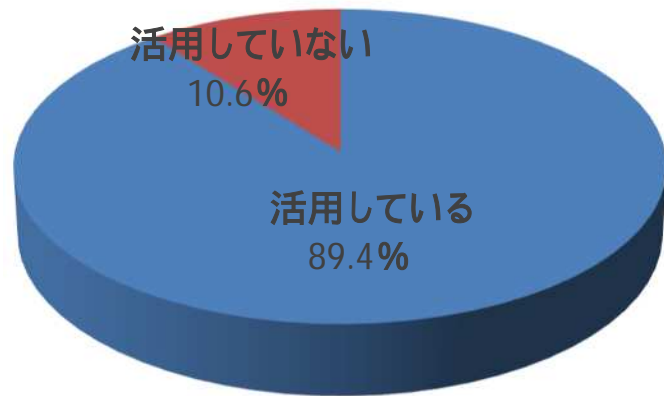
### 集団分析の実施状況



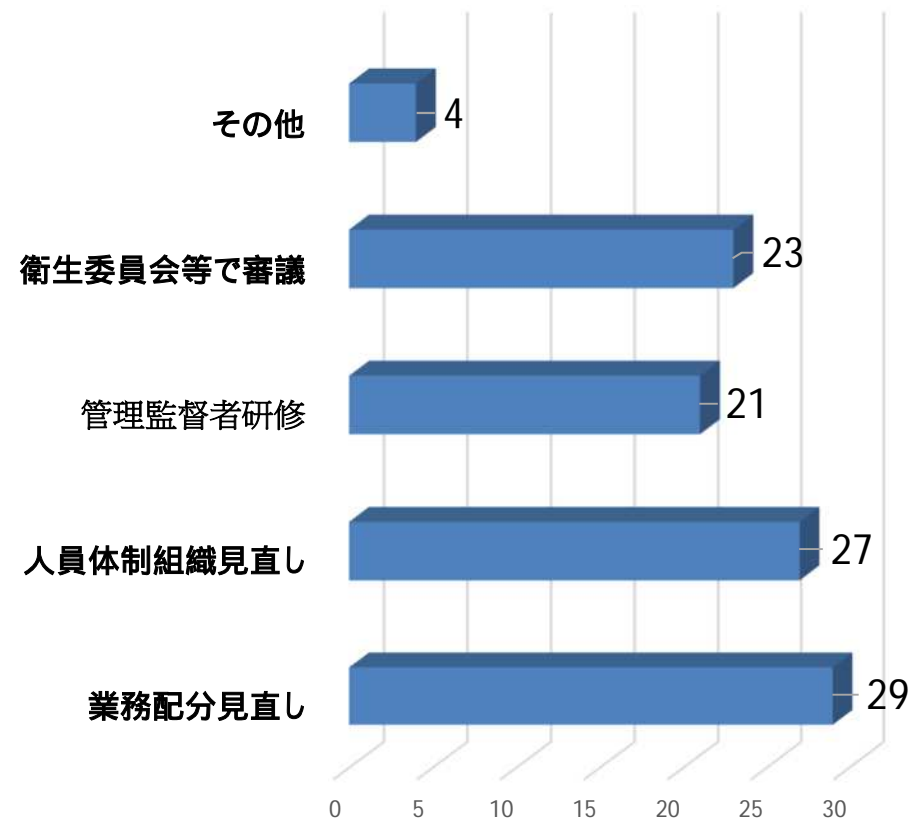
ストレスチェックを実施していると回答があった66事業場のうち、面接指導を実施している事業場の割合は81.8%であった。  
また、ストレスチェックの結果の集団分析を実施している割合は90.9%であった。



## 集団分析結果の活用状況

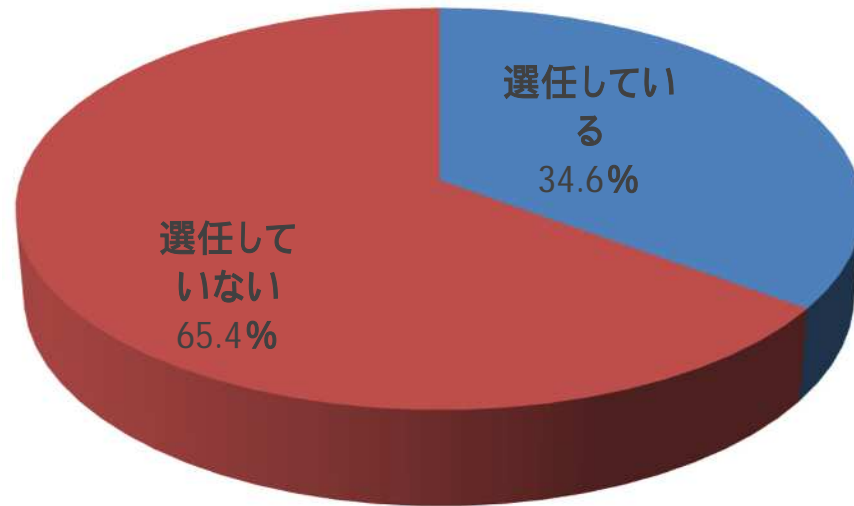


## 分析結果の活用状況(複数回答)



ストレスチェック結果の集団分析結果を職場環境改善のために活用している事業場の割合は89.4%で、活用している内容は、業務配分見直しが一番多く29件、人員体制組織見直し27件、衛生委員会等で審議23件等となっている。

### メンタルヘルス推進者の選任状況

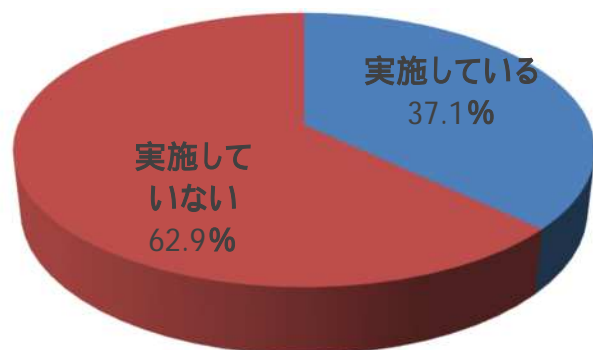


事業場内にメンタルヘルス推進担当者を選任していると回答した事業場の割合は34.6%となっており、主要業種別では、建設業の選任率が40.0%で最も高く、次いでその他の事業38.6%、保健衛生業33.3%となっている。

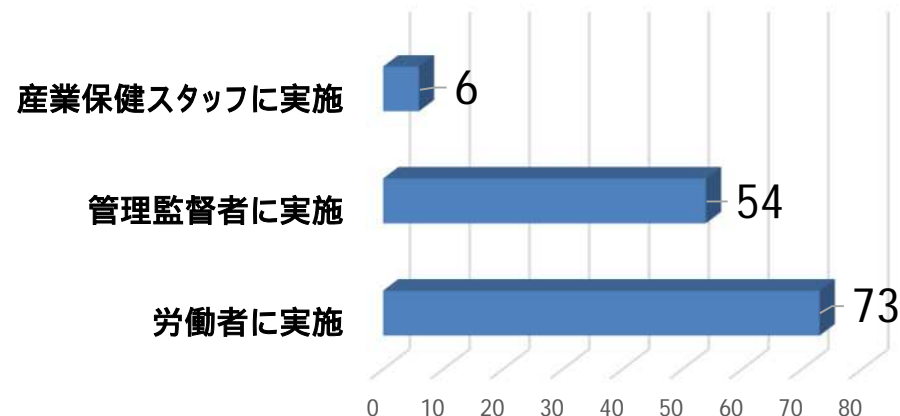
一方、選任率が低い業種は運輸交通業で、26.7%となっている。

担当者の選任	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽	その他の事業	全業種
選任している	9	12	4	16	16	4	22	83
選任していない	19	18	11	33	32	9	35	157
合計	28	30	15	49	48	13	57	240
選任率	32.1%	40.0%	26.7%	32.7%	33.3%	30.8%	38.6%	34.6%

### 教育研修・情報提供の状況



### 教育研修・情報提供の実施(複数回答)

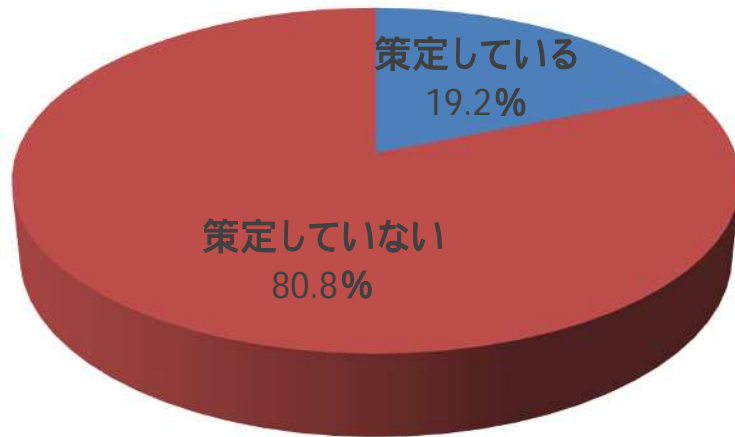


教育研修・情報提供	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他 の事業	全業種
(1) 労働者に実施	7	6	5	11	16	3	31	73
(2) 管理監督者に実施	5	4	5	9	8	3	24	54
(3) 産業保健スタッフに実施	0	0	0	0	2	0	4	6
(1) ~ (3) のいずれか実施	10	8	6	14	20	4	35	89
(4) 未実施	18	22	9	35	28	9	52	151
実施率	35.7%	26.7%	40.0%	28.6%	41.7%	30.8%	47.7%	37.1%

メンタルヘルス対策のための教育研修・情報提供を実施していると回答した事業場の割合は、37.1%となっており、主要業種別では、その他の事業が47.7%で最も割合が高く、次いで保健衛生業41.7%、運輸交通業40.0%となっている。

一方、実施率が低いのは建設業で26.7%となっている。

### 心の健康づくり計画の策定状況

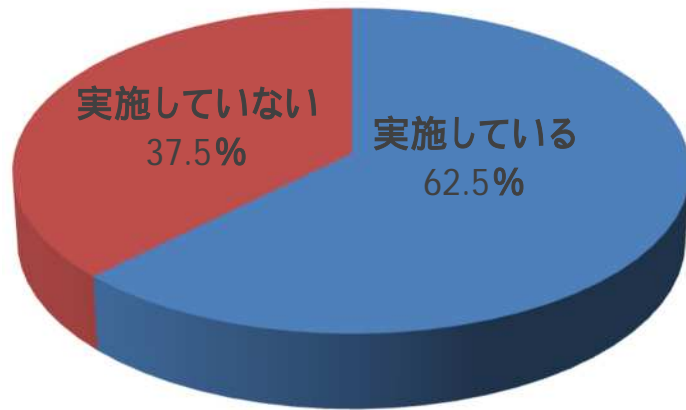


心の健康づくり計画を策定していると回答した事業場の割合は 19.2%となっており、主要業種別では、運輸交通業が33.3%で最も割合が高く、次いでその他の事業26.3%、接客娯楽業23.1%となっています。

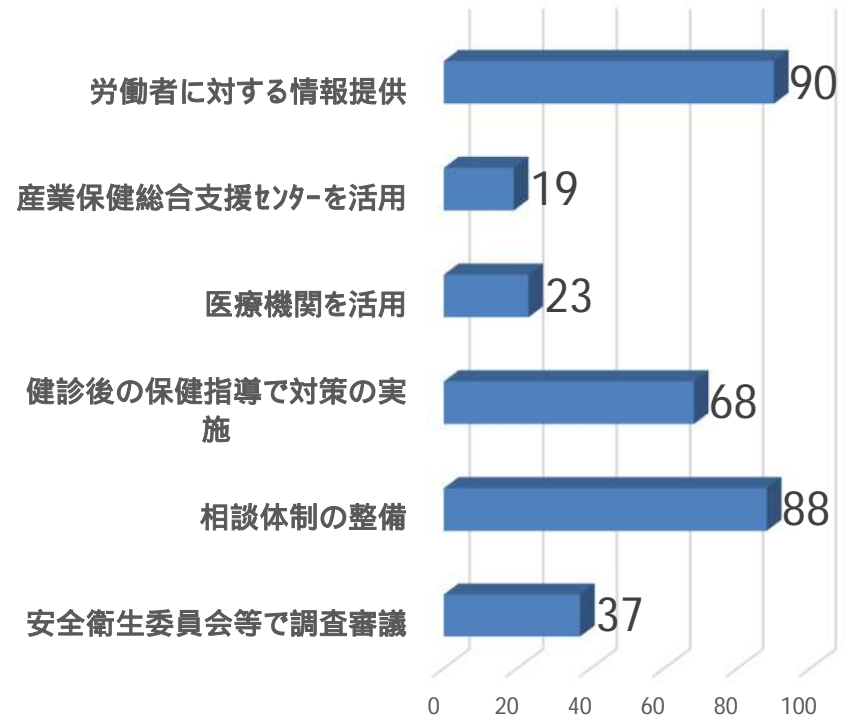
一方、実施率が低いのは保健衛生業で12.5%となっている。

心の健康づくり計画	製造業	建設業	運輸交通	商業	保健衛生	接客娯楽	その他の事業	全業種
策定している	5	5	5	7	6	3	15	46
策定していない	23	25	10	42	42	10	42	194
合計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	17.9%	17.0%	33.3%	14.3%	12.5%	23.1%	26.3%	19.2%

### その他のメンタルヘルス 対策の取組状況

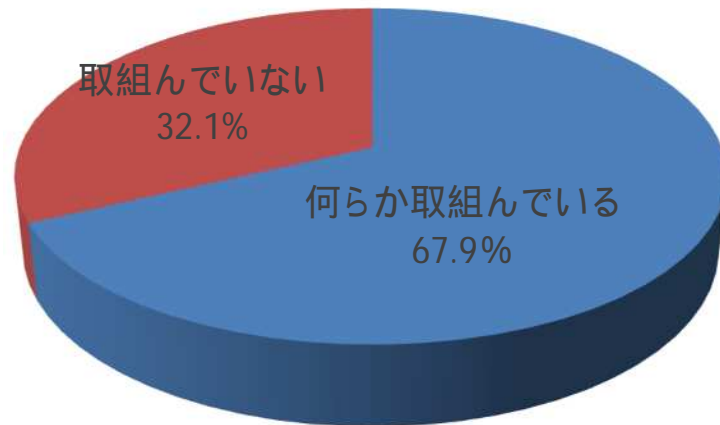


### その他のメンタルヘルスの取組内容



メンタルヘルスに関する安全衛生委員会等における調査審議、相談体制の整備、健診後の保健指導における対策の実施、医療機関、産業保健総合支援センター等事業場外資源の活用、労働者に対する情報提供のいずれかのメンタルヘルス対策の取組を行っている事業場は、150事業場（62.5%）となっている。

何らかのメンタルヘルス対策に  
取り組んでいる割合



ストレスチェックの実施、メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者等に対する教育研修・情報提供、心の健康づくり計画の策定、その他のメンタルヘルス対策のいずれか1つ以上を実施している事業場は、163事業場（67.9%）と全体の3分の2以上を占めている。

主要業種別では、運輸交通業が8割を超えている一方、接客娯楽業では5割を下回っている。

何らかのメンタルヘルス対策の取組	製造業	建設業	運輸交通	商業	保健衛生	接客娯楽	その他の事業	全業種
取り組んでいる	18	19	12	32	37	6	39	163
取り組んでいない	10	11	3	17	11	7	18	77
計	28	30	15	49	48	13	57	240
実施率	64.3%	63.0%	80.0%	65.3%	77.1%	46.2%	68.4%	67.9%

# メンタルヘルス対策に活用できる助成金

イキイキした職場環境づくりを応援します！

## メンタルヘルス対策関係助成金

- ① 心の健康づくり計画助成金
- ② ストレスチェック助成金
- ③ 職場環境改善計画助成金(事業場コース)



助成金のお問合せは、労働者健康安全機構又は宮崎産業保健総合支援センターでお受けしています。

- ・ナビダイヤル（労働者健康安全機構）  
（ 0570 - 783046 ）
- ・宮崎産業保健総合支援センター  
（ 0985 - 62 - 2511 ）

# こころの耳

働く人の  
メンタルヘルス・ポータルサイト

 ホーム

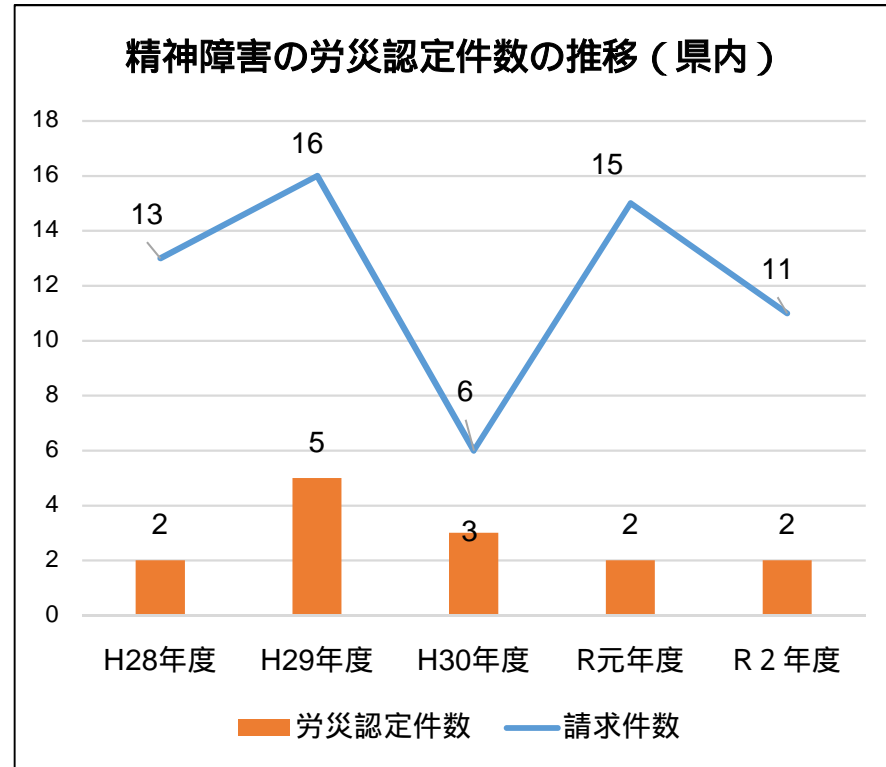
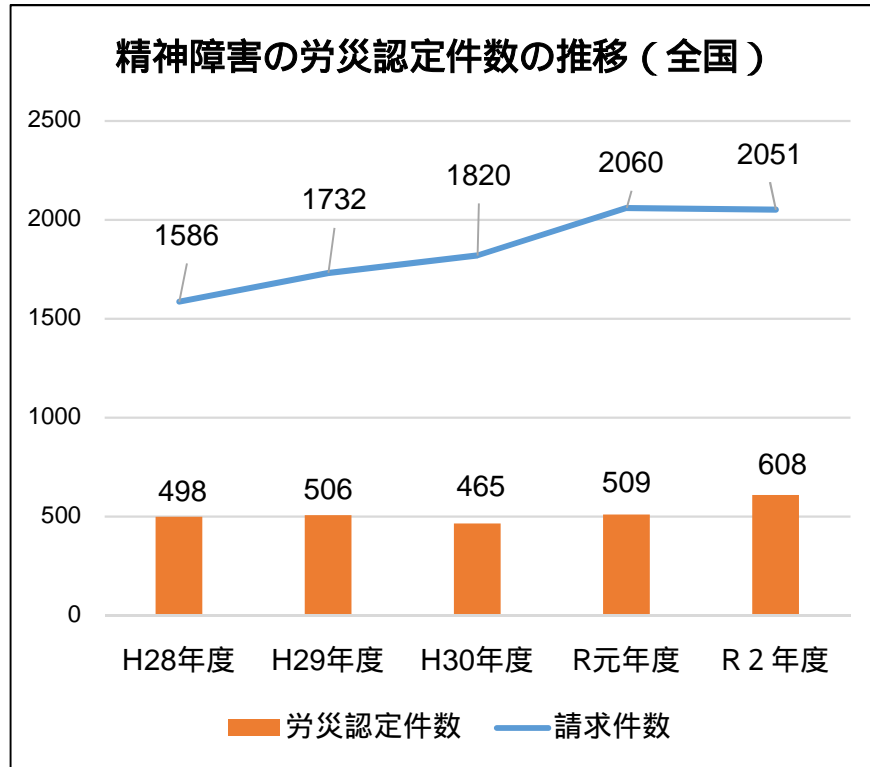
## 【ポータルサイト「こころの耳」の利用】

「こころの耳」は、厚生労働省の委託事業として開設された働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

働く人だけでなく、サポートする家族・職場の上司や同僚・会社経営者、人事担当者・メンタルヘルスを支援する専門家等にも役立つ情報を提供しています。



# 精神障害の労災認定件数の推移



精神障害による労災請求件数は増加傾向にあり、令和2年度の全国の請求件数は2,051件でした。

県内においても令和2年度の精神障害による労災請求件数は11件となりました（労災認定されたものは2件）。

令和3年7月21日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 鷹中 康博

担当係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）3147

## 令和2年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 メンタルヘルス対策に関する事項	3 頁
2 化学物質のばく露防止対策に関する事項	6 頁
3 受動喫煙防止対策に関する事項	7 頁
4 長時間労働者に対する取組に関する事項	9 頁
5 高年齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項	10 頁
【個人調査】	
1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	12 頁
2 喫煙に関する事項	16 頁
主な用語の説明	17 頁

令和2年労働安全衛生調査（実態調査）の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

全国

### (2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

### (3) 事業所

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約14,000事業所

### (4) 個人

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

## 3 調査の対象期間

原則として令和2年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（令和元年11月1日～令和2年10月31日）又は令和2年7月1日を含む1か月間を対象とした。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、産業保健に関する事項、労働災害防止対策に関する事項

### (2) 個人調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、一般健康診断に関する事項

## 5 調査の方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 個人調査

厚生労働省が直接、調査票を個人調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所が抽出要領に基づき、調査対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封かんした後に、事業所がまとめて厚生労働省へ郵送又は調査対象労働者がインターネットを利用したオンライン報告方式(政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用)により提出する方法により実施した。

6 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

7 調査系統

厚生労働省一報告者(事業所調査)

厚生労働省一調査対象事業所一報告者(個人調査)

8 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数 13,934	有効回答数 8,009	有効回答率 57.5%
個人調査	:	調査対象数 18,395	有効回答数 8,917	有効回答率 48.5%

9 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないことを示す。
  - ② 「-」は、該当する数値がないことを示す。
  - ③ 「…」は、過去の調査との比較可能な数値のないことを示す。
  - ④ 「\*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要することを示す。
- (2) 構成比は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがある。
  - (3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。
  - (4) 本文中の年次は、以下の調査を示す。  
平成30年…平成30年労働安全衛生調査(実態調査)

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 メンタルヘルス対策に関する事項

##### (1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間(令和元年11月1日から令和2年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は9.2%[平成30年調査10.3%]となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は7.8%[同6.7%]、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%[同5.8%]となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.4%[同0.4%]、退職した労働者の割合は0.1%[同0.2%]となっている。(第1表)

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者  
又は退職した労働者がいた事業所割合及び労働者割合

(単位:%)

区 分	事業所計 <sup>1)</sup>	該当する 労働者が いた	(複数回答)		常用労働者計	連続1か月 以上休業し た労働者 <sup>2)</sup>	退職した 労働者 <sup>2)3)</sup>
			連続1か月 以上休業し た労働者が いた <sup>2)</sup>	退職した 労働者が いた <sup>2)3)</sup>			
<b>令和2年</b>	<b>100.0</b>	<b>9.2</b>	<b>7.8</b>	<b>3.7</b>	<b>100.0</b>	<b>0.4</b>	<b>0.1</b>
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	90.3	88.9	64.4	100.0	0.7	0.1
500～999人	100.0	84.0	82.5	47.6	100.0	0.8	0.2
300～499人	100.0	66.9	63.8	27.4	100.0	0.6	0.1
100～299人	100.0	43.8	39.3	15.3	100.0	0.4	0.2
50～99人	100.0	24.5	20.1	8.8	100.0	0.4	0.2
30～49人	100.0	8.4	7.2	3.0	100.0	0.2	0.1
10～29人	100.0	4.2	3.3	2.0	100.0	0.2	0.1
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	8.1	7.0	3.9	100.0	0.3	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.8	3.2	2.3	100.0	0.3	0.1
建設業	100.0	7.3	6.6	3.0	100.0	0.4	0.1
製造業	100.0	13.7	11.6	5.0	100.0	0.5	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	21.6	21.6	3.9	100.0	0.8	0.1
情報通信業	100.0	25.7	24.5	12.1	100.0	0.9	0.3
運輸業、郵便業	100.0	8.9	7.8	1.8	100.0	0.3	0.0
卸売業、小売業	100.0	5.7	4.5	2.0	100.0	0.3	0.1
金融業、保険業	100.0	13.9	12.4	4.6	100.0	0.6	0.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	8.6	8.3	3.0	100.0	0.5	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.8	13.8	4.2	100.0	0.7	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.1	4.1	2.3	100.0	0.2	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.6	5.2	3.8	100.0	0.3	0.2
教育、学習支援業	100.0	11.2	9.6	3.2	100.0	0.4	0.1
医療、福祉	100.0	12.1	9.2	6.1	100.0	0.5	0.3
複合サービス事業	100.0	20.2	17.9	5.3	100.0	0.7	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.4	8.0	5.6	100.0	0.3	0.1
平成30年	100.0	10.3	6.7	5.8	100.0	0.4	0.2

注:1)「事業所計」には、該当する労働者がいなかった事業所を含む。

2)「連続1か月以上休業した労働者」及び「退職した労働者」には、受け入れている派遣労働者は含まない。

3) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 61.4% [平成 30 年調査 59.2%] となっており、前回調査より 2.2 ポイント上昇した。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.7% [同 62.9%] と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)」が 55.5% [同 32.4%] となっている。(第2表)

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 <sup>1)</sup>		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)						職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施
			メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供				
	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
<b>令和2年</b> (事業所規模)	[ 61.4 ]	100.0	35.9	20.7	37.0	33.0	30.9	14.4	55.5	36.0
1,000人以上	[ 98.2 ]	100.0	79.6	66.9	77.8	81.2	79.7	57.6	96.5	72.9
500～999人	[ 98.6 ]	100.0	77.7	51.6	68.7	69.0	63.8	45.9	88.9	61.3
300～499人	[ 96.6 ]	100.0	74.0	45.4	63.8	58.4	54.6	35.0	88.7	54.1
100～299人	[ 97.6 ]	100.0	64.8	36.5	55.6	46.4	40.9	28.5	82.2	53.6
50～99人	[ 89.8 ]	100.0	61.1	27.9	49.2	37.5	35.3	19.4	76.8	47.7
30～49人	[ 69.1 ]	100.0	36.2	21.7	40.2	38.8	33.2	14.8	53.0	30.0
10～29人	[ 53.5 ]	100.0	26.1	16.2	30.6	28.2	27.4	10.9	47.7	32.3
(再掲)50人以上	[ 92.8 ]	100.0	63.5	32.5	52.8	42.7	39.3	24.2	79.6	50.6
平成30年	[ 59.2 ]	100.0	29.6	19.8	36.2	56.3	31.9	13.0	32.4	36.3

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	その他
				地域産業保健センター(地域窓口)を活用	産業保健総合支援センターを活用	医療機関を活用	他の外部機関を活用 <sup>2)</sup>		
	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
<b>令和2年</b> (事業所規模)	62.7	24.8	50.7	4.3	3.9	11.3	15.8	53.8	2.8
1,000人以上	99.1	82.0	91.8	6.6	10.5	26.3	46.7	85.2	1.6
500～999人	97.7	65.8	86.0	3.1	5.7	24.2	37.0	79.5	2.4
300～499人	98.0	57.8	76.2	2.2	4.7	24.2	28.8	77.4	1.2
100～299人	95.0	39.1	61.3	3.9	5.2	20.1	19.2	60.9	1.7
50～99人	88.6	27.4	55.2	2.8	5.1	19.1	13.6	55.1	3.7
30～49人	62.4	25.6	44.0	6.6	3.6	12.2	15.5	57.9	2.1
10～29人	52.7	21.2	49.4	4.1	3.5	8.1	15.4	51.0	2.9
(再掲)50人以上	91.5	34.2	59.3	3.2	5.2	19.9	17.1	59.0	2.9
平成30年	62.9	22.5	42.5	5.1	4.4	16.6	15.4	...	3.4

注:1) [ ]は、全事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。

2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

### (3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は78.6%[平成30年調査73.3%]であり、その分析結果を活用した事業所の割合は79.6%[同80.3%]となっている(第3表)。

第3表 ストレスチェック結果の集団ごとの分析の実施の有無、分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	ストレスチェックを実施した事業所計 <sup>1)2)</sup>		ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施していない
	[ 62.7 ]	100.0	78.6	20.7
<b>令和2年</b> (事業所規模)				
1,000人以上	[ 99.1 ]	100.0	94.7	5.3
500～999人	[ 97.7 ]	100.0	88.6	11.4
300～499人	[ 98.0 ]	100.0	86.5	12.4
100～299人	[ 95.0 ]	100.0	80.3	19.6
50～99人	[ 88.6 ]	100.0	80.5	19.3
30～49人	[ 62.4 ]	100.0	77.6	22.0
10～29人	[ 52.7 ]	100.0	77.3	21.6
(再掲)50人以上	[ 91.5 ]	100.0	81.1	18.6
平成30年	[ 62.9 ]	100.0	73.3	24.9

区 分	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した <sup>3)4)</sup>		分析結果を活用した <sup>5)</sup>	分析結果の活用内容(複数回答)				
	( 78.6 )	100.0		79.6	<100.0>	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組
<b>令和2年</b> (事業所規模)					< 29.1 >	< 26.1 >	< 53.6 >	< 21.7 >
1,000人以上	( 94.7 )	100.0	88.6	<100.0>	< 35.4 >	< 34.1 >	< 47.7 >	< 25.1 >
500～999人	( 88.6 )	100.0	89.6	<100.0>	< 31.6 >	< 32.0 >	< 51.0 >	< 21.9 >
300～499人	( 86.5 )	100.0	87.5	<100.0>	< 26.6 >	< 24.0 >	< 51.2 >	< 18.1 >
100～299人	( 80.3 )	100.0	85.0	<100.0>	< 28.3 >	< 28.2 >	< 51.3 >	< 19.2 >
50～99人	( 80.5 )	100.0	80.0	<100.0>	< 26.5 >	< 25.5 >	< 58.4 >	< 21.3 >
30～49人	( 77.6 )	100.0	79.7	<100.0>	< 33.9 >	< 24.6 >	< 47.8 >	< 25.2 >
10～29人	( 77.3 )	100.0	77.7	<100.0>	< 28.7 >	< 26.1 >	< 54.3 >	< 21.5 >
(再掲)50人以上	( 81.1 )	100.0	82.5	<100.0>	< 27.4 >	< 26.7 >	< 55.2 >	< 20.5 >
平成30年	( 73.3 )	100.0	80.3	<100.0>	< 26.8 >	< 28.8 >	< 46.5 >	< 17.3 >

区 分	分析結果の活用内容(複数回答)						分析結果を特に活用していない
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	その他	
<b>令和2年</b> (事業所規模)							17.3
1,000人以上	< 41.7 >	< 48.1 >	< 26.4 >	< 9.5 >	< 45.4 >	< 6.5 >	9.8
500～999人	< 44.3 >	< 53.9 >	< 46.9 >	< 14.1 >	< 63.6 >	< 8.7 >	9.4
300～499人	< 39.3 >	< 49.3 >	< 34.9 >	< 8.7 >	< 60.5 >	< 9.2 >	12.2
100～299人	< 35.2 >	< 44.5 >	< 31.7 >	< 4.7 >	< 57.7 >	< 5.2 >	14.1
50～99人	< 36.2 >	< 42.0 >	< 21.3 >	< 7.4 >	< 55.6 >	< 6.1 >	17.1
30～49人	< 44.1 >	< 51.1 >	< 19.2 >	< 7.8 >	< 56.4 >	< 5.7 >	16.2
10～29人	< 43.2 >	< 35.3 >	< 34.4 >	< 13.1 >	< 40.2 >	< 6.6 >	18.8
(再掲)50人以上	< 41.8 >	< 52.3 >	< 27.2 >	< 9.8 >	< 39.4 >	< 6.8 >	15.5
平成30年	< 40.7 >	< 47.6 >	< 21.6 >	< 7.6 >	< 56.4 >	< 6.0 >	16.4

注:1) [ ]は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施した事業所の割合である。

2) 「ストレスチェックを実施した事業所計」には、「ストレスチェック結果の集団ごとの分析の有無不明」を含む。

3) ( )は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した事業所の割合である。

4) 「ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した」には、「分析結果の活用の有無不明」を含む。

5) < >は、分析結果を活用した事業所のうち、分析結果の活用内容(複数回答)別にみた割合である。

## 2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

### (1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合は 13.2%となっている。

労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は 68.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第 28 条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質)を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は 57.1%となっている。(第4表)

第4表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

＜令和2年＞		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している <sup>3)</sup>	リスクアセスメントについて			該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)していない	
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない		
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	67.2 (100.0)	( 68.5)	( 24.1)	( 7.3)	10.6	
[ 13.2]							
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	52.5 (100.0)	( 57.1)	( 32.9)	( 10.0)	11.6	

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合である。

2)「化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計」には、「該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している事業所のうち、リスクアセスメントの実施状況別にみた割合である。

### (2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 2.4%となっている。

労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 62.4%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第 24 条の 14 で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 53.6%となっている。

第5表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

＜令和2年＞		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
			すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない	
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	( 62.4)	( 4.8)	( 11.0)	( 21.8)	9.0
[ 2.4]							
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	( 53.6)	( 4.3)	( 15.4)	( 26.7)	15.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2)「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、GHSラベルの表示状況別にみた割合である。



### (3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は 71.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第 24 条の 15 で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は 62.2%となっている。

第6表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	安全データシート(SDS)の交付状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
			すべての製品に交付している <sup>4)</sup>	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない	
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	( 71.5)	( 2.5)	( 18.9)	( 7.2)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	( 62.2)	( 2.0)	( 26.1)	( 9.7)	15.5

- 注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。  
 2)「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。  
 3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート(SDS)の交付状況別にみた割合である。  
 4) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合を含む。

### 3 受動喫煙防止対策に関する事項

事業所における禁煙・分煙状況について、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている事業所の割合は 30.0%[平成 30 年調査 13.7%]となっている。

健康増進法における施設分類の種類別にみると、第一種施設(学校・病院など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設)では「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている」が 63.1%、第二種施設(第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)では「屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している」が 49.2%とそれぞれ最も多くなっている。(第7表)

第7表 禁煙・分煙状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計 <sup>1)2)</sup>	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている	屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している <sup>3)</sup>	事業所の屋内に喫煙専用室等を設置し、それ以外の屋内の場所を禁煙にしている <sup>4)</sup>	屋内で自由に喫煙できる <sup>5)</sup>
<b>令和2年</b>	[100.0]	100.0	30.0	46.7	18.8
第一種施設(学校、病院など) <sup>6)</sup>	[ 16.2]	100.0	63.1	33.6	...
第二種施設	[ 83.8]	100.0	23.6	49.2	22.4
既存特定飲食提供施設	[ 5.4]	100.0	53.5	25.1	17.3
上記以外	[ 78.4]	100.0	21.6	50.9	22.8
平成30年	[100.0]	100.0	13.7	38.8	35.6

- 注:1) [ ]は、全事業所のうち、健康増進法で分類した施設の割合である。  
 2) 「事業所計」には、「禁煙・分煙状況不明」を含む。  
 3) 平成 30 年は、「事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」として調査を行った。  
 4) 平成 30 年は、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「その他の方法で事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している」として調査を行った。  
 5) 平成 30 年は、「事業所内で自由に喫煙できる」「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」として調査を行った。  
 6) 調査対象が民営事業所に限るため、地方公共団体が運営する学校や病院は含まない。

屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所について、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所の割合は54.1%となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している」が27.2%、次いで「20歳以上の労働者に対する措置」のうち「業務用車両内での喫煙時における周知啓発」が27.0%となっている。(第8表)

第8表 受動喫煙を防止するための取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

区 分	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計 <sup>1)2)</sup>	受動喫煙を防止するための取組を進めている <sup>3)</sup>	受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)						
			受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定	受動喫煙防止対策の担当部署を指定	受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等の調査審議事項としている	産業界の職場巡視で、受動喫煙防止対策の実施状況に留意している	受動喫煙防止対策に関する教育や相談対応の実施		
(事業所規模)	[ 65.5]	100.0	54.1	(100.0)	( 15.6)	( 11.8)	( 14.8)	( 13.5)	( 23.7)
1,000人以上	[ 68.8]	100.0	92.6	(100.0)	( 53.4)	( 54.6)	( 51.7)	( 69.1)	( 54.7)
500～999人	[ 66.3]	100.0	91.2	(100.0)	( 37.8)	( 46.5)	( 52.3)	( 51.5)	( 40.9)
300～499人	[ 68.9]	100.0	85.5	(100.0)	( 26.4)	( 37.3)	( 39.1)	( 37.2)	( 30.2)
100～299人	[ 76.5]	100.0	77.6	(100.0)	( 23.9)	( 24.7)	( 33.7)	( 36.1)	( 26.6)
50～99人	[ 76.6]	100.0	70.2	(100.0)	( 14.7)	( 17.7)	( 31.7)	( 33.6)	( 22.1)
30～49人	[ 72.2]	100.0	54.4	(100.0)	( 16.5)	( 11.1)	( 12.8)	( 10.3)	( 24.6)
10～29人	[ 62.1]	100.0	49.2	(100.0)	( 14.0)	( 8.1)	( 8.4)	( 6.1)	( 23.1)

区 分	受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)							特に取組を進めていない
	受動喫煙を受けやすい者(妊婦など)に特別な措置を行っている	20歳未満を喫煙可能な場所で立入禁止としている	20歳以上の労働者に対する措置			受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している	その他	
			勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫	喫煙専用室等の清掃等における配慮の周知啓発	業務用車両内での喫煙時における周知啓発			
(事業所規模)	( 8.6)	( 24.6)	( 13.3)	( 22.9)	( 27.0)	( 27.2)	( 12.4)	43.0
1,000人以上	( 15.0)	( 48.2)	( 23.8)	( 27.7)	( 27.7)	( 28.3)	( 4.6)	7.1
500～999人	( 7.6)	( 39.5)	( 19.0)	( 24.2)	( 24.9)	( 29.4)	( 7.8)	8.2
300～499人	( 9.3)	( 48.0)	( 16.9)	( 25.2)	( 29.9)	( 25.4)	( 7.6)	12.9
100～299人	( 7.0)	( 34.8)	( 12.3)	( 24.3)	( 23.6)	( 24.7)	( 8.6)	21.0
50～99人	( 8.0)	( 26.7)	( 10.1)	( 26.9)	( 26.5)	( 24.8)	( 12.4)	28.0
30～49人	( 10.0)	( 22.2)	( 16.6)	( 28.7)	( 35.7)	( 28.9)	( 9.4)	42.6
10～29人	( 8.5)	( 22.8)	( 13.1)	( 20.3)	( 25.3)	( 27.5)	( 13.9)	47.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所の割合である。  
 2) 「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計」には、「受動喫煙を防止するための取組の有無不明」を含む。  
 3) ( )は、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所のうち、取組内容(複数回答)別にみた割合である。

#### 4 長時間労働者に対する取組に関する事項

令和2年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超80時間以下の労働者がいた事業所の割合は16.3%[平成30年調査25.0%]、80時間超の労働者がいた事業所の割合は2.5%[同7.0%]となっている。

これらの長時間労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった長時間労働者に対する医師による面接指導の実施状況を見ると、面接を実施した事業所の割合は、45時間超80時間以下の労働者がいた事業所は78.9%、80時間超の労働者がいた事業所は95.4%となっている。(第9表)

第9表 長時間労働者及び面接指導の申し出があった労働者がいる事業所並びに医師による面接指導の実施状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	45時間超80時間以下の 時間外・休日労働を した労働者がいた <sup>1)2)</sup>		面接指導の申し出が あった労働者がいた <sup>3)4)</sup>	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施 した	実施しな かった	
<45時間超80時間以下> <b>令和2年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>16.3</b>	<b>(100.0)</b>	<b>( 2.4)</b>	<b>&lt;100.0&gt;</b>	<b>&lt; 78.9&gt;</b>	<b>&lt; 7.8&gt;</b>	<b>&lt; 12.2&gt;</b>
1,000人以上	100.0	86.0	(100.0)	( 21.3)	<100.0>	< 95.7>	< 4.0>	< 0.3>
500～999人	100.0	69.7	(100.0)	( 15.6)	<100.0>	< 90.5>	< 4.7>	< 4.8>
300～499人	100.0	53.9	(100.0)	( 9.2)	<100.0>	< 87.5>	< 10.2>	< 2.3>
100～299人	100.0	41.1	(100.0)	( 6.4)	<100.0>	< 65.6>	< 20.6>	< 10.3>
50～99人	100.0	27.2	(100.0)	( 2.8)	<100.0>	< 97.0>	< ->	< 3.0>
30～49人	100.0	16.1	(100.0)	( 1.0)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	12.7	(100.0)	( 0.9)	<100.0>	< 63.2>	< ->	< 36.8>
平成30年	100.0	25.0	(100.0)	( 9.3)	< …>	< …>	< …>	< …>

区 分	事業所計	80時間超の時間外・ 休日労働をした 労働者がいた <sup>1)2)</sup>		面接指導の申し出が あった労働者がいた <sup>3)4)</sup>	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施 した	実施しな かった	
<80時間超> <b>令和2年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>2.5</b>	<b>(100.0)</b>	<b>( 12.1)</b>	<b>&lt;100.0&gt;</b>	<b>&lt; 95.4&gt;</b>	<b>&lt; 3.8&gt;</b>	<b>&lt; 0.7&gt;</b>
1,000人以上	100.0	41.0	(100.0)	( 54.5)	<100.0>	< 94.7>	< 3.9>	< 0.4>
500～999人	100.0	20.9	(100.0)	( 39.9)	<100.0>	< 98.6>	< ->	< 1.4>
300～499人	100.0	14.8	(100.0)	( 46.7)	<100.0>	< 94.5>	< 5.5>	< ->
100～299人	100.0	7.4	(100.0)	( 28.4)	<100.0>	< 91.8>	< 8.2>	< ->
50～99人	100.0	4.1	(100.0)	( 8.3)	<100.0>	< 95.2>	< ->	< 4.8>
30～49人	100.0	1.7	(100.0)	( 6.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	1.9	(100.0)	( 3.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
平成30年	100.0	7.0	(100.0)	( 17.6)	< …>	< …>	< …>	< …>

注:1) 長時間労働者には、受け入れている派遣労働者は含まない。

2) ( )は、時間外・休日労働をした労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所の割合である。

3) 「面接指導の申し出があった労働者がいた」には、「医師による面接指導の実施状況不明」を含む。

4) < >は、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所のうち、医師による面接指導の実施状況別にみた割合である。

## 5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項

### (1) 高齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合は74.6%となっており、このうち高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.4%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更」が45.7%、「作業前に体調不良等の異常がないかを確認」が38.7%となっている。(第10表)

第10表 60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区分	60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>		高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている
(事業所規模)	[ 74.6 ]	100.0	81.4	20.7	16.9	38.7	34.8
1,000人以上	[ 98.1 ]	100.0	91.4	45.5	21.9	36.7	70.4
500～999人	[ 98.1 ]	100.0	91.3	42.2	16.6	35.1	57.9
300～499人	[ 98.9 ]	100.0	90.9	41.6	17.8	40.5	59.4
100～299人	[ 93.8 ]	100.0	89.6	34.4	15.4	35.4	52.6
50～99人	[ 92.9 ]	100.0	89.4	27.6	19.3	44.8	47.7
30～49人	[ 82.9 ]	100.0	84.3	20.8	19.3	35.0	38.8
10～29人	[ 69.1 ]	100.0	78.5	17.9	16.1	38.9	29.7

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)						
	医師等による面接指導等の健康管理を行っている	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動をしている	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業(機械の運転業務等)に従事させないようにしている
(事業所規模)	7.4	19.4	3.8	4.6	6.2	45.7	16.3
1,000人以上	33.9	51.2	13.4	22.7	19.3	49.6	20.6
500～999人	24.1	43.4	5.7	15.8	14.4	49.1	19.2
300～499人	17.8	38.2	5.8	15.1	13.0	50.8	18.1
100～299人	16.0	28.6	4.1	9.8	12.5	49.2	16.5
50～99人	14.8	27.3	5.5	5.0	10.3	53.5	17.2
30～49人	8.7	23.2	1.6	6.5	5.4	50.2	18.9
10～29人	4.8	15.8	4.0	3.4	5.0	42.9	15.4

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	その他	
(事業所規模)	18.3	32.9	10.9	1.5	16.8
1,000人以上	20.4	29.5	27.0	2.7	7.5
500～999人	16.0	31.9	24.3	2.1	7.7
300～499人	15.5	31.2	20.6	1.5	7.0
100～299人	15.7	30.3	16.3	1.9	8.8
50～99人	17.1	34.5	16.6	2.7	9.3
30～49人	18.0	32.8	10.3	1.0	14.4
10～29人	18.9	32.9	9.4	1.4	19.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合である。

2)「60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計」には、「高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

(2) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の状況

外国人労働者が従事している事業所の割合は 14.4%となっており、このうち外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 89.8%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「定期的に必要な健康診断を受診させている」が 62.3%、「外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている」が 49.8%となっている。(第 11 表)

第 11 表 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

区 分	外国人労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				
			母国語に翻訳された教材、視聴覚教材と用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示灯について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている	
(事業所規模)	[ 14.4 ]	100.0	89.8	25.1	49.8	35.9	19.2
1,000人以上	[ 68.9 ]	100.0	95.0	32.3	43.4	30.9	25.2
500～999人	[ 52.8 ]	100.0	93.2	33.2	42.8	30.5	29.6
300～499人	[ 43.7 ]	100.0	92.1	26.0	41.4	22.4	24.6
100～299人	[ 38.4 ]	100.0	92.4	25.3	43.3	37.8	21.2
50～99人	[ 26.6 ]	100.0	92.2	22.3	47.1	28.8	19.9
30～49人	[ 20.0 ]	100.0	86.0	25.0	55.0	30.3	16.1
10～29人	[ 9.7 ]	100.0	89.7	25.6	50.8	40.9	19.2

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)					外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	定期的に必要な健康診断を受診させている	産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	その他	
(事業所規模)	25.2	29.6	62.3	15.7	7.0	9.9
1,000人以上	23.4	38.8	90.5	61.4	5.2	4.8
500～999人	24.6	25.4	82.2	44.6	4.3	6.8
300～499人	22.9	29.7	84.5	39.9	5.8	6.2
100～299人	22.9	22.0	76.7	29.9	6.7	7.4
50～99人	26.7	25.3	74.4	32.5	7.8	7.7
30～49人	21.6	29.4	59.5	11.0	4.4	13.9
10～29人	26.9	33.0	54.0	5.8	7.9	10.0

注:1) [ ]は、全事業所のうち、外国人労働者が従事している事業所の割合である。

2)「外国人労働者が従事している事業所計」には、「外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

【個人調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関するストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレス(以下「ストレス」という。)となっていると感じる事柄がある労働者の割合は 54.2%[平成 30 年調査 58.0%]となっている。

ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者について、その内容(主なもの3つ以内)をみると、「仕事の量」が 42.5%と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が 35.0%、「仕事の質」が 30.9%となっている。(第 12 表)

第 12 表 仕事や職業生活に関するストレスの有無及び内容別労働者割合

		(単位:%)						
区 分	労働者計 <sup>1)</sup>	ストレスとなっていると感じる事柄がある <sup>2)3)</sup>		ストレスの内容(主なもの3つ以内)				役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)
				仕事の量・質 <sup>4)</sup>	仕事の量	仕事の質	対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)	
令和2年	100.0	54.2	(100.0)	(56.7)	(42.5)	(30.9)	(27.0)	(17.7)
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	14.7	(100.0)	(28.2)	(16.8)	(26.0)	(17.7)	(1.4)
20～29歳	100.0	53.1	(100.0)	(51.4)	(38.3)	(26.6)	(31.2)	(15.2)
30～39歳	100.0	55.6	(100.0)	(57.8)	(40.8)	(31.6)	(26.6)	(21.5)
40～49歳	100.0	57.2	(100.0)	(55.0)	(43.5)	(31.3)	(29.5)	(16.3)
50～59歳	100.0	58.3	(100.0)	(62.9)	(47.6)	(32.8)	(24.6)	(18.6)
60歳以上	100.0	34.4	(100.0)	(47.8)	(32.2)	(28.0)	(16.9)	(13.8)
(性)								
男	100.0	58.4	(100.0)	(60.2)	(44.4)	(34.7)	(24.7)	(19.6)
女	100.0	49.0	(100.0)	(51.6)	(39.8)	(25.3)	(30.5)	(15.0)
(就業形態)								
正社員	100.0	59.1	(100.0)	(60.3)	(45.0)	(33.5)	(25.8)	(19.8)
契約社員	100.0	52.6	(100.0)	(34.6)	(21.7)	(20.8)	(30.4)	(9.1)
パートタイム労働者	100.0	35.2	(100.0)	(47.3)	(40.2)	(17.3)	(35.3)	(7.3)
派遣労働者	100.0	53.9	(100.0)	(40.1)	(13.3)	(30.7)	(19.1)	(2.5)
平成30年	100.0	58.0	(100.0)	(59.4)	(…)	(…)	(31.3)	(22.9)

区 分	ストレスの内容(主なもの3つ以内)						ストレスとなっていると感じる事柄がない
	仕事の失敗、責任の発生等	顧客、取引先等からのクレーム	事故や災害の体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	
令和2年	(35.0)	(18.9)	(2.7)	(15.0)	(20.9)	(11.5)	45.3
(年齢階級)							
20歳未満	(47.1)	(28.2)	(0.7)	(4.4)	(0.7)	(30.9)	85.1
20～29歳	(43.8)	(18.4)	(1.5)	(6.6)	(21.3)	(13.5)	46.4
30～39歳	(33.3)	(19.7)	(1.2)	(13.9)	(25.7)	(9.3)	43.9
40～49歳	(37.1)	(15.2)	(3.6)	(18.7)	(22.3)	(11.5)	42.0
50～59歳	(30.3)	(22.1)	(2.8)	(14.2)	(14.2)	(12.5)	41.5
60歳以上	(29.3)	(22.6)	(6.0)	(22.4)	(25.2)	(9.5)	65.1
(性)							
男	(36.1)	(21.1)	(3.5)	(12.5)	(24.9)	(8.4)	41.1
女	(33.4)	(15.6)	(1.5)	(18.7)	(15.1)	(16.0)	50.4
(就業形態)							
正社員	(37.3)	(18.6)	(2.8)	(11.9)	(23.8)	(9.9)	40.1
契約社員	(27.3)	(16.7)	(5.6)	(27.4)	(10.6)	(22.5)	47.4
パートタイム労働者	(24.7)	(24.4)	(0.8)	(22.8)	(10.6)	(14.4)	64.8
派遣労働者	(43.8)	(3.9)	(0.4)	(62.3)	(3.1)	(24.0)	46.1
平成30年	(34.0)	(13.1)	(3.0)	(13.9)	(22.2)	(11.2)	41.7

注:1)「労働者計」には、「ストレスとなっていると感じる事柄の有無不明」を含む。  
 2)「ストレスとなっていると感じる事柄がある」には、「ストレスの内容不明」を含む。  
 3) ( )は、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者のうち、ストレスの内容(主なもの3つ以内)別にみた割合である。  
 4)「仕事の量・質」は、令和2年は「仕事の量」と「仕事の質」として調査を行った。

## (2) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて相談できる人がいる労働者の割合は90.8%[平成30年調査92.8%]となっている。

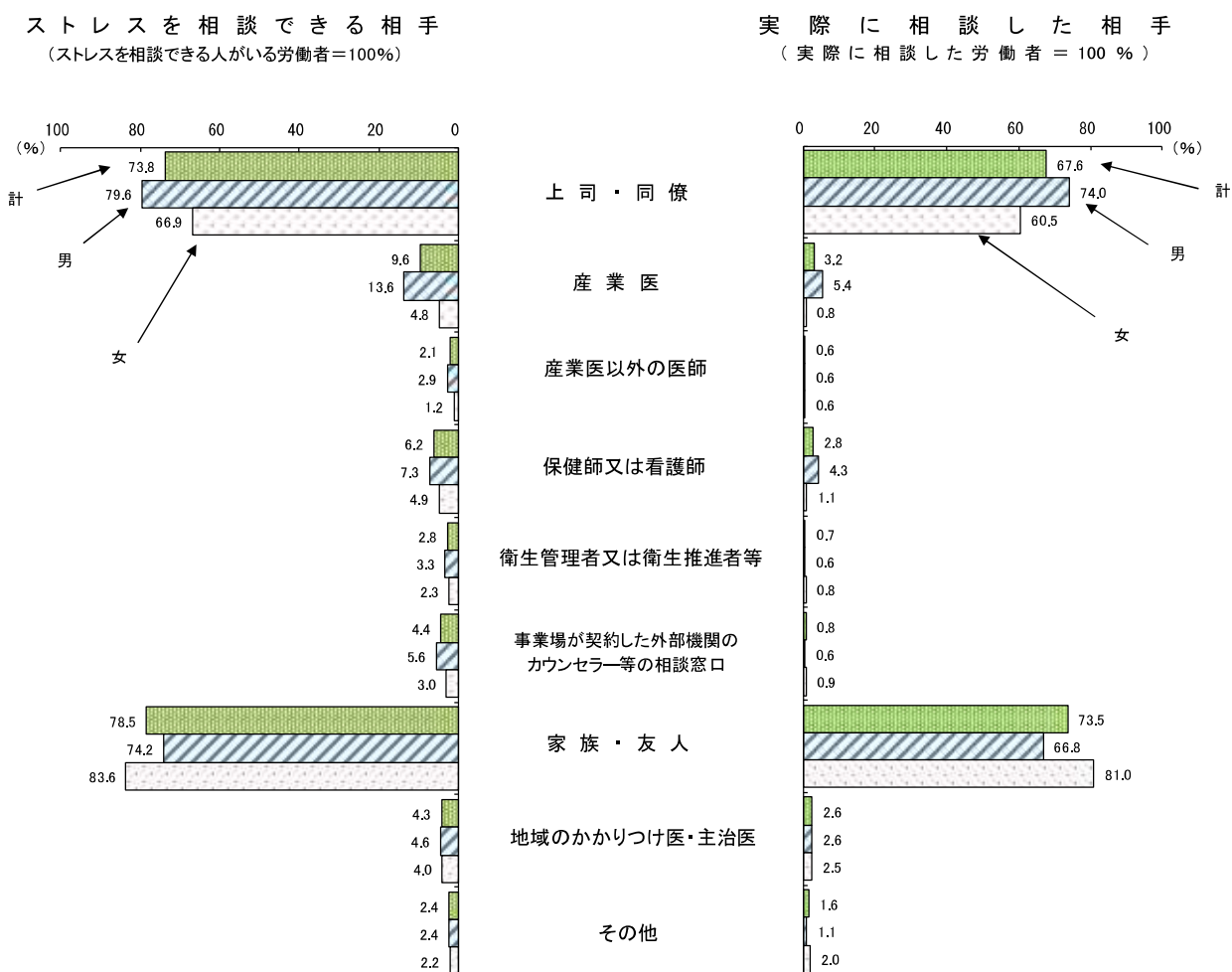
ストレスを相談できる人がいる労働者について、相談できる相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が78.5%[同79.6%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が73.8% [同77.5%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人が」男性74.2%、女性83.6%、「上司・同僚」が男性79.6%、女性66.9%となっている。(第1図、第13表)

また、ストレスについて相談できる相手がいる労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は74.1%[同80.4%]となっており、相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が73.5%[同76.3%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が67.6%[同69.7%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人が」男性66.8%、女性81.0%、「上司・同僚」が男性74.0%、女性60.5%となっている(第1図、第14表)。

第1図 ストレスを相談できる相手及び実際に相談した相手(複数回答)(令和2年)



第13表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計 <sup>1)</sup>	ストレスを相談できる人がいる <sup>2)</sup>		相談できる相手(複数回答)			
				職場の事業場外資源を含めた相談先			
				上司・同僚	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師
<b>令和2年</b>	<b>100.0</b>	<b>90.8</b>	<b>(100.0)</b>	<b>( 73.8)</b>	<b>( 9.6)</b>	<b>( 2.1)</b>	<b>( 6.2)</b>
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	94.3	(100.0)	( 27.1)	( 0.3)	( 0.3)	( 1.0)
20～29歳	100.0	95.3	(100.0)	( 69.7)	( 7.5)	( 1.7)	( 4.4)
30～39歳	100.0	89.1	(100.0)	( 78.1)	( 8.4)	( 2.6)	( 5.0)
40～49歳	100.0	92.7	(100.0)	( 75.6)	( 9.4)	( 1.2)	( 3.6)
50～59歳	100.0	89.9	(100.0)	( 73.5)	( 13.5)	( 2.5)	( 12.3)
60歳以上	100.0	84.0	(100.0)	( 67.2)	( 6.6)	( 3.9)	( 4.7)
(性)							
男	100.0	89.5	(100.0)	( 79.6)	( 13.6)	( 2.9)	( 7.3)
女	100.0	92.5	(100.0)	( 66.9)	( 4.8)	( 1.2)	( 4.9)
(就業形態)							
正社員	100.0	91.0	(100.0)	( 76.0)	( 12.0)	( 2.6)	( 7.8)
契約社員	100.0	87.0	(100.0)	( 70.3)	( 4.3)	( 0.9)	( 3.3)
パートタイム労働者	100.0	91.7	(100.0)	( 66.9)	( 2.2)	( 0.8)	( 1.5)
派遣労働者	100.0	85.8	(100.0)	( 72.4)	( 2.0)	( 2.3)	( 0.4)
平成30年	100.0	92.8	(100.0)	( 77.5)	( 8.8)	( 1.9)	( 3.8)

区 分	相談できる相手(複数回答)					ストレスを相談できる人はいない	職場の事業場外資源を含めた相談先に相談できる人がいる <sup>3)</sup>
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかりつけ医・主治医	その他		
	衛生管理者又は衛生推進者等	事業場が契約した外部機関のカウンセラー等の相談窓口					
<b>令和2年</b>	<b>( 2.8)</b>	<b>( 4.4)</b>	<b>( 78.5)</b>	<b>( 4.3)</b>	<b>( 2.4)</b>	<b>5.6</b>	<b>69.2</b>
(年齢階級)							
20歳未満	( 0.1)	( 0.3)	( 95.4)	( 3.4)	( 2.1)	1.6	25.5
20～29歳	( 3.4)	( 5.4)	( 90.5)	( 5.1)	( 2.6)	2.9	67.8
30～39歳	( 2.7)	( 3.2)	( 80.4)	( 3.3)	( 2.9)	6.0	71.5
40～49歳	( 2.8)	( 3.6)	( 80.2)	( 4.3)	( 2.9)	5.0	71.7
50～59歳	( 2.9)	( 7.3)	( 70.2)	( 3.7)	( 1.1)	7.2	69.7
60歳以上	( 2.3)	( 1.3)	( 68.6)	( 7.6)	( 2.1)	7.2	59.7
(性)							
男	( 3.3)	( 5.6)	( 74.2)	( 4.6)	( 2.4)	7.1	72.9
女	( 2.3)	( 3.0)	( 83.6)	( 4.0)	( 2.2)	3.9	64.7
(就業形態)							
正社員	( 3.6)	( 5.7)	( 77.1)	( 4.1)	( 2.1)	5.7	72.1
契約社員	( 1.1)	( 2.0)	( 76.3)	( 7.7)	( 5.8)	8.3	62.3
パートタイム労働者	( 0.2)	( 0.7)	( 83.7)	( 4.1)	( 1.1)	3.9	61.6
派遣労働者	( 1.7)	( 0.5)	( 85.8)	( 6.8)	( 11.5)	12.0	62.5
平成30年	( 2.4)	( 3.0)	( 79.6)	( 5.6)	( 1.8)	5.0	73.3

注:1)「労働者計」には、「ストレスを相談できる人の有無不明」を含む。

2) ( )は、ストレスを相談できる人がいる労働者のうち、相談できる相手(複数回答)別にみた割合である。

3)「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談できる人がいる」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー、『こころの耳電話相談』等の相談窓口」のいずれかに相談できる人がいる労働者の割合である。



第14表 ストレスを実際に相談した人の有無、実際に相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談できる人がいる労働者計 <sup>1)2)</sup>		実際に相談した <sup>3)</sup>		実際に相談した相手(複数回答)			
					職場の事業場外資源を含めた相談先			
					上司・同僚	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師
<b>令和2年</b>	[ 90.8]	100.0	74.1	(100.0)	( 67.6)	( 3.2)	( 0.6)	( 2.8)
(年齢階級)								
20歳未満	[ 94.3]	100.0	33.3	(100.0)	( 42.8)	( -)	( 0.6)	( -)
20～29歳	[ 95.3]	100.0	79.7	(100.0)	( 62.4)	( 0.6)	( 1.2)	( 1.4)
30～39歳	[ 89.1]	100.0	76.7	(100.0)	( 69.9)	( 1.2)	( 0.4)	( 0.9)
40～49歳	[ 92.7]	100.0	77.3	(100.0)	( 68.9)	( 1.8)	( 0.4)	( 1.6)
50～59歳	[ 89.9]	100.0	70.6	(100.0)	( 68.9)	( 9.6)	( 0.6)	( 7.9)
60歳以上	[ 84.0]	100.0	59.0	(100.0)	( 62.1)	( 1.0)	( 1.0)	( 0.7)
(性)								
男	[ 89.5]	100.0	71.5	(100.0)	( 74.0)	( 5.4)	( 0.6)	( 4.3)
女	[ 92.5]	100.0	77.1	(100.0)	( 60.5)	( 0.8)	( 0.6)	( 1.1)
(就業形態)								
正社員	[ 91.0]	100.0	76.1	(100.0)	( 69.5)	( 4.2)	( 0.7)	( 3.6)
契約社員	[ 87.0]	100.0	72.8	(100.0)	( 67.7)	( 0.7)	( 0.3)	( 0.6)
パートタイム労働者	[ 91.7]	100.0	68.3	(100.0)	( 60.7)	( 0.1)	( 0.0)	( 0.1)
派遣労働者	[ 85.8]	100.0	58.3	(100.0)	( 65.2)	( 0.4)	( 1.3)	( 0.6)
平成30年	[ 92.8]	100.0	80.4	(100.0)	( 69.7)	( 2.4)	( 1.3)	( 2.2)

区 分	実際に相談した相手(複数回答)					実際に相談したことはない	職場の事業場外資源を含めた相談先に相談した <sup>4)</sup>
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかりつけ医・主治医	その他		
	衛生管理者又は衛生推進者等	事業場が契約した外部機関のカウンセラー等の相談窓口					
<b>令和2年</b>	( 0.7)	( 0.8)	( 73.5)	( 2.6)	( 1.6)	14.7	51.2
(年齢階級)							
20歳未満	( -)	( -)	( 88.2)	( 0.5)	( 5.8)	61.8	14.2
20～29歳	( 0.7)	( 0.2)	( 89.4)	( 4.0)	( 1.7)	14.0	50.3
30～39歳	( 1.6)	( 1.6)	( 75.4)	( 2.1)	( 2.3)	14.3	55.4
40～49歳	( 0.2)	( 0.8)	( 75.0)	( 2.4)	( 1.5)	11.7	54.1
50～59歳	( 0.5)	( 0.3)	( 61.7)	( 1.7)	( 0.7)	15.9	50.0
60歳以上	( 0.8)	( 0.7)	( 62.6)	( 4.5)	( 1.9)	21.4	37.4
(性)							
男	( 0.6)	( 0.6)	( 66.8)	( 2.6)	( 1.1)	17.0	54.0
女	( 0.8)	( 0.9)	( 81.0)	( 2.5)	( 2.0)	12.1	47.8
(就業形態)							
正社員	( 0.9)	( 1.0)	( 71.5)	( 2.2)	( 1.4)	13.9	54.4
契約社員	( 0.5)	( 0.4)	( 69.8)	( 7.7)	( 2.3)	17.7	49.8
パートタイム労働者	( 0.0)	( -)	( 83.1)	( 2.4)	( 0.9)	15.6	41.5
派遣労働者	( -)	( -)	( 81.7)	( 1.9)	( 18.0)	25.2	38.8
平成30年	( 0.7)	( 0.3)	( 76.3)	( 3.8)	( 1.4)	13.2	57.4

注: 1) [ ]は、全労働者のうち、ストレスを相談できる人がいる労働者の割合である。

2) 「ストレスを相談できる人がいる労働者計」には、「ストレスを実際に相談したことの有無不明」を含む。

3) ( )は、実際に相談した労働者のうち、相談した相手(複数回答)別にみた割合である。

4) 「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談した」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー」、「『こころの耳電話相談』等の相談窓口」のいずれかに相談した労働者の割合である。

## 2 喫煙に関する事項

職場で受動喫煙がある労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」7.6%[平成30年調査 9.3%]、「ときどきある」12.5%[同 19.6%]を合わせて20.1%[同 28.9%]となっている。

このうち、職場の受動喫煙に関して、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は39.2%[同 43.2%]となっている。(第2図、第15表)

第2図 職場の受動喫煙の状況別労働者割合(令和2年)



第15表 職場の受動喫煙の有無、受動喫煙により不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合 (単位:%)

区分	労働者計 <sup>1)</sup>	職場で受動喫煙がある			職場で受動喫煙がない
		ほとんど毎日ある	ときどきある		
<b>令和2年</b>	<b>100.0</b>	<b>20.1</b>	<b>7.6</b>	<b>12.5</b>	<b>78.3</b>
(年齢階級)					
20歳未満	100.0	13.5	1.8	11.8	83.9
20~29歳	100.0	17.8	6.0	11.9	81.5
30~39歳	100.0	25.1	10.7	14.4	74.2
40~49歳	100.0	20.2	7.5	12.8	78.7
50~59歳	100.0	19.3	7.4	11.9	79.2
60歳以上	100.0	13.9	4.7	9.2	79.2
(性)					
男	100.0	26.1	10.7	15.3	72.7
女	100.0	12.8	3.8	8.9	85.3
平成30年	100.0	28.9	9.3	19.6	70.1

区分	職場で受動喫煙がある労働者 <sup>2)3)</sup>	不快に感じること、体調が悪くなることのある		不快に感じること、体調が悪くなることのない		
		よくある	たまにある	よくある	たまにある	
<b>令和2年</b>	<b>[ 20.1 ]</b>	<b>100.0</b>	<b>39.2</b>	<b>10.7</b>	<b>28.5</b>	<b>59.8</b>
(年齢階級)						
20歳未満	[ 13.5 ]	100.0	18.1	0.8	17.4	81.9
20~29歳	[ 17.8 ]	100.0	33.4	11.3	22.1	66.1
30~39歳	[ 25.1 ]	100.0	35.7	6.7	29.0	64.3
40~49歳	[ 20.2 ]	100.0	40.9	16.3	24.6	58.7
50~59歳	[ 19.3 ]	100.0	44.4	7.8	36.6	54.1
60歳以上	[ 13.9 ]	100.0	40.6	11.0	29.7	52.3
(性)						
男	[ 26.1 ]	100.0	35.1	10.0	25.1	64.1
女	[ 12.8 ]	100.0	49.6	12.5	37.1	48.9
平成30年	[ 28.9 ]	100.0	43.2	9.9	33.3	56.5

注:1)「労働者計」には、「職場での受動喫煙の有無不明」を含む。

2) [ ]は、全労働者のうち、職場で受動喫煙がある労働者の割合である。

3)「職場で受動喫煙がある労働者」には、「体調不良等の有無不明」を含む。

## 主な用語の説明

### 「常用労働者」

- ①期間を定めずに雇われている者
- ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。  
他社から受け入れた出向者、転籍者も含む。

### 「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

### 「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含める。)をいう。

### 「契約社員」

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

### 「パートタイム労働者」

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

### 「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう(労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針)。

### 「メンタルヘルス不調」

精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

### 「安全衛生委員会」

安全委員会(労働安全衛生法第17条(同法施行令第8条第1号業種の労働者数50人以上の事業所及び第2号業種の労働者数100人以上の事業所))及び衛生委員会(労働安全衛生法第18条(労働者数50人以上の事業所))を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう(労働安全衛生法第19条)。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

### 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、保健師等をいう。

### 「産業医」

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう（労働安全衛生法第 13 条）。

### 「ストレスチェック」

労働者のストレスについて調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施するものをいう。常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、実施が義務となっている。（労働安全衛生法第 66 条の 10）

### 「ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析」

ストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいう。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。

ストレスチェックを実施した場合は、集団ごとの分析を行うことが事業者の努力義務となっている。（労働安全衛生規則第 52 条の 14）

### 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいい、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

### 「地域産業保健センター（地域窓口）」

労働者数 50 人未満の小規模事業所では産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための都道府県に設置された機関をいう。健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応する。

### 「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター（地域窓口）」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している。

### 「化学物質に関するリスクアセスメント」

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

### 「労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

### 「労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

### 「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDS は、平成 23 年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHS で定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253 においても「SDS」とされている。

### 「GHS 分類」

国連が平成 15 年 7 月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている（隔年ごとに改訂）。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則 GHS では表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

### 「危険有害性がある化学物質」

GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分が付いており、譲渡・提供者に安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

### 「労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

### 「労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 14）。

## 「GHSラベル」

化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類（GHS分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をいう（労働安全衛生法第57条）。

<例>



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

（区分1～区分3）



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性等



急性毒性（区分4）

皮膚刺激性（区分2）

眼刺激性（区分2A）

## 「健康増進法」

令和2年4月1日より改正健康増進法が全面施行され、多くの人が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について講ずべき措置を定めている。

## 「第一種施設」

学校・病院・児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設をいう。

## 「第二種施設」

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。  
一般の事務所や工場等は、この第二種施設に該当する。

## 「喫煙専用室又は加熱式たばこ喫煙専用室」

第二種施設等の屋内又は内部の一部の場所で、構造又は設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を喫煙できる場所として定めたものをいう。

喫煙専用室内では飲食等を行うことは認められていないが、加熱式たばこ喫煙専用室内では飲食等を行うことが可能となっている。

## 「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えて労働した場合における、その超えた時間をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間＝

1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）－  
（計算期間（1か月間）の総暦日数／7）×40

### 「医師による面接指導」

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいう。

事業者は時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられている。(労働安全衛生法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2第1項)

### 「外国人労働者」

出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、我が国での活動が認められており、在留資格に定められた範囲で就労活動が認められる在留資格とは、以下のものをいう。

教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）

### 「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

### 「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。

### 「事業場が契約した外部機関のカウンセラー」

個々の労働者に対してメンタルヘルス対策を実施する担当者（精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラー）をいう。

# ストレスチェック制度

簡単！

## 導入マニュアル

2015年12月から  
義務づけ

### コンテンツ

ストレスチェックって何ですか？

何のためにやるのでしょうか？

いつまでに何をやればいいのでしょうか？

導入前の準備

ストレスチェックの実施

面接指導の実施と就業上の措置

職場分析と職場環境の改善

何に気をつければいいのでしょうか？

プライバシーの保護

不利益取扱いの防止



# ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が 50 人以上いる事業所では、**2015 年 12 月から、毎年 1 回、この検査を全ての労働者<sup>※</sup>に対して実施することが義務**付けられました。

※ 契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は義務の対象外です。

## 質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が う	ち が う
<b>あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない -----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない -----	1	2	3	4
⋮				
<b>最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 活気がわいてくる -----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ -----	1	2	3	4
⋮				
<b>あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司 -----	1	2	3	4
2. 職場の同僚 -----	1	2	3	4
⋮				

# 何のためにやるのでしょうか？

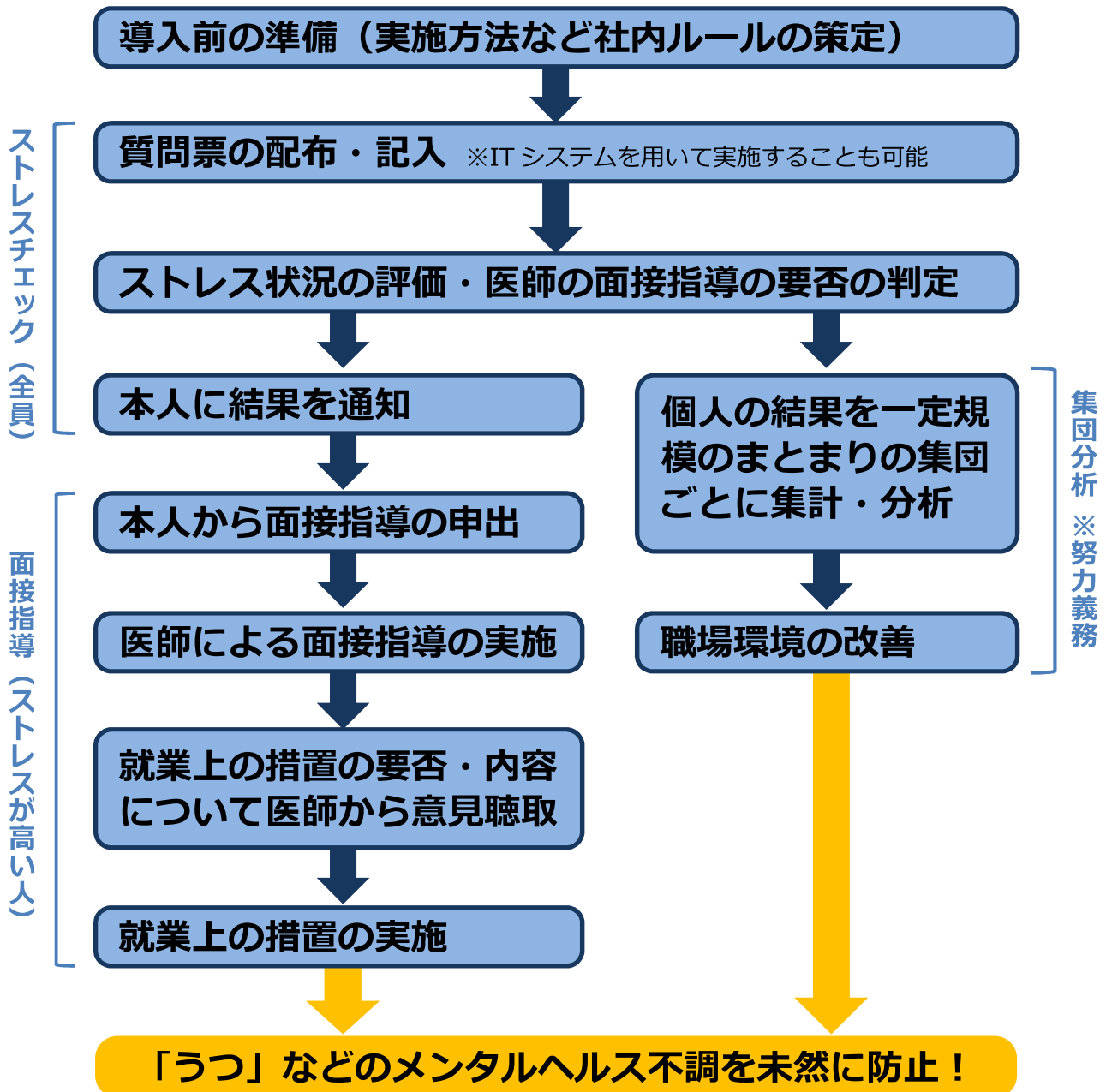
労働者が自分のストレスの状態を知ることによって、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、**「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組み**です。

## いつまでに何をやればいいのでしょうか？

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以下の手順で進めていきます。

**2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。**

### ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

## 導入前の準備

- まず、会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- 次に、事業所の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法などを話し合いましょう。

### 話し合う必要がある事項（主なもの）

- ① ストレスチェックは誰に実施させるのか。
- ② ストレスチェックはいつ実施するのか。
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するのか。
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶのか。
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いのか。
- ⑥ 面接指導はどの医師に依頼して実施するのか。
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うのか。
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか。

- 話し合って決まったことを社内規程として明文化しましょう。そして、全ての労働者にその内容を知らせましょう。
- 実施体制・役割分担を決めましょう。

※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です。

### 実施体制の例

#### ○制度全体の担当者

事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理する者。

#### ○ストレスチェックの実施者

ストレスチェックを実施する者。医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。

#### ○ストレスチェックの実施事務従事者

実施者の補助をする者。質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。

#### ○面接指導を担当する医師

## ストレスチェックの実施

### ○ 質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

※1 使用する質問票は、以下の種類の質問が含まれていれば、特に指定はありませんが、何を使えばよいか分からない場合は、国が推奨する 57 項目の質問票（次ページ）を使いましょう。

- ① ストレスの原因に関する質問項目
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目

※2 ITシステムを利用して、オンラインで実施することもできます。厚生労働省がストレスチェック実施プログラムを無料で公開する予定ですので、ご活用下さい。

### ○ 記入が終わった質問票は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が回収しましょう。

**注意！ 第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはいけません！**

### ○ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレス<sup>※</sup>で医師の面接指導が必要な者を選びます。

※ 自覚症状が高い者や、自覚症状が一定程度あり、ストレスの原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い者を高ストレス者として選びます。選び方が分からない場合は、以下の URL に掲載されている「ストレスチェック制度実施マニュアル」の 40 ページに記載されている基準を参考にするとよいでしょう。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

### ○ 結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か）は、実施者から直接本人に通知されます。

**注意！ 結果は企業には返ってきません。  
結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。**

### ○ 結果は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が保存します。

※ 結果を企業内の鍵のかかるキャビネットやサーバー内に保管することもできますが、第三者に閲覧されないよう、実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が鍵やパスワードの管理をしなければいけません。

# 国が推奨する 57 項目の質問票

## (職業性ストレス簡易調査票)

- A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**
1. 非常にたくさん仕事をしなければならない
  2. 時間内に仕事が処理しきれない
  3. 一生懸命働かなければならない
  4. かなり注意を集中する必要がある
  5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
  6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
  7. からだを大変よく使う仕事だ
  8. 自分のペースで仕事ができる
  9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
  10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
  11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
  12. 私の部署内で意見のくい違いがある
  13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない
  14. 私の職場の雰囲気は友好的である
  15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
  16. 仕事の内容は自分にあっている
  17. 働きがいのある仕事だ
- B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**
- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた     |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ      |
| 3. 生き生きする   | 9. だるい        |
| 4. 怒りを感じる   | 10. 気がはりつめている |
| 5. 内心腹立たしい  | 11. 不安だ       |
| 6. イライラしている | 12. 落ち着かない    |

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 13. ゆうつだ         | 22. 首筋や肩がこる   |
| 14. 何をしても面倒だ     | 23. 腰が痛い      |
| 15. 物事に集中できない    | 24. 目が疲れる     |
| 16. 気分が晴れない      | 25. 動悸や息切れがする |
| 17. 仕事が手につかない    | 26. 胃腸の具合が悪い  |
| 18. 悲しいと感じる      | 27. 食欲がない     |
| 19. めまいがする       | 28. 便秘や下痢をする  |
| 20. 体のふしふしが痛む    | 29. よく眠れない    |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする |               |
- C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**
- 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？
4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等
- あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？
7. 上司
  8. 職場の同僚
  9. 配偶者、家族、友人等
- 【回答肢(4段階)】**

A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう

B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった

C 非常に/かなり/多少/全くない

D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足
- D 満足度について**
1. 仕事に満足だ
  2. 家庭生活に満足だ
- ※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より

## 本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

### あなたのストレスプロフィール

ストレスの原因と  
考えられる因子

ストレスによっておこる  
心身の反応

ストレス反応に影響を  
与える他の因子

### ＜評価結果(点数)について＞

項目	評価点(合計)
ストレスの要因に関する項目	〇〇点
心身のストレス反応に関する項目	〇〇点
周囲のサポートに関する項目	〇〇点
合計	〇〇点

### ＜あなたのストレスの程度について＞

あなたはストレスが高い状態です(高ストレス者に該当します)。

セルフケアのためのアドバイス

.....

.....

.....

.....

.....

### ＜面接指導の要否について＞

医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。

以下の申出窓口にご連絡下さい。

〇〇〇〇(メール: \*\*\*\*@\*\*\*\* 電話: \*\*\*\*-\*\*\*\*)

※面接指導を申し出た場合は、ストレスチェック結果は会社側に提供されます。また、面接指導の結果、必要に応じて就業上の措置が講じられることとなります。

※医師の面接指導ではなく、相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。

〇〇〇〇(メール: \*\*\*\*@\*\*\*\* 電話: \*\*\*\*-\*\*\*\*)

## 面接指導の実施と就業上の措置

- ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出<sup>※1</sup>があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施<sup>※2</sup>しましょう。

※1 申出は、結果が通知されてから1月以内に行う必要があります。

※2 面接指導は申出があってから1月以内に行う必要があります。

- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き<sup>※</sup>、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施しましょう。

※ 医師からの意見聴取は、面接指導後1月以内に行う必要があります。

- 面接指導の結果<sup>※</sup>は事業所で5年間保存しましょう。

※ 記録を作成・保存してください。以下の内容が含まれていれば、医師からの報告をそのまま保存しても構いません。

- ① 実施年月日
- ② 労働者の氏名
- ③ 面接指導を行った医師の氏名
- ④ 労働者の勤務の状況、ストレスの状況、その他の心身の状況
- ⑤ 就業上の措置に関する医師の意見

## 職場分析と職場環境の改善 **※努力義務**

- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部、課、グループなど）ごとに集計・分析<sup>※</sup>してもらい、その結果を提供してもらいましょう。

※ 集団ごとに、質問票の項目ごとの平均値などを求めて、比較するなどの方法で、どの集団が、こういったストレスの状況なのかを調べましょう。

**注意！ 集団規模が10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の提供を受けはけません。  
原則10人以上の集団を集計の対象としましょう。**

- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行いましょ

## 何に気をつければいいのでしょうか？

ストレスチェック制度は、労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。

このことを念頭において、情報の取扱いに留意するとともに、不利益な取扱いを防止しましょう。

## プライバシーの保護

- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者（実施者とその補助をする実施事務従事者）には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となります。
- 事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内で共有する場合にも、必要最小限の範囲にとどめましょう。

## 不利益取扱いの防止

- 事業者が以下の行為を行うことは禁止されています。
  - ① 次のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うこと
    - ・ 医師による面接指導を受けたい旨の申出を行ったこと
    - ・ ストレスチェックを受けないこと
    - ・ ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
    - ・ 医師による面接指導の申出を行わないこと
  - ② 面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと



厚生労働省 宮崎労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】  
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 川原 正和  
地方産業安全専門官 木村 剛  
(電話番号) 0985-38-8835  
(時間外) 0985-44-0641

## 林業労働災害防止強調運動の実施について

～過去10年間の林業労働災害死亡者数が全国ワースト第2位～

宮崎労働局(局長 たなか だいすけ 田中 大介)は、林業現場での伐採作業等が本格化する時期を迎え、林業現場における労働災害防止の徹底を図るため、県内の関係行政機関及び林業関係団体と連携のもと、11月1日から11月30日までの1か月間を林業労働災害防止強調運動期間とし、労働災害防止に向けた集中的な取組みを推進します。

宮崎県では、林業が盛んな土地柄、全国的に見ても多くの林業における労働災害が発生していますが、中には死亡災害に至るケースもあり、平成23年から令和2年までの10年間で労働災害による死亡者数が30名にも及んでいます。これは残念ながら北海道に次ぎ全国ワースト2位の結果で、さらに今年に入っても8月末現在ですでに2件の死亡災害が発生するなど、予断を許さない状況が続いています。

宮崎労働局では、このような林業における労働災害を減少させるため、これまでも他の関係行政機関及び林業関係団体と連携を図り、林業現場での伐採作業等が本格化する11月の時期に「林業労働災害防止強調運動」を展開してきましたが、今年につきましても、厳しい災害発生状況を踏まえ、集中的な取組みを行うこととしています。

そして、林業労働災害防止強調運動による労働災害防止の取組みを有効に進めるため、関係行政機関及び林業関係団体との連携強化を目的とした連絡会議を下記のとおり開催いたします。



## 記

### 「令和3年度林業労働災害防止強調運動連絡会議」

- 1 日時 令和3年10月4日（月） 午後1時30分～
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階大会議室（宮崎市橘通東3丁目1-22）

※ 会議当日の取材撮影につきましては、特に予約の必要はありません。

### 【添付資料】

- 別添 令和3年度林業労働災害防止強調運動実施要綱（案）
- 参考資料1 宮崎県内 林業災害発生状況（平成23年～令和2年）
- 参考資料2 宮崎県内 産業別・署別災害発生状況
  - 2-1 令和2年確定値
  - 2-2 令和3年8月末日現在の速報値
- 参考資料3 宮崎県内 林業死亡災害発生状況（令和元年以降）
- 参考資料4 林業における都道府県別死傷災害発生状況

# 令和3年度 林業労働災害防止強調運動実施要綱

## 1 目的

県内林業の労働災害発生状況については、死亡者数が平成23年から令和2年までの10年間で30名（全国ワースト第2位）に及び、同期間の県内全産業の死亡者数126名のうち林業だけで24%を占める状況にある。また本年についても9月末現在で、すでに2件の死亡災害が発生し、予断を許さない状況が続いている。

また過去10年間の死傷災害（死亡・休業4日以上）の発生状況をみると、チェーンソー、刈払機等による「切れ、こすれ」災害と伐倒木等による「激突され」災害が全体の約半数（44%）を占め、それに加え車両系木材伐出機械等に関わる災害やかかり木による災害など、過去に繰り返された災害が依然として発生している現状にある。

このように重篤な災害が発生する要因として、基本的な安全管理の取組が、今なお徹底されていないことが挙げられる。さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の急速な導入等があるが、県内林業現場においては、林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全衛生教育の実施や高年齢労働者への作業配慮、車両系木材伐出機械の災害防止検討結果を踏まえた作業計画の作成及び作業者への周知が徹底されていない状況が認められる。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に、下記4に掲げる重点事項について集中的に取り組みを実施することにより、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び休業4日以上死傷労働災害の大幅な減少を図ることとする。

## 2 実施期間

令和3年11月1日から11月30日まで

## 3 主唱者

### ◎ 厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署及び日南労働基準監督署）

### ◎ 林野庁九州森林管理局

（宮崎北部森林管理署、西都児湯森林管理署、宮崎森林管理署、宮崎森林管理署都城支署及び宮崎南部森林管理署）

### ◎ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（宮崎水源林整備事務所）

### ◎ 宮崎県（環境森林部）

- ◎ 一般社団法人宮崎県林業公社
- ◎ 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- ◎ 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
- ◎ 宮崎県森林組合連合会
- ◎ 宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会
- ◎ 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

#### 4 重点事項

- (1) 林業店社における安全衛生管理体制の整備
- (2) 林業労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱特別教育等の安全教育の徹底
- (3) 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底
- (4) 林業現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守

#### 5 主唱者の実施事項

主唱者は本運動期間中、林業事業者に対し、ポスター・リーフレット等を活用して本運動への取組を要請するとともに、安全パトロール等を実施し、現場での安全管理状況を確認、指導する（各機関及び各団体の主要な実施事項は以下のとおり。）。

##### (1) 厚生労働省宮崎労働局

- ① 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底
- ② 林業事業者に対する「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく労働災害防止対策の指導の実施
- ③ 改正労働安全衛生規則の周知
- ④ 「現場班長による安全現場宣言運動」の推進
- ⑤ 監督指導等の実施

##### (2) 発注機関等（国、県及び公社等）

林野庁九州森林管理局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（宮崎水源林整備事務所）、宮崎県（環境森林部）、一般社団法人宮崎県林業公社、公益社団法人宮崎県森林林業協会、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

- ① 請負事業者の事業計画における安全管理対策の確認及び指導
- ② 現場における緊急連絡体制の整備等に係る教育訓練等の実施の指導
- ③ 機械集材装置設置届の提出確認

##### (3) 労働災害防止団体（林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部）

- ① 会員等の事業者の現場に対する安全パトロール等の実施

- ② 会員等の事業者に対する労働災害防止対策の要請及び災害事例等の提供
- ③ 「林業・木材製造業労働災害防止規定」の周知徹底
- (4) 林業関係事業者団体（宮崎県森林組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会）組合員である林業事業者に対し、次の事項を指導する。
  - ① 木材伐出機械等の普及等、作業の変化に対応した安全対策の推進
  - ② 企業トップによる安全パトロール実施の要請
  - ③ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の周知
  - ④ 安全衛生教育の徹底の要請
  - ⑤ 機械集材装置設置届の提出確認

## 6 林業事業者の実施事項

### (1) 林業店社における実施事項

- ① 現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
- ② 新規就業者に対する雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の際の安全教育実施の徹底
- ③ 現場での作業条件に応じた有資格者等の適正配置
- ④ 経営首脳、安全管理者等による安全パトロール等の実施
- ⑤ ポスターの掲示等による安全意識の高揚

### (2) 林業現場における実施事項

#### ア 共通事項

- ① 労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ② 服装の点検、保護帽、安全帯、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
- ③ 作業者の具体的な作業内容を明示した作業日報の作成
- ④ 作業前ミーティングの実施
- ⑤ 作業現場の一斉点検の実施（リスクアセスメント等の実施）
- ⑥ 新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
- ⑦ 緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施
- ⑧ 「現場班長による安全現場宣言運動」への取組

#### イ 集材作業

- ① 集材装置等の主索直下及び内角側等の危険箇所への立入禁止
- ② 荷掛け、荷はずしの際の合図及び退避の徹底

#### ウ 木材伐出機械等作業

- ① 路肩からの転落防止のための走行路の幅員確保
- ② 作業者との接触防止のための明確な合図の実施

- ③ 路肩、傾斜地で転倒又は転落による危険を防止するため、シートベルトの着用に努める
- ④ 木材伐出機械等の運転席のヘッドガード、防護柵の設置
- ⑤ 木材伐出機械等運転業務従事者に対する特別教育受講の徹底

#### エ 伐木造材作業

- ① 指差し呼称等による周囲の安全確認
- ② 伐倒に当たっての安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底
- ③ 大径木、偏心木伐倒の際のくさび使用
- ④ 適切な退避場所の選定
- ⑤ 伐倒の際の合図及び退避の徹底
- ⑥ キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用
- ⑦ 急傾斜地等を移動する際の墜落・転落災害防止用の歩行補助ロープの設置及び安全带使用の徹底又は迂回移動の励行
- ⑧ チェーンソー及び刈払機使用時における保護衣及び足指防護用作業靴の着用

#### オ かかり木処理作業

- ① 専用器具使用等による安全対策の徹底
- ② かかり木を放置する場合の危険区域の標示及び立入禁止

#### カ トラック荷台(積荷)からの墜落・転落の防止

- ① 墜落時保護用の保護帽の着用
- ② 耐滑性のある靴の使用
- ③ 荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない）
- ④ 荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り地上から、または地上での作業とすること
- ⑤ 荷台への昇降時における昇降設備の使用

#### 7 その他

- (1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。
- (2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。
- (3) 林業労働災害防止強調運動連絡会議設置要綱を別添のとおり定める。

# 林業労働災害防止強調運動連絡会議設置要綱

## 1 目的

本会議は、林業における労働災害の防止に関する宮崎労働局、国の発注機関(農林水産省)、宮崎県の発注機関及び林業関係労働災害防止団体、林業関係事業者団体が相互に連絡協議し、各発注機関が発注する素材生産・造林等の請負事業における労働災害防止活動の促進を図り、民間発注の請負事業を含めた林業作業における労働災害を防止することを目的とする。

## 2 構成

本会議は、次に掲げる各省地方機関の職員、宮崎県の職員及び林業関係労働災害防止団体並びに林業関係事業者団体の役職者をもって構成する(※の役職は、代理者の出席可)。

九州森林管理局	宮崎県	林業関係発注機関(国、県除く)・林業関係事業者団体	労働災害防止団体	宮崎労働局
宮崎森林管理署 ※総括森林整備官	環境森林部山村・木材振興課 ※主幹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター宮崎水源林整備事務所 ※所長	林業・木材製造業労働災害防止協会 ※安全衛生指導員	労働基準部 労働基準部長 ※監督課長 健康安全課長 産業安全専門官 労働衛生専門官
宮崎北部森林管理署 ※総括森林整備官		(一社)宮崎県林業公社 ※事務局長		労働基準監督署 宮崎労働基準監督署 ※安全衛生課長
西都児湯森林管理署 ※総括森林整備官		(公社)宮崎県森林林業協会 ※総務課長		延岡労働基準監督署 ※安全衛生課長
宮崎森林管理署都城支署 ※総括森林整備官		宮崎県森林組合連合会 ※事業部長		都城労働基準監督署 ※安全衛生課長
宮崎南部森林管理署 ※総括森林整備官		宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会 ※事務局長		日南労働基準監督署 ※監督・安全衛生課長
		(公社)宮崎県林業労働機械化センター ※主幹		

## 3 連絡協議事項

- 林業における労働災害の発生状況、各省地方機関及び宮崎県並びに関係機関における素材生産事業、造林事業の発注状況等の情報の交換に関すること。
- 各機関、各団体による現場安全パトロールの実施及び林業従事者教育の推進等の情報交換に関すること。
- その他林業作業における労働災害の防止について必要と認められる事項に関すること。

## 4 会議の開催

連絡会議は、原則として年1回開催する。

## 5 運営

- 連絡会議の運営は構成員との合議のうえに行い、事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。
- 会議の進行については事務局にて行う。

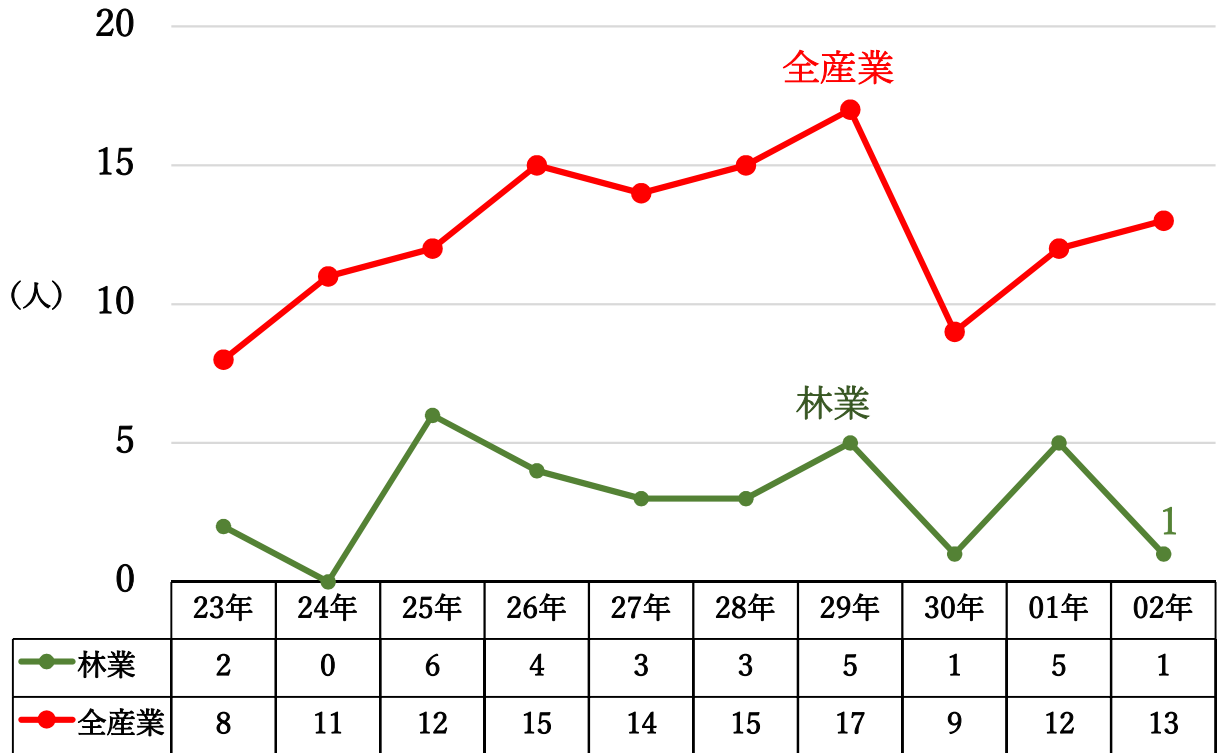
## 6 制定

令和元年10月1日

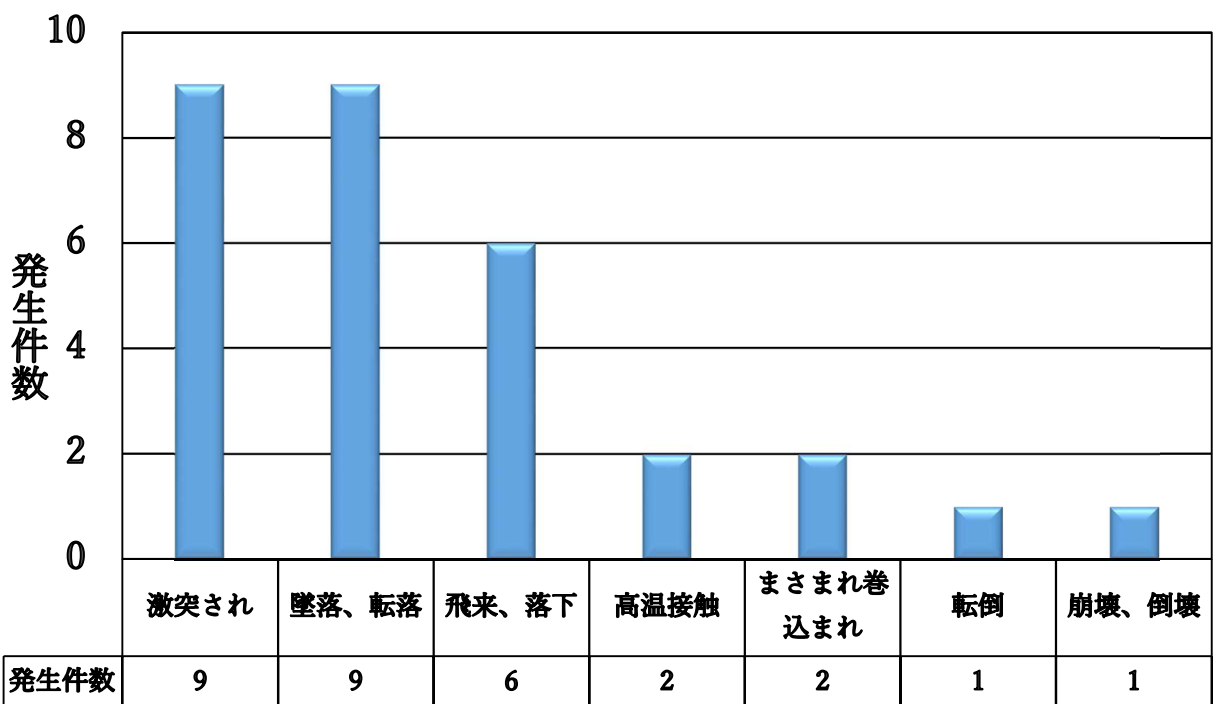


# 1. 林業死亡災害発生状況

【宮崎県内】全産業及び林業における死亡災害発生状況

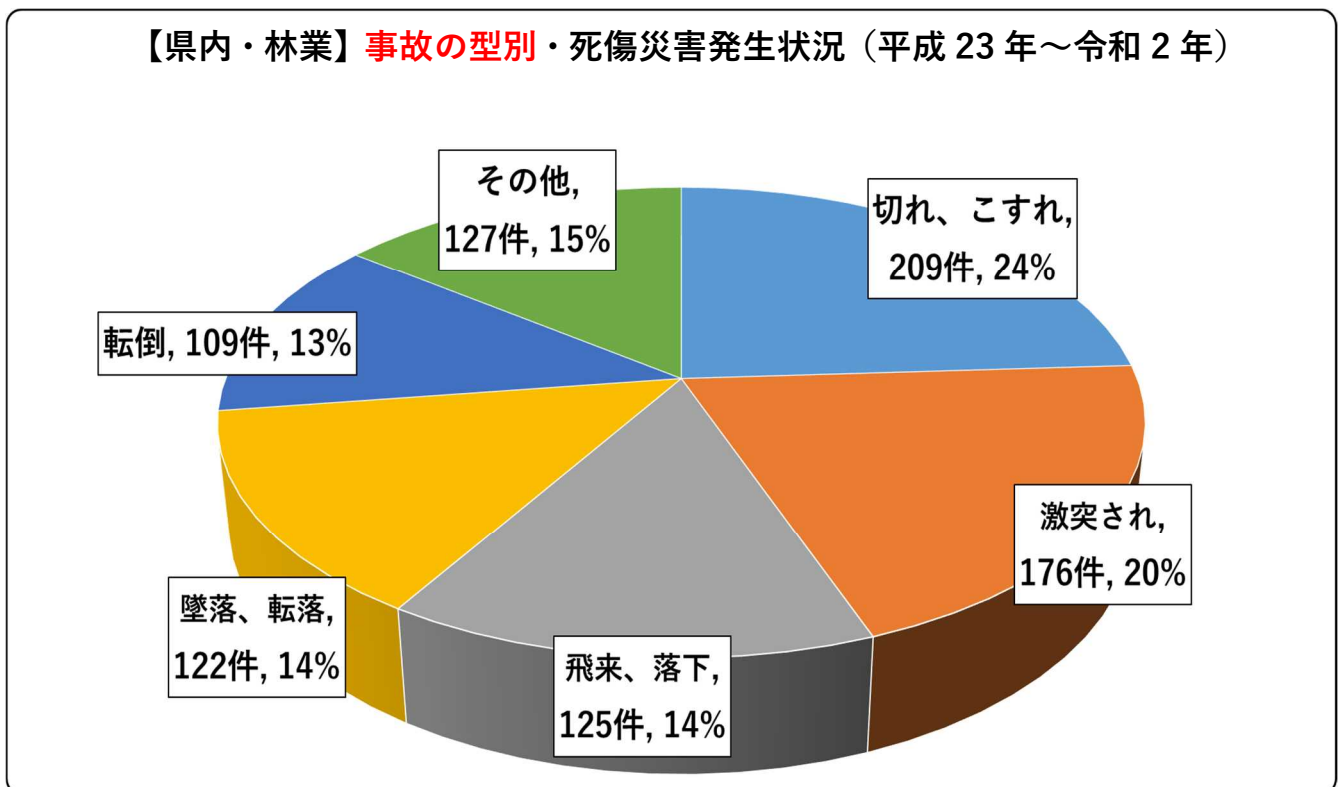
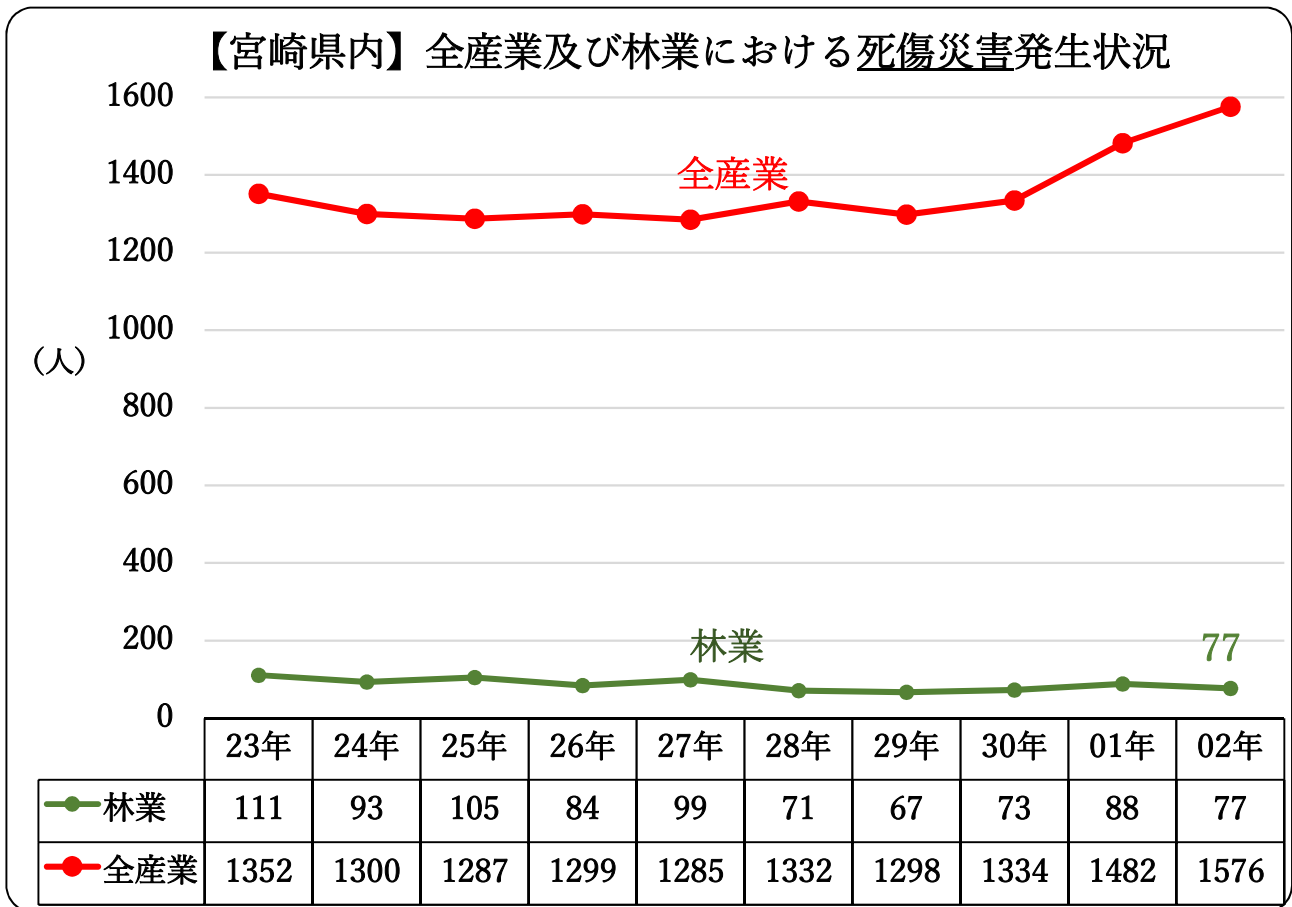


【県内・林業】事故の型別・死亡災害発生状況（平成23年～令和2年）





## 2. 林業死傷災害（死亡・休業4日以上）発生状況



## 業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

参考資料2-1

確定値

※上段

死亡災害：平成31年/令和元年確定

休業災害：平成31年/令和元年確定

※下段

死亡災害：令和2年確定

休業災害：令和2年確定

	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
<b>01製造業</b>		280	280		95	95		62	62		102	102		21	21
	1	301	302		115	115		57	57	1	105	106		24	24
01食料品		103	103		45	45		19	19		39	39			
		130	130		62	62		17	17		50	50		1	1
04木材・木製品		45	45		7	7		18	18		15	15		5	5
	1	54	55		7	7		17	17	1	20	21		10	10
09窯業土石		15	15		7	7		2	2		5	5		1	1
		20	20		6	6		4	4		4	4		6	6
12金属製品		10	10		4	4		2	2		3	3		1	1
		14	14		2	2		4	4		6	6		2	2
13～15機械器具		30	30		15	15		7	7		6	6		2	2
		11	11		7	7		1	1		2	2		1	1
<b>02鉱業</b>		3	3					3	3						
	1	1	2								1	1	1		1
<b>03建設業</b>	5	193	198	2	92	94	2	53	55		37	37	1	11	12
	5	240	245	3	118	121	1	51	52	1	58	59		13	13
01土木工事	3	72	75		33	33	2	21	23		13	13	1	5	6
	2	82	84		34	34	1	21	22	1	18	19		9	9
02建築工事	2	82	84	2	38	40		19	19		19	19		6	6
	3	96	99	3	46	49		14	14		32	32		4	4
(02-02 木造建築)	1	25	26	1	10	11		5	5		7	7		3	3
	1	30	31	1	9	10		5	5		13	13		3	3
<b>04運輸交通業</b>	1	160	161	1	69	70		25	25		59	59		7	7
	3	142	145		64	64		17	17	2	55	57	1	6	7
03道路貨物運送		135	135		58	58		18	18		52	52		7	7
	3	124	127		57	57		11	11	2	51	53	1	5	6
<b>05貨物取扱業</b>		6	6		3	3		1	1		2	2			
		8	8		3	3		1	1		4	4			
<b>06農林業</b>	5	125	130	3	36	39	2	41	43		29	29		19	19
	1	120	121		26	26		35	35	1	36	37		23	23
02林業	5	83	88	3	17	20	2	39	41		10	10		17	17
	1	76	77		14	14		32	32	1	11	12		19	19
<b>07畜産・水産業</b>		50	50		14	14		10	10		20	20		6	6
	1	49	50		16	16		7	7	1	17	18		9	9
<b>08商業</b>		221	221		133	133		33	33		42	42		13	13
	1	214	215	1	111	112		30	30		58	58		15	15
02小売		171	171		103	103		26	26		31	31		11	11
		173	173		91	91		25	25		45	45		12	12
<b>09金融・広告業</b>		10	10		8	8		1	1		1	1			
		19	19		11	11		4	4		4	4			
<b>10映画・演劇業</b>															
		1	1								1	1			
<b>11通信業</b>		11	11		5	5		4	4		2	2			
		9	9		3	3		5	5		1	1			
<b>12教育・研究業</b>		11	11		5	5		2	2		2	2		2	2
		9	9		8	8					1	1			
<b>13保健衛生業</b>		189	189		93	93		49	49		40	40		7	7
		239	239		122	122		41	41		57	57		19	19
02社会福祉施設		130	130		61	61		34	34		31	31		4	4
		166	166		91	91		25	25		35	35		15	15
<b>14接客娯楽業</b>	1	89	90		51	51		16	16		19	19	1	3	4
		87	87		55	55		16	16		14	14		2	2
02飲食店		52	52		24	24		14	14		14	14			
		49	49		25	25		12	12		10	10		2	2
<b>15清掃・と畜業</b>		71	71		54	54		9	9		5	5		3	3
		62	62		34	34		13	13		14	14		1	1
(01-01 ビルメン)		35	35		30	30		3	3					2	2
		35	35		20	20		11	11		4	4			
<b>16官公署</b>		3	3		2	2					1	1			
		3	3		2	2								1	1
<b>17その他の事業</b>		48	48		26	26		6	6		15	15		1	1
		59	59		29	29		9	9		14	14		7	7
<b>合計</b>	12	1470	1482	6	686	692	4	315	319		376	376	2	93	95
	13	1563	1576	4	717	721	1	286	287	6	440	446	2	120	122

資料出所：労働者死傷病報告

# 死亡災害休業災害・増減表

宮崎労働局

死亡災害：令和2年確定

休業災害：令和2年確定

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率
0 1 製造業		1	1	∞	280	301	21	7.5%
01食料品				—	103	130	27	26.2%
04木材・木製品		1	1	∞	45	54	9	20.0%
09窯業土石				—	15	20	5	33.3%
12金属製品				—	10	14	4	40.0%
13～15機械器具				—	30	11	-19	-63.3%
0 2 鉱業		1	1	∞	3	1	-2	-66.7%
0 3 建設業	5	5			193	240	47	24.4%
01土木工事	3	2	-1	-33.3%	72	82	10	13.9%
02建築工事	2	3	1	50.0%	82	96	14	17.1%
(02-02木造建築)	1	1			25	30	5	20.0%
0 4 運輸交通業	1	3	2	200.0%	160	142	-18	-11.3%
03道路貨物運送		3	3	∞	135	124	-11	-8.1%
0 5 貨物取扱業				—	6	8	2	33.3%
0 6 農林業	5	1	-4	-80.0%	125	120	-5	-4.0%
02林業	5	1	-4	-80.0%	83	76	-7	-8.4%
0 7 畜産・水産業		1	1	∞	50	49	-1	-2.0%
0 8 商業		1	1	∞	221	214	-7	-3.2%
02小売業				—	171	173	2	1.2%
0 9 金融・広告業				—	10	19	9	90.0%
1 0 映画・演劇業				—		1	1	∞
1 1 通信業				—	11	9	-2	-18.2%
1 2 教育・研究業				—	11	9	-2	-18.2%
1 3 保健衛生業				—	189	239	50	26.5%
02社会福祉施設				—	130	166	36	27.7%
1 4 接客娯楽業	1		-1	-100.0%	89	87	-2	-2.2%
02飲食店				—	52	49	-3	-5.8%
1 5 清掃・と畜業				—	71	62	-9	-12.7%
(01-01ビルメン)				—	35	35		
1 6 官公署				—	3	3		
1 7 その他の事業				—	48	59	11	22.9%
<b>合計</b>	12	13	1	8.3%	1470	1563	93	6.3%

# 死亡災害休業災害・増減表

宮崎労働基準監督署

死亡災害:令和2年確定

休業災害:令和2年確定

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率
0 1 製造業				—	95	115	20	21.1%
01食料品				—	45	62	17	37.8%
04木材・木製品				—	7	7		
09窯業土石				—	7	6	-1	-14.3%
12金属製品				—	4	2	-2	-50.0%
13～15機械器具				—	15	7	-8	-53.3%
0 2 鉱業				—				—
0 3 建設業	2	3	1	50.0%	92	118	26	28.3%
01土木工事				—	33	34	1	3.0%
02建築工事	2	3	1	50.0%	38	46	8	21.1%
(02-02木造建築)	1	1			10	9	-1	-10.0%
0 4 運輸交通業	1		-1	-100.0%	69	64	-5	-7.2%
03道路貨物運送				—	58	57	-1	-1.7%
0 5 貨物取扱業				—	3	3		
0 6 農林業	3		-3	-100.0%	36	26	-10	-27.8%
02林業	3		-3	-100.0%	17	14	-3	-17.6%
0 7 畜産・水産業				—	14	16	2	14.3%
0 8 商業		1	1	∞	133	111	-22	-16.5%
02小売業				—	103	91	-12	-11.7%
0 9 金融・広告業				—	8	11	3	37.5%
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—	5	3	-2	-40.0%
1 2 教育・研究業				—	5	8	3	60.0%
1 3 保健衛生業				—	93	122	29	31.2%
02社会福祉施設				—	61	91	30	49.2%
1 4 接客娯楽業				—	51	55	4	7.8%
02飲食店				—	24	25	1	4.2%
1 5 清掃・と畜業				—	54	34	-20	-37.0%
(01-01ビルメン)				—	30	20	-10	-33.3%
1 6 官公署				—	2	2		
1 7 その他の事業				—	26	29	3	11.5%
<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>-2</b>	<b>-33.3%</b>	<b>686</b>	<b>717</b>	<b>31</b>	<b>4.5%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

延岡労働基準監督署

死亡災害：令和2年確定

休業災害：令和2年確定

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率
0 1 製造業				—	62	57	-5	-8.1%
01食料品				—	19	17	-2	-10.5%
04木材・木製品				—	18	17	-1	-5.6%
09窯業土石				—	2	4	2	100.0%
12金属製品				—	2	4	2	100.0%
13～15機械器具				—	7	1	-6	-85.7%
0 2 鉱業				—	3		-3	-100.0%
0 3 建設業	2	1	-1	-50.0%	53	51	-2	-3.8%
01土木工事	2	1	-1	-50.0%	21	21		
02建築工事				—	19	14	-5	-26.3%
(02-02木造建築)				—	5	5		
0 4 運輸交通業				—	25	17	-8	-32.0%
03道路貨物運送				—	18	11	-7	-38.9%
0 5 貨物取扱業				—	1	1		
0 6 農林業	2		-2	-100.0%	41	35	-6	-14.6%
02林業	2		-2	-100.0%	39	32	-7	-17.9%
0 7 畜産・水産業				—	10	7	-3	-30.0%
0 8 商業				—	33	30	-3	-9.1%
02小売業				—	26	25	-1	-3.8%
0 9 金融・広告業				—	1	4	3	300.0%
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—	4	5	1	25.0%
1 2 教育・研究業				—	2		-2	-100.0%
1 3 保健衛生業				—	49	41	-8	-16.3%
02社会福祉施設				—	34	25	-9	-26.5%
1 4 接客娯楽業				—	16	16		
02飲食店				—	14	12	-2	-14.3%
1 5 清掃・と畜業				—	9	13	4	44.4%
(01-01ビルメン)				—	3	11	8	266.7%
1 6 官公署				—				—
1 7 その他の事業				—	6	9	3	50.0%
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>-3</b>	<b>-75.0%</b>	<b>315</b>	<b>286</b>	<b>-29</b>	<b>-9.2%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

都城労働基準監督署

死亡災害：令和2年確定

休業災害：令和2年確定

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率
0 1 製造業		1	1	∞	102	105	3	2.9%
01食料品				—	39	50	11	28.2%
04木材・木製品		1	1	∞	15	20	5	33.3%
09窯業土石				—	5	4	-1	-20.0%
12金属製品				—	3	6	3	100.0%
13～15機械器具				—	6	2	-4	-66.7%
0 2 鉱業				—		1	1	∞
0 3 建設業		1	1	∞	37	58	21	56.8%
01土木工事		1	1	∞	13	18	5	38.5%
02建築工事				—	19	32	13	68.4%
(02-02木造建築)				—	7	13	6	85.7%
0 4 運輸交通業		2	2	∞	59	55	-4	-6.8%
03道路貨物運送		2	2	∞	52	51	-1	-1.9%
0 5 貨物取扱業				—	2	4	2	100.0%
0 6 農林業		1	1	∞	29	36	7	24.1%
02林業		1	1	∞	10	11	1	10.0%
0 7 畜産・水産業		1	1	∞	20	17	-3	-15.0%
0 8 商業				—	42	58	16	38.1%
02小売業				—	31	45	14	45.2%
0 9 金融・広告業				—	1	4	3	300.0%
1 0 映画・演劇業				—		1	1	∞
1 1 通信業				—	2	1	-1	-50.0%
1 2 教育・研究業				—	2	1	-1	-50.0%
1 3 保健衛生業				—	40	57	17	42.5%
02社会福祉施設				—	31	35	4	12.9%
1 4 接客娯楽業				—	19	14	-5	-26.3%
02飲食店				—	14	10	-4	-28.6%
1 5 清掃・と畜業				—	5	14	9	180.0%
(01-01ビルメン)				—		4	4	∞
1 6 官公署				—	1		-1	-100.0%
1 7 その他の事業				—	15	14	-1	-6.7%
<b>合計</b>		<b>6</b>	<b>6</b>	<b>∞</b>	<b>376</b>	<b>440</b>	<b>64</b>	<b>17.0%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

日南労働基準監督署

死亡災害:令和2年確定

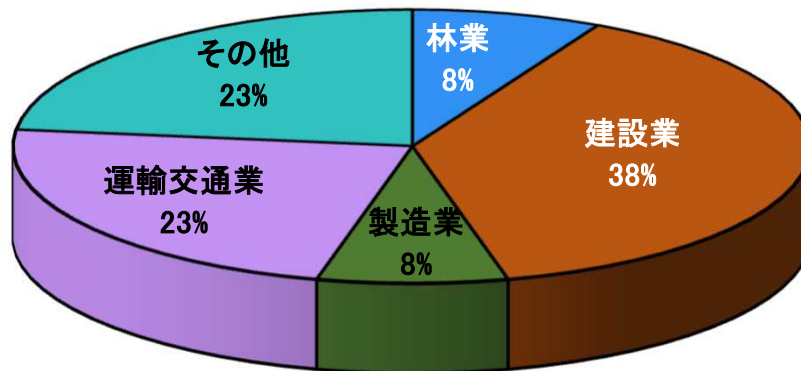
休業災害:令和2年確定

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率	平成31年/ 令和元年	令和2年	増減	増減率
0 1 製造業				—	21	24	3	14.3%
01食料品				—		1	1	∞
04木材・木製品				—	5	10	5	100.0%
09窯業土石				—	1	6	5	500.0%
12金属製品				—	1	2	1	100.0%
13～15機械器具				—	2	1	-1	-50.0%
0 2 鉱業		1	1	∞				—
0 3 建設業	1		-1	-100.0%	11	13	2	18.2%
01土木工事	1		-1	-100.0%	5	9	4	80.0%
02建築工事				—	6	4	-2	-33.3%
(02-02木造建築)				—	3	3		
0 4 運輸交通業		1	1	∞	7	6	-1	-14.3%
03道路貨物運送		1	1	∞	7	5	-2	-28.6%
0 5 貨物取扱業				—				—
0 6 農林業				—	19	23	4	21.1%
02林業				—	17	19	2	11.8%
0 7 畜産・水産業				—	6	9	3	50.0%
0 8 商業				—	13	15	2	15.4%
02小売業				—	11	12	1	9.1%
0 9 金融・広告業				—				—
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—				—
1 2 教育・研究業				—	2		-2	-100.0%
1 3 保健衛生業				—	7	19	12	171.4%
02社会福祉施設				—	4	15	11	275.0%
1 4 接客娯楽業	1		-1	-100.0%	3	2	-1	-33.3%
02飲食店				—		2	2	∞
1 5 清掃・と畜業				—	3	1	-2	-66.7%
(01-01ビルメン)				—	2		-2	-100.0%
1 6 官公署				—		1	1	∞
1 7 その他の事業				—	1	7	6	600.0%
<b>合計</b>	2	2			93	120	27	29.0%

死亡災害：令和2年確定

林業	建設業	製造業	運輸交通業	その他	計
1	5	1	3	3	13

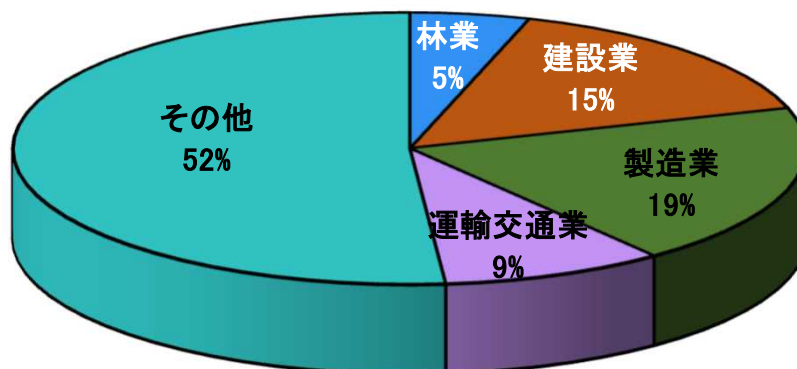
死亡災害業種別構成



休業災害：令和2年確定

林業	建設業	製造業	運輸交通業	その他	計
76	240	301	142	804	1563

休業災害業種別構成





## 令和2年 業種別署別 派遣先労働災害発生状況

死傷災害：令和2年確定

	合計	宮崎署	延岡署	都城署	日南署
01 製造業	21	12	2	6	1
01 食料品	14	10		4	
04 木材・木製品	3		2		1
09 窯業土石					
12 金属製品	1			1	
13～15 機械器具					
02 鉱業					
03 建設業					
01 土木工事					
02 建築工事					
;(02-02木造建築)					
04 運輸交通業	2	1		1	
03 道路貨物運送	2	1		1	
05 貨物取扱業					
06 農林業	1				1
02 林業					
07 畜産・水産業					
08 商業					
02 小売業					
09 金融・広告業					
10 映画・演劇業					
11 通信業					
12 教育・研究業					
13 保健衛生業	4	2		2	
02 社会福祉施設					
14 接客娯楽業					
02 飲食店					
15 清掃・と畜業	1			1	
;(01-01ビルメン)	1			1	
16 官公署					
17 その他の事業					
合計	29	15	2	10	2

## 業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

参考資料2-2

統計集計日 ※上段

死亡災害：令和2年8月末日現在

休業災害：令和2年8月末日現在

8月末日 ※下段

死亡災害：令和3年8月末日現在

休業災害：令和3年8月末日現在

速報値

	宮崎署			延岡署			都城署			日南署					
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計			
<b>01製造業</b>	1	159	160		60	60		28	28	1	60	61		11	11
		<b>189</b>	<b>189</b>		<b>93</b>	<b>93</b>		<b>28</b>	<b>28</b>		<b>56</b>	<b>56</b>		<b>12</b>	<b>12</b>
01食料品		62	62		28	28		7	7		26	26		1	1
04木材・木製品	1	29	30		4	4		9	9	1	10	11		6	6
09窯業土石		12	12		4	4		3	3		2	2		3	3
12金属製品		5	5		4	4		5	5		2	2		1	1
13～15機械器具		6	6		4	4					2	2			
		<b>21</b>	<b>21</b>		<b>15</b>	<b>15</b>		<b>2</b>	<b>2</b>		<b>3</b>	<b>3</b>		<b>1</b>	<b>1</b>
<b>02鉱業</b>		1	1								1	1			
		<b>3</b>	<b>3</b>								<b>3</b>	<b>3</b>			
<b>03建設業</b>	4	108	112	3	53	56		24	24	1	26	27		5	5
	<b>2</b>	<b>110</b>	<b>112</b>	<b>2</b>	<b>43</b>	<b>45</b>		<b>29</b>	<b>29</b>		<b>25</b>	<b>25</b>		<b>13</b>	<b>13</b>
01土木工事	1	38	39		19	19		8	8	1	9	10		2	2
02建築工事	3	43	46	3	17	20		9	9		14	14		3	3
(02-02 木造建築)	1	18	19	1	6	7		3	3		6	6		3	3
		<b>16</b>	<b>16</b>		<b>7</b>	<b>7</b>		<b>4</b>	<b>4</b>		<b>2</b>	<b>2</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>04運輸交通業</b>	3	99	102		44	44		14	14	2	36	38	1	5	6
	<b>3</b>	<b>93</b>	<b>96</b>	<b>3</b>	<b>41</b>	<b>44</b>		<b>13</b>	<b>13</b>		<b>36</b>	<b>36</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
03道路貨物運送	3	86	89		41	41		8	8	2	33	35	1	4	5
	<b>3</b>	<b>86</b>	<b>89</b>	<b>3</b>	<b>35</b>	<b>38</b>		<b>13</b>	<b>13</b>		<b>35</b>	<b>35</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>05貨物取扱業</b>		7	7		3	3		1	1		3	3			
		<b>6</b>	<b>6</b>		<b>1</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>1</b>		<b>4</b>	<b>4</b>			
<b>06農林業</b>	1	59	60		10	10		19	19	1	18	19		12	12
	<b>2</b>	<b>65</b>	<b>67</b>		<b>19</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>19</b>	<b>21</b>		<b>18</b>	<b>18</b>		<b>9</b>	<b>9</b>
02林業	1	42	43		5	5		17	17	1	9	10		11	11
	<b>2</b>	<b>34</b>	<b>36</b>		<b>5</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>17</b>	<b>19</b>		<b>6</b>	<b>6</b>		<b>6</b>	<b>6</b>
<b>07畜産・水産業</b>		29	29		10	10		3	3		10	10		6	6
	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>19</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>10</b>		<b>3</b>	<b>3</b>		<b>3</b>	<b>3</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>08商業</b>	1	106	107	1	55	56		16	16		26	26		9	9
	<b>120</b>	<b>120</b>	<b>120</b>	<b>64</b>	<b>64</b>		<b>21</b>	<b>21</b>		<b>30</b>	<b>30</b>		<b>5</b>	<b>5</b>	
02小売		90	90		47	47		15	15		21	21		7	7
	<b>93</b>	<b>93</b>	<b>93</b>	<b>51</b>	<b>51</b>		<b>17</b>	<b>17</b>		<b>20</b>	<b>20</b>		<b>5</b>	<b>5</b>	
<b>09金融・広告業</b>		6	6		2	2		2	2		2	2			
		<b>8</b>	<b>8</b>		<b>7</b>	<b>7</b>					<b>1</b>	<b>1</b>			
<b>10映画・演劇業</b>		1	1								1	1			
<b>11通信業</b>		5	5		2	2		3	3						
		<b>14</b>	<b>14</b>		<b>4</b>	<b>4</b>		<b>5</b>	<b>5</b>		<b>2</b>	<b>2</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>12教育・研究業</b>		2	2		2	2									
		<b>8</b>	<b>8</b>		<b>7</b>	<b>7</b>		<b>1</b>	<b>1</b>						
<b>13保健衛生業</b>		115	115		52	52		18	18		31	31		14	14
		<b>175</b>	<b>175</b>		<b>80</b>	<b>80</b>		<b>27</b>	<b>27</b>		<b>54</b>	<b>54</b>		<b>14</b>	<b>14</b>
02社会福祉施設		76	76		32	32		12	12		22	22		10	10
		<b>115</b>	<b>115</b>		<b>56</b>	<b>56</b>		<b>20</b>	<b>20</b>		<b>32</b>	<b>32</b>		<b>7</b>	<b>7</b>
<b>14接客娯楽業</b>		44	44		25	25		10	10		7	7		2	2
		<b>49</b>	<b>49</b>		<b>25</b>	<b>25</b>		<b>9</b>	<b>9</b>		<b>12</b>	<b>12</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
02飲食店		24	24		11	11		7	7		4	4		2	2
		<b>29</b>	<b>29</b>		<b>16</b>	<b>16</b>		<b>5</b>	<b>5</b>		<b>5</b>	<b>5</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>15清掃・と畜業</b>		32	32		15	15		7	7		10	10			
	<b>1</b>	<b>35</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>16</b>	<b>17</b>		<b>10</b>	<b>10</b>		<b>7</b>	<b>7</b>		<b>2</b>	<b>2</b>
01-01 (ブルメン)		18	18		9	9		7	7		2	2			
		<b>17</b>	<b>17</b>		<b>7</b>	<b>7</b>		<b>8</b>	<b>8</b>		<b>2</b>	<b>2</b>			
<b>16官公署</b>		3	3		2	2								1	1
		<b>2</b>	<b>2</b>		<b>2</b>	<b>2</b>									
<b>17その他の事業</b>		33	33		16	16		6	6		10	10		1	1
		<b>50</b>	<b>50</b>		<b>31</b>	<b>31</b>		<b>8</b>	<b>8</b>		<b>8</b>	<b>8</b>		<b>3</b>	<b>3</b>
<b>合計</b>	10	809	819	4	351	355		151	151	5	241	246	1	66	67
	<b>9</b>	<b>945</b>	<b>954</b>	<b>7</b>	<b>442</b>	<b>449</b>	<b>2</b>	<b>174</b>	<b>176</b>		<b>259</b>	<b>259</b>		<b>70</b>	<b>70</b>

資料出所：労働者死傷病報告

# 死亡災害休業災害・増減表

宮崎労働局

死亡災害:令和3年8月末日現在

休業災害:令和3年8月末日現在

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	令和2年	令和3年	増減	増減率	令和2年	令和3年	増減	増減率
0 1 製造業	1		-1	-100.0%	159	189	30	18.9%
01食料品				—	62	91	29	46.8%
04木材・木製品	1		-1	-100.0%	29	27	-2	-6.9%
09窯業土石				—	12	12		
12金属製品				—	5	13	8	160.0%
13～15機械器具				—	6	21	15	250.0%
0 2 鉱業				—	1	3	2	200.0%
0 3 建設業	4	2	-2	-50.0%	108	110	2	1.9%
01土木工事	1	1			38	43	5	13.2%
02建築工事	3	1	-2	-66.7%	43	55	12	27.9%
:(02-02木造建築)	1		-1	-100.0%	18	16	-2	-11.1%
0 4 運輸交通業	3	3			99	93	-6	-6.1%
03道路貨物運送	3	3			86	86		
0 5 貨物取扱業				—	7	6	-1	-14.3%
0 6 農林業	1	2	1	100.0%	59	65	6	10.2%
02林業	1	2	1	100.0%	42	34	-8	-19.0%
0 7 畜産・水産業		1	1	∞	29	18	-11	-37.9%
0 8 商業	1		-1	-100.0%	106	120	14	13.2%
02小売業				—	90	93	3	3.3%
0 9 金融・広告業				—	6	8	2	33.3%
1 0 映画・演劇業				—	1		-1	-100.0%
1 1 通信業				—	5	14	9	180.0%
1 2 教育・研究業				—	2	8	6	300.0%
1 3 保健衛生業				—	115	175	60	52.2%
02社会福祉施設				—	76	115	39	51.3%
1 4 接客娯楽業				—	44	49	5	11.4%
02飲食店				—	24	29	5	20.8%
1 5 清掃・と畜業		1	1	∞	32	35	3	9.4%
:(01-01ビルメン)				—	18	17	-1	-5.6%
1 6 官公署				—	3	2	-1	-33.3%
1 7 その他の事業				—	33	50	17	51.5%
<b>合計</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>-1</b>	<b>-10.0%</b>	<b>809</b>	<b>945</b>	<b>136</b>	<b>16.8%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

宮崎労働基準監督署

死亡災害: 令和3年8月末日現在

休業災害: 令和3年8月末日現在

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	令和2年	令和3年	増減	増減率	令和2年	令和3年	増減	増減率
0 1 製造業				—	60	93	33	55.0%
01食料品				—	28	62	34	121.4%
04木材・木製品				—	4	5	1	25.0%
09窯業土石				—	4	4		
12金属製品				—		2	2	∞
13～15機械器具				—	4	15	11	275.0%
0 2 鉱業				—				—
0 3 建設業	3	2	-1	-33.3%	53	43	-10	-18.9%
01土木工事		1	1	∞	19	13	-6	-31.6%
02建築工事	3	1	-2	-66.7%	17	27	10	58.8%
:(02-02木造建築)	1		-1	-100.0%	6	7	1	16.7%
0 4 運輸交通業		3	3	∞	44	41	-3	-6.8%
03道路貨物運送		3	3	∞	41	35	-6	-14.6%
0 5 貨物取扱業				—	3	1	-2	-66.7%
0 6 農林業				—	10	19	9	90.0%
02林業				—	5	5		
0 7 畜産・水産業		1	1	∞	10	9	-1	-10.0%
0 8 商業	1		-1	-100.0%	55	64	9	16.4%
02小売業				—	47	51	4	8.5%
0 9 金融・広告業				—	2	7	5	250.0%
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—	2	4	2	100.0%
1 2 教育・研究業				—	2	7	5	250.0%
1 3 保健衛生業				—	52	80	28	53.8%
02社会福祉施設				—	32	56	24	75.0%
1 4 接客娯楽業				—	25	25		
02飲食店				—	11	16	5	45.5%
1 5 清掃・と畜業		1	1	∞	15	16	1	6.7%
:(01-01ビルメン)				—	9	7	-2	-22.2%
1 6 官公署				—	2	2		
1 7 その他の事業				—	16	31	15	93.8%
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>75.0%</b>	<b>351</b>	<b>442</b>	<b>91</b>	<b>25.9%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

延岡労働基準監督署

死亡災害:令和3年8月末日現在

休業災害:令和3年8月末日現在

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	令和2年	令和3年	増減	増減率	令和2年	令和3年	増減	増減率
0 1 製造業				—	28	28		
01食料品				—	7	5	-2	-28.6%
04木材・木製品				—	9	7	-2	-22.2%
09窯業土石				—	3	5	2	66.7%
12金属製品				—	2	5	3	150.0%
13～15機械器具				—		2	2	∞
0 2 鉱業				—				—
0 3 建設業				—	24	29	5	20.8%
01土木工事				—	8	14	6	75.0%
02建築工事				—	9	11	2	22.2%
(02-02木造建築)				—	3	4	1	33.3%
0 4 運輸交通業				—	14	13	-1	-7.1%
03道路貨物運送				—	8	13	5	62.5%
0 5 貨物取扱業				—	1	1		
0 6 農林業		2	2	∞	19	19		
02林業		2	2	∞	17	17		
0 7 畜産・水産業				—	3	3		
0 8 商業				—	16	21	5	31.3%
02小売業				—	15	17	2	13.3%
0 9 金融・広告業				—	2		-2	-100.0%
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—	3	5	2	66.7%
1 2 教育・研究業				—		1	1	∞
1 3 保健衛生業				—	18	27	9	50.0%
02社会福祉施設				—	12	20	8	66.7%
1 4 接客娯楽業				—	10	9	-1	-10.0%
02飲食店				—	7	5	-2	-28.6%
1 5 清掃・と畜業				—	7	10	3	42.9%
(01-01ビルメン)				—	7	8	1	14.3%
1 6 官公署				—				—
1 7 その他の事業				—	6	8	2	33.3%
<b>合計</b>		<b>2</b>	<b>2</b>	<b>∞</b>	<b>151</b>	<b>174</b>	<b>23</b>	<b>15.2%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

都城労働基準監督署

死亡災害:令和3年8月末日現在

休業災害:令和3年8月末日現在

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	令和2年	令和3年	増減	増減率	令和2年	令和3年	増減	増減率
0 1 製造業	1		-1	-100.0%	60	56	-4	-6.7%
01 食料品				—	26	24	-2	-7.7%
04 木材・木製品	1		-1	-100.0%	10	10		
09 窯業土石				—	2	2		
12 金属製品				—	3	4	1	33.3%
13~15 機械器具				—	2	3	1	50.0%
0 2 鉱業				—	1	3	2	200.0%
0 3 建設業	1		-1	-100.0%	26	25	-1	-3.8%
01 土木工事	1		-1	-100.0%	9	8	-1	-11.1%
02 建築工事				—	14	12	-2	-14.3%
:(02-02木造建築)				—	6	2	-4	-66.7%
0 4 運輸交通業	2		-2	-100.0%	36	36		
03 道路貨物運送	2		-2	-100.0%	33	35	2	6.1%
0 5 貨物取扱業				—	3	4	1	33.3%
0 6 農林業	1		-1	-100.0%	18	18		
02 林業	1		-1	-100.0%	9	6	-3	-33.3%
0 7 畜産・水産業				—	10	3	-7	-70.0%
0 8 商業				—	26	30	4	15.4%
02 小売業				—	21	20	-1	-4.8%
0 9 金融・広告業				—	2	1	-1	-50.0%
1 0 映画・演劇業				—	1		-1	-100.0%
1 1 通信業				—		2	2	∞
1 2 教育・研究業				—				—
1 3 保健衛生業				—	31	54	23	74.2%
02 社会福祉施設				—	22	32	10	45.5%
1 4 接客娯楽業				—	7	12	5	71.4%
02 飲食店				—	4	5	1	25.0%
1 5 清掃・と畜業				—	10	7	-3	-30.0%
:(01-01ビルメン)				—	2	2		
1 6 官公署				—				—
1 7 その他の事業				—	10	8	-2	-20.0%
<b>合計</b>	<b>5</b>		<b>-5</b>	<b>-100.0%</b>	<b>241</b>	<b>259</b>	<b>18</b>	<b>7.5%</b>

# 死亡災害休業災害・増減表

日南労働基準監督署

死亡災害:令和3年8月末日現在

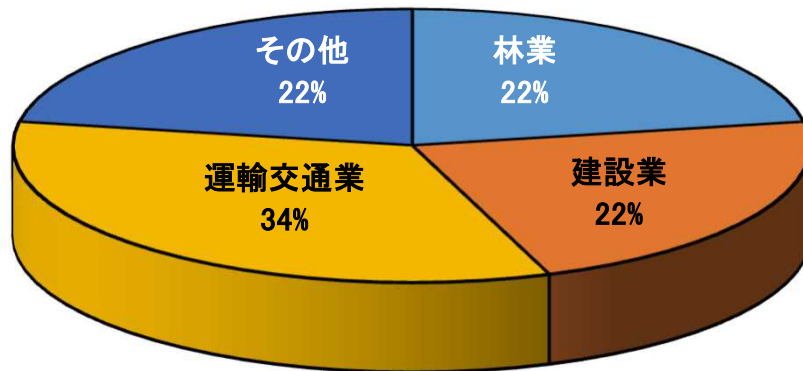
休業災害:令和3年8月末日現在

	死亡災害増減表				休業災害増減表			
	令和2年	令和3年	増減	増減率	令和2年	令和3年	増減	増減率
0 1 製造業				—	11	12	1	9.1%
01食料品				—	1		-1	-100.0%
04木材・木製品				—	6	5	-1	-16.7%
09窯業土石				—	3	1	-2	-66.7%
12金属製品				—		2	2	∞
13～15機械器具				—		1	1	∞
0 2 鉱業				—				—
0 3 建設業				—	5	13	8	160.0%
01土木工事				—	2	8	6	300.0%
02建築工事				—	3	5	2	66.7%
:(02-02木造建築)				—	3	3		
0 4 運輸交通業	1		-1	-100.0%	5	3	-2	-40.0%
03道路貨物運送	1		-1	-100.0%	4	3	-1	-25.0%
0 5 貨物取扱業				—				—
0 6 農林業				—	12	9	-3	-25.0%
02林業				—	11	6	-5	-45.5%
0 7 畜産・水産業				—	6	3	-3	-50.0%
0 8 商業				—	9	5	-4	-44.4%
02小売業				—	7	5	-2	-28.6%
0 9 金融・広告業				—				—
1 0 映画・演劇業				—				—
1 1 通信業				—		3	3	∞
1 2 教育・研究業				—				—
1 3 保健衛生業				—	14	14		
02社会福祉施設				—	10	7	-3	-30.0%
1 4 接客娯楽業				—	2	3	1	50.0%
02飲食店				—	2	3	1	50.0%
1 5 清掃・と畜業				—		2	2	∞
:(01-01ビルメン)				—				—
1 6 官公署				—	1		-1	-100.0%
1 7 その他の事業				—	1	3	2	200.0%
<b>合計</b>	1		-1	-100.0%	66	70	4	6.1%

死亡災害：令和3年8月末日現在

林業	建設業	製造業	運輸交通業	その他	計
2	2		3	2	9

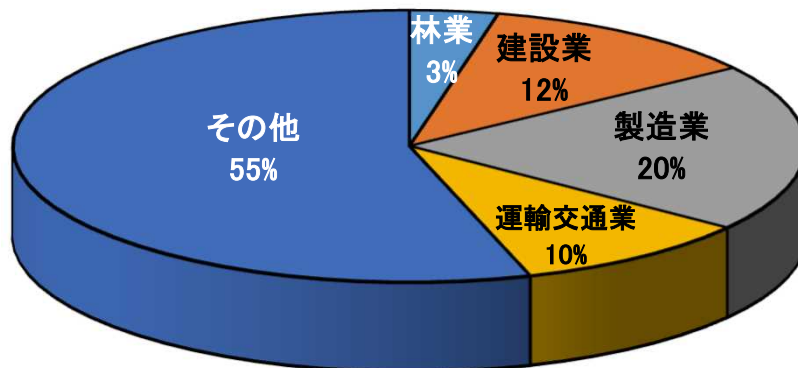
死亡災害業種別構成



休業災害：令和3年8月末日現在

林業	建設業	製造業	運輸交通業	その他	計
34	110	189	93	519	945

休業災害業種別構成





## 令和3年 業種別署別 派遣先労働災害発生状況

死傷災害：令和3年8月末日現在

	合計	宮崎署	延岡署	都城署	日南署
01 製造業	18	8		9	1
01 食料品	9	5		4	
04 木材・木製品	1			1	
09 窯業土石	1	1			
12 金属製品	1			1	
13～15 機械器具	3	2			1
02 鉱業					
03 建設業					
01 土木工事					
02 建築工事					
;(02-02木造建築)					
04 運輸交通業					
03 道路貨物運送					
05 貨物取扱業					
06 農林業	1	1			
02 林業					
07 畜産・水産業					
08 商業	4	4			
02 小売業	3	3			
09 金融・広告業					
10 映画・演劇業					
11 通信業					
12 教育・研究業					
13 保健衛生業	5	5			
02 社会福祉施設	3	3			
14 接客娯楽業					
02 飲食店					
15 清掃・と畜業					
;(01-01ビルメン)					
16 官公署					
17 その他の事業	6	6			
合計	34	24		9	1

## 県内林業死亡災害発生状況(令和元年以降)

年	月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
R01年	5月	激突され	立木等	木材伐出業	男	70代	2年	杉(樹高約23メートル)に追い口を入れた箇所にくさびを被災者が打ち込んだところ、予定した伐倒方向と違う方向へ伐倒木が倒れ、近くで作業していたグラブルの掴みアームに接触した。その反動で伐倒木が被災者の退避場所に滑り、被災者に激突した。
	9月	墜落、転落	トラック	木材伐出業	男	40代	2年	長さ4メートルの丸太約60本を積載したトラッククレーン(最大積載量9.3トン)で林道を被災者は走行していたところ、林道の路肩が崩壊(長さ3.5メートル、最大幅68センチメートル)し、崖下に転落した。
	9月	墜落、転落	地山・岩石	木材伐出業	男	20代	5年	間伐作業現場に向かうため、傾斜約50度の落ち葉で覆われている山道を被災者は歩行していたところ、足を滑らせ滑落(斜距離約12メートル)し、河床の岩で頭を強打した。被災者はスパイク付きの靴を着用しておらず、被災直後、保護帽は脱げていた。
	10月	墜落、転落	不整地運搬車	木材伐出業	男	60代	7ヶ月	傷んだ林道を補修するために川砂利を積載した不整地運搬車を被災者は運転していた。砂利をダンプし、不整地運搬車を旋回等させていたとき、林道の路肩から約6メートル転落し、被災者は不整地運搬車の下敷きになった。
	12月	飛来、落下	立木等	木材伐出業	男	70代	10年	胸高直径約30センチメートルの広葉樹を被災者が伐倒したところ、広葉樹の山側にあった胸高直径約20センチメートルの広葉樹が、高さ約8メートルの個所で折れ、長さ約9.5メートルの先端部分が落ち、被災者に当たった。広葉樹が折れた原因は、つるがらみ、えだがらみがなどが考えられる。
R02年	7月	激突され	立木等	林業	男	50代	5年	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を発見した。杉を伐倒した際、既に倒した伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定する。
R03年 (※)	5月	激突され	立木等	林業	男	70代	25年	杉の主伐現場において、被災者を含む作業員4名でスイングヤードによる集材作業等を行い、被災者は荷掛けを行っていた。被災者が荷掛けの待ち時間にチェーンソーを使用して杉(胸高直径約24cm、樹高約16.9m)を伐倒したところ、伐倒木が近くのかかり木の上へ倒れて退避中の被災者の方向へ滑り、被災者に元口が激突し、さらに付近の倒木との間に胸部を挟まれ
	7月	飛来、落下	立木等	林業	男	50代	39年	皆伐現場において、伐木作業に従事していた被災者が、伐根(杉A)の横で根返りを起こして倒れている杉B(樹高約12m、胸高直径約10cm)の下敷きになった状態で発見された。杉Aと杉Bはつるで繋がっていた。

(※)8月末現在



林業における都道府県別死傷災害発生状況

単位：人

都道府県	暦年	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者
1	北海道	125	5	129	4	116	4	120	4	102	4	125	5	99	5	90	6	102	8	81	4
2	青森	31	1	26		29		24		21		25		23	3	21		30	2	20	1
3	岩手	72	1	68	1	61	3	71		55	3	60	3	56	4	41	2	44		48	4
4	宮城	33		40		35		33	1	28		37	1	29		32	1	26	1	31	2
5	秋田	53		42	3	38	3	38		46	3	40	1	34	1	39	3	41		39	3
6	山形	20		21	1	23		25		22	3	21		7		12	1	15	1	9	
7	福島	41		29	1	34	3	32	2	24	1	45	1	25		38	1	29	1	28	1
8	茨城	11		11		11		14		14		11		12	1	13		11		17	
9	栃木	23		17		19		29		24	2	21		13		20		6		18	
10	群馬	38		33	2	24		22		37		30	1	27	1	22	2	18		26	1
11	埼玉	16		9	1	6	1	14		6		4		11	1	7	1	5		7	1
12	千葉	8		16		9		3		6		10		4		5		2		5	
13	東京	16		20		18		6	1	15		9	1	8		9		6		4	
14	神奈川	18		12		18		7		12		16	1	11		17		13		19	
15	新潟	26	2	15	1	20		15		16		14	1	14		19		14	3	13	
16	富山	18		13		7	1	7		3		9		7		7		4		10	1
17	石川	16		26		22		15	1	22	1	11		15		19	1	13		14	
18	福井	31	1	15	1	22	2	21		15		19		18	1	11	2	11		16	
19	山梨	29	1	27	1	20		17	1	19	2	23	1	12		11		14		14	
20	長野	71	1	60	1	64	4	58	1	61		44	1	37	1	40	1	40	1	48	1
21	岐阜	75		56		64		64		61	2	60	1	55	3	68		51	1	44	1
22	静岡	93	3	58	1	49		44	2	52	1	42		35	1	59	2	27	1	39	1
23	愛知	36	1	17		26	1	27		18	1	12	1	20	3	13		10		19	
24	三重	74		70	2	47	2	44		36		54	3	36	1	35	1	26	1	41	
25	滋賀	28	1	21		17		14	2	10		4		11		15		5	1	3	
26	京都	53		60	1	40	1	38	1	37	1	36	1	26		30		26		23	
27	大阪	13		3		8		6		5		6		4		3		4		2	1
28	兵庫	51	1	49		46	1	35	3	46		35		43		27	1	33		37	1
29	奈良	57	1	59		46		48		41	1	35		30	1	38	1	32		39	1
30	和歌山	75		62		62		53	2	51		56	1	50		48		55		33	1
31	鳥取	32	2	34		28		24	1	27	2	20		16		18		13		24	1
32	島根	79	2	56	1	50		64	1	53		46	1	39	1	23		37	1	34	
33	岡山	79		62	2	48		33		55	2	47	1	31		34	1	34	1	34	
34	広島	75		52	1	55	1	43		66		59	1	41		37		30		34	
35	山口	66	1	59		32		39		33	1	32		24		27		26		21	1
36	徳島	45	2	45		30		26	2	31		32		23	1	31		8		18	
37	香川	29		12		6		15	1	19		13		7		13		11		9	
38	愛媛	70	2	54	3	51		48		29		36	2	35	1	30		40		31	
39	高知	119	1	102	1	78	1	93	4	89		83	1	71	3	61	1	63		79	3
40	福岡	47	1	49	1	42		32	3	31		33		28	1	19		24		31	2
41	佐賀	16	1	11		17		17	1	16		14		11		11		11		12	
42	長崎	17	1	20		16		10		15		7	1	14		12		12		9	
43	熊本	64	2	63	2	49	2	43	3	58	1	41	1	34		42		46	2	33	
44	大分	59	1	46	2	61		46		40	1	54	1	53		53	1	35	2	29	1
45	宮崎	111	2	93		105	6	84	4	99	3	71	3	67	5	73	1	88	5	77	1
46	鹿児島	65	1	55	3	53	3	46	1	50	3	57	5	48	1	48	1	57	1	51	2
47	沖縄					1		4		3		2				1				2	
	合計	2,224	38	1,897	37	1,723	39	1,611	42	1,619	38	1,561	41	1,314	40	1,342	31	1,248	33	1,275	36

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」「死亡災害報告」

※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするものを除いている。

宮崎労働局発表  
令和3年10月1日解禁

【照会先】  
宮崎労働局 雇用環境・均等室  
室長 狭間 美恵  
監理官 中玉利 浩治  
企画・調整係 飯村 祐哉  
(代表電話) 0985-38-8821  
(直通電話) 0985-38-8821

## 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（令和3年10月）

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。

取材・報道等にご活用ください。

令和3年10月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

10月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	林業労働災害防止強調運動連絡会議(会場:宮崎合同庁舎2階大会議室、時間:13:30~15:30) 県北地域障がい者ふれあいオンライン面談会(会場:ハローワーク延岡・ハローワーク日向、時間:09:00~17:00)
5	火	働き方改革関連法に関する説明会(主催:日南労働基準監督署、場所:南郷プリンスホテル会議室、時間:14:00~16:30) 職業訓練校説明会(オンライン開催 13:20~ ハローワーク都城)
6	水	
7	木	
8	金	働き方改革関連法に関する説明会(主催:宮崎労働基準監督署、場所:JA AZMホール 302研修室、時間:14:00~16:30)
9	土	
10	日	
11	月	県北地域障がい者ふれあいオンライン面談会(会場:ハローワーク延岡・ハローワーク日向、時間:09:00~17:00)
12	火	職業訓練校説明会(13:20~15:30、ハローワーク都城 都城合同庁舎2階会議室)
13	水	第三次産業労働災害防止研修会(小売業)(主催:都城労働基準監督署、会場:都城地区建設業協会 2F会議室、時間:13:30~15:00) 職業訓練校説明会(14:00~15:00、ハローワーク小林 2階大会議室)
14	木	第三次産業労働災害防止研修会(社会福祉施設)(主催:都城労働基準監督署、会場:都城地区建設業協会 2F会議室、時間:10:00~11:30) 職業訓練校説明会(13:30~15:30、ハローワーク日向 2階会議室)
15	金	社会福祉施設労働災害防止・関係者連絡会議(会場:宮崎合同庁舎2階大会議室、時間:13:30~15:30)
16	土	
17	日	
18	月	県北地域障がい者ふれあいオンライン面談会(会場:ハローワーク延岡・ハローワーク日向、時間:09:00~17:00)
19	火	職業訓練等説明会(13:30~15:50、ハローワーク延岡 2階大会議室)
20	水	都城地域障害者ふれあい合同面接会(会場:ホテル中山荘、時間:13:30~15:30)
21	木	メンタルヘルス対策研修会(主催:都城労働基準監督署、会場:ウエルネス交流プラザ(都城市)、時間:14:00~15:30)
22	金	小林地域障害者ふれあい合同面接会(会場:小林中央公民館、時間:13:30~16:00)
23	土	
24	日	
25	月	県北地域障がい者ふれあいオンライン面談会(会場:ハローワーク延岡・ハローワーク日向、時間:09:00~17:00)
26	火	働き方改革関連法に関する説明会(主催:延岡労働基準監督署、場所:日向ひとものづくりセンター 視聴覚室、時間:14:00~16:30) 宮崎地区障害者ふれあい合同面接会(会場:ニューウエルシティ宮崎、時間:13:30~16:00)
27	水	職業訓練校説明会(14:00~、ハローワーク日南 2階会議室)
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	
備考		

# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橘通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028



## 宮崎県最低賃金 10月6日より(時間額)



# 821円

宮崎県最低賃金は、10月6日から時間額821円に改定されます。最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障するもので、年齢やパート・学生アルバイトなど雇用形態の

違いにかかわらず、県内で働く全ての人に適用されます。

宮崎労働局では、今後、最低賃金額の周知に向けて様々な取組を実施していきます。



詳しくは、宮崎労働局労働基準部賃金室(電話：0985-38-8836)までお問い合わせください。

## 就職氷河期世代の 転職を支援

オンラインメディアツアー開催



メディアツアーの様子

就職氷河期世代への支援情報を広く周知するため、9月7日に報道機関に対して「就職氷河期世代活躍応援オンラインメディアツアー」を労働局、ハローワーク宮崎、ポリテクセンター宮崎、支援を受け就職した方々及びその採用企業2社の参加により開催しました。

ハローワーク宮崎専門窓口の対象者の態様に応じた個別支援、ポリテクセンターの職業訓練+就職支援の内容を紹介し、支援を受けて就職した方からは「未経験職種への就職は不安だったが職業訓練で学んだことを活かせる就職ができた」企業担当者からは「異業種で培った経験や技能を発揮しており採用して良かった」といった生の声を発信しました。



## 最賃引上げ中小企業支援等の活用を 経済4団体に要請



(左) 宮崎県商工会議所 甲斐専務理事  
(中) 宮崎県経営者協会 河野専務理事  
(右) 田中宮崎労働局長



(左) 宮崎県中小企業団体中央会 野口専務理事  
(中) 田中宮崎労働局長  
(右) 宮崎県商工会連合会 奥野専務理事

田中労働局長は、8月30日に宮崎県経営者協会、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県中小企業団体中央会及び宮崎県商工会連合会を訪問し、最低賃金の引上げに伴う中小企業支援策の申請について、会員の事業主の皆様へ周知していただくよう協力要請を行いました。

10月6日から宮崎県最低賃金は、821円に上げられますが、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症拡大の影響や最賃引上げの影響を受ける事業主の皆様を支援するために業務改善助成金及び雇用調整助成金等の要件

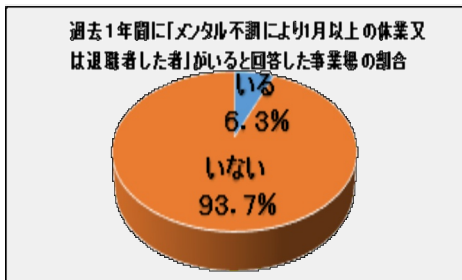
緩和・拡充を行っています。

最賃引上げ後は助成金の対象となる時間額が変わりますが、支援は継続しますので、事前にご相談ください。



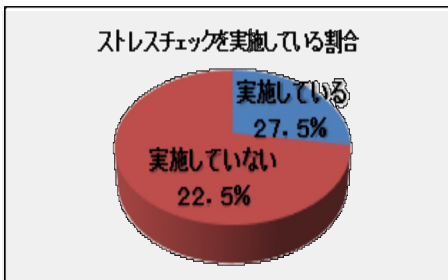
# メンタル不調を訴える労働者がいる事業場の割合は全国平均の1.5倍

## メンタルヘルス自主点検結果



県内の事業場規模10人以上30人未満の事業場から無作為に抽出した500事業場に対して自主点検を送付し、回答があった240事業場の結果をとりまとめました。

その結果、昨年度1年間に「メンタルヘルス不調により1月以上休業した又は退職した労働者がいる」と回答した事業場の割合は6.3%で、同規模の全国平均4.2%の1.5倍となりました。



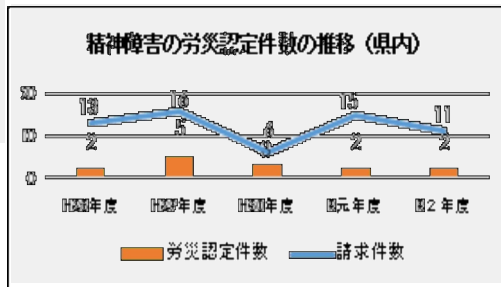
また、ストレスチェックを実施している事業場の割合は27.5%で、同規模の全国平均53.5%を大きく下回る結果となりました。

精神障害による労災請求件数は全国的には年々増加傾向にあり、県内においても令和2年度の精神障害による労災請求は11件となっています。10月1日からの全国労働衛生週間に契機に自社のメンタルヘルス対策の実施状況を確認いただき、ストレス

**ストレス** チェック及びメンタルヘルス対策重点項目  
 (①担当者の選任②管理監督者への教育研修

③労働者への教育研修④心の健康づくり計画の策定)の積極的な取り組みをお願いします。

併せて、メンタルヘルス対策助成金の活用についても検討ください。



イキイキとした職場環境づくりを応援します!  
**「メンタルヘルス対策関係助成金」**

- ①心の健康づくり計画助成金
  - ②ストレスチェック助成金
  - ③職場環境改善計画助成金(事業場コース)
- 【問い合わせ先】  
 ・労働者健康安全機構(0570-783046)  
 ・宮崎産業保健総合支援センター(0985-62-2511)

## セクハラ被害を受けたら労働局へ相談を

### 雇用環境・均等室がMRTテレビで紹介

MRTの夕方のニュース番組である「Check!」で9月9日に雇用環境・均等室が紹介されました。番組では、セクハラに関する労働局への相談状況や、どのような対応ができるのかについて、アナウンサーからの質問に狭間室長が答えました。

宮崎県内における相談状況について、例年100件前後で推移していますが、昨年度は53件と減少しています。これはコロナの影響による休業や事業の縮小などにより接触の機会が減ったからではないかとの見解と具体的なセクハラ事例を紹介しました。



アナウンサーの質問に答える狭間室長(右)

また、実際にセクハラ被害にあった場合、労働局における紛争解決援助や調停などの制度を利用することにより会社に対する助言や指導が可能であることを説明しました。

セクハラ被害にあった場合には一人で悩まず、雇用環境・均等室(Tel. 0985-38-8821)へご相談ください。

**全国労働衛生週間**  
**10月1日~7日**



《スローガン》  
**向き合おう!**  
**こころとからだの健康管理**

## 中学生が労働法を学ぶ

富田中学校(新富町)で講話

9月16日、富田中学校で「労働条件や労働者の安全等について」というテーマで監督署等に寄せられた相談内容を踏まえ、働く上で必要な諸制度について説明しました。

受講した学生から「アルバイトではいくらもらえますか」「男性でも育児休業を取れますか」など多くの質問が寄せられ、講師から「アルバイトでも最低賃金以上支払われます」「男性でも育児休業を取得する人が少しずつ増えている」などと回答し



オンラインで説明する堀添監督官

ました。

この講話はハローワークで実施しているキャリア探索プログラム(職業講話)として行ったもので、今後の就労に向けて必要な知識を得ることができたとの声もあり、有意義なものとなりました。